

795

179



* 0057269000 *

0057269-000

795-179

中隊の精神訓話

陸軍士官学校将校集会所・編

成武堂

昭和16

AJF


795

179

陸軍士官學校編纂

中隊の精神訓話

東京 成武堂



陸軍士官學校編纂



の精神訓話



東京 成武堂

昭乎與日月競其光
觀乎與高嶽爭其高

昭和二十二年六月

陸軍大臣 土肥原賢二

發刊の辭

故加村中佐は今時事變には私の指揮した部隊に屬し黃河より濟南入城等の戦つに参加せられた後、彼の徐州會戦に際し台兒莊北方地區で實に立派な戦死を遂げられたのである。私はいつ迄も敬虔な感謝の誠を捧げて已まない。處が昭和十三年の夏圖らずも陸士生徒隊長を拜命し内地に歸還して赴任の途次姫路の寓居に中佐の御遺族を御訪ねして親しく御靈前にお詣りした時、御尊父には中佐の遺品の中から取り出されて私に下さつたのが此の精神訓話集である。其の時極めて御謙讓なお言葉で

此の綴は旭(中佐の名)が中隊長時分に作つたものです。之が少しでも生徒さんの御教育の参考にでもなれば旭も懽かし地下で喜ぶ事せうと語られたのである。

私の故中佐から受けた最も深い印象は、中佐は實に至誠の士で責任觀念極めて旺盛であつたといふことである。この點は平時に於てもよく顯現せられて此の訓話の記録の如きも多忙な中隊長時代並々な努力を拂はれたからこそ出來たものであると思ふのである。

云ふ迄もなく軍隊教育の眞髓は精神要素の涵養であり、之が本源は 勅諭及 勅語に則るのであるが訓話も亦有力なる一手段である。

本書の内容は時代的には稍、古く且所説尙推敲を要する點もなしとしないが中佐が熱の權化とも云ふべき偉大な教育者であつたのみならず平戰兩時を通じ之を自ら實踐せられて終に武人の典型として立派な戦死を遂げられたのであるから中佐身を以て本書の價値を證明せられてゐるのである。私は此の二重の感銘より更に故中佐に對する景仰の念を深め爾來之を學校記事に寄稿して回を重ねた次第である。然るに其の分量が相當多く逐次之を掲載して居たのでは今後尙多くの時日を要すると思はれるので寧ろ一日も早く之を取り纏めて一書にした方が何かと好都合であると考へ茲に之を刊行し敢て一般に推賞する次第である。

昭和十六年四月二十六日(故中佐戦死三周年の日)

陸軍士官學校幹事 赤柴八重藏

序言

一、中隊長として始めて精神訓話を實施した時、深く腦裡に印象したことは

1、年々歳々訓話の都度準備に多くの時間をかけたのでは、或は他の仕事に影響を及ぼすかも知れない。又研究を進めることも困難であらう。

2、準備が億劫なので、自然豫定の實施が不確實となつたり疎漏な準備で豫定を帳消しにしたりするやうなことがあるかも知れない。といふことであつた。

そこで原稿を保存して置いたならば、準備の時間を節約し且つ節約し得た時間で、更に研究を進めることも出来るであらう。又、天候等の關係で、豫定を變へて突然訓話を實施することになつても、中隊長に事故のあつた場合、遽に中隊附將校に訓話を命ずることになつても何等躊躇することなく直ちに實施が出来るであらう。かやうに考へて最初の原稿を保存し、逐次補修訂正を加へて來たのである。

今回これ等原稿を整理する機會を得たので、茲に印刷配布することにした。もとより淺學非才加ふるに研究不充分、各種資料の寄木細工であつて、諸官にお目に掛ける程のもではないが、萬々一多少なりとも參考となる所があつたならば望外の幸である。

二、本原稿の訓話は、かなり分量が多いやうに思はれるかも知れない。實際これだけの訓話を實施する爲には、初年兵掛教官の抗議も撃退せねばならなかつた。夜間或は起床直後を利用することも屢々であつた。而もこれ等の困難を排して實施した理由は、元來精神教育が意志の鍛鍊と感情の純化と知見の開發とを要求し、その中でも強固なる意志の鍛鍊と純美なる情操の陶冶とは教練内務否兵營生活全體に互つて行はるべきものであるが、知見の開發は主として訓話に依らなければならぬ。さうして壯丁の素質に鑑みる時は、何としても本原稿の程度に、知見を開發することが必要であると信じたからである。

筆者

中隊の精神訓話目次

序言

第一節 勅諭勅語	一
一、入隊式と御眞影奉拜	一
二、勅諭の前文	二
三、軍人に對する御信任	六
四、忠節	九
五、禮儀	三
六、武勇	六
七、信義	三
八、質素	三
九、誠心	三
十、明治大正昭和の御代に於て軍人に賜りたる勅諭勅語と軍人精神	四
十一、昭和元年に賜りたる勅諭	七
十二、在郷軍人に賜りたる勅語	五〇

第二節 國體の特長

一、我が國建國に關する神話……………三

二、建國の精神……………六

三、我が國體……………七

四、國體の特長（其の一）……………七

五、國體の特長（其の二）……………七

六、國體の特長（其の三）……………七

七、國體の特長（其の四）……………七

八、國體の特長（其の五）……………八

九、外國の國體……………九

十、我が國體の價值……………九

十一、正義の歌……………一〇

第三節 國防及國軍建設の本旨……………一〇

一、建軍の本義……………一〇

二、我が徵兵制度と兵役の名譽……………一一

三、戦争と服從……………一二

四、絶對服從……………一五

五、絶對服從の根源

六、國力と國威……………一三

七、平和運動と戦争……………一六

八、國家總動員……………一九

九、歐洲大戰後の平和運動……………二三

十、我が國の軍備と吾人の覺悟……………二六

十一、國民訓練……………二八

第四節 皇室に關する事項及祝祭日紀念日

一、祭政一致……………一四

二、神宮……………一五

三、大正天皇祭と大正天皇の御聖德……………一五

四、正月に現れた我が國民性……………一五

五、四方拜、元始祭、新年宴會……………一六

六、陸軍始……………一五

七、紀元節と神武天皇の建國の三大綱……………一六

八、陸軍紀念日と日露戦争回顧……………一六

九、春秋季皇靈祭と崇祖敬神……………一七

十、神武天皇祭と神武天皇の御聖徳……………一七三

十一、天長節と今上陛下の御聖徳……………一七五

十二、靖國神社……………一七九

十三、海軍紀念日と日本海々戰……………一八三

十四、神嘗祭……………一八五

十五、明治節と明治天皇の御聖徳……………一八七

十六、新嘗祭……………一九一

第五節 聯隊歴史及史實……………一九四

一、赤穂義士の誠忠……………一九四

二、源 賴朝……………一九六

三、軍旗の尊嚴……………一九六

四、必勝の信念……………二〇三

五、菅原道真……………二〇五

六、佐久間艇長……………二〇九

七、楠木正成……………二一一

八、元 寇……………二二五

九、乃木將軍……………三三一

第六節 思想……………三三四

一、感謝……………三三四

二、私 心……………三三九

三、足るを知る……………三三五

四、安 分……………三三八

五、共存共榮……………三四三

六、打 算……………三四七

七、自由と束縛……………三五〇

八、不平と發憤……………三五四

九、社會主義の起りと我が國體……………三五六

第七節 良民教育……………三三八

一、時 間……………三三九

二、輿論と群衆心理……………三六一

三、國憲國法……………三六三

四、選 舉……………三六七

五、裁 判……………三七〇

六、地方自治……………三七四

七、納税……………二七五

八、働きと娯樂……………二七八

九、馬事と軍事……………二八四

十、國家の救済……………二八八

十一、國旗……………二九三

十二、虚禮廢止と除隊土産……………二九六

十三、軍隊教育の效果……………二九七

十四、有事に處する心得……………三〇三

十五、國民性……………三〇七

第八節 教練演習……………三一五

一、教練と軍紀及軍人精神……………三一五

二、夜間戦闘は歩兵の特色……………二二七

三、彈藥の節用……………三三〇

四、攻撃精神……………三三三

五、必勝の信念……………三三六

六、機動及行軍と靴……………三三一

七、堅忍……………三四四

八、犠牲的精神……………三三六

九、協同一致と任務の遂行……………三三九

十、獨斷……………三四一

十一、企圖心……………三四四

十二、團結……………三四六

十三、行軍演習間地方人に對する心得……………三四八

十四、廠營の心得……………三五〇

十五、戰場心理……………三五三

十六、動作の正確と非實戰的行動……………三五七

十七、秋季演習の心得……………三五八

第九節 内務……………三六〇

一、諦め……………三六〇

二、精勵恪勤……………三六三

三、寛容……………三六四

四、同情……………三六七

五、歳末感……………三七一

六、初年兵に對する心得……………三七四

七、兵營は修養の道場……………三七七

八、軍隊家庭及内務班長と兵……………三七八

九、二年兵と戦友……………三八〇

十、食 事……………三八二

十一、入 浴……………三八四

十二、盗みと盗まれ……………三八五

十三、清 潔……………三八八

十四、用 便……………三九九

十五、命令の徹底……………三九一

十六、初一念の貫徹附犯罪……………三九二

十七、拾得と紛失……………三九五

十八、早期診断……………三九六

十九、整 頓……………三九八

二十、金品の貸借……………三九九

二十一、理 髮……………四〇二

二十二、酒 保……………四〇三

二十三、酒と煙草……………四〇五

二十四、元 氣……………四〇六

二十五、贅澤と送金……………四一三

二十六、外出先の心得……………四一四

二十七、元氣と體力……………四一六

二十八、骨身惜むな……………四一八

二十九、眞面目……………四二〇

三十、正 直……………四二二

三十一、獨りを慎め……………四二五

三十二、實 行……………四二七

三十三、反 省……………四二九

三十四、軍服尊重……………四三一

三十五、兵器の尊重……………四三三

三十六、軍隊經理の大要と官物尊重……………四三四

三十七、貯蓄と金錢……………四三九

三十八、花柳病……………四四一

三十九、創意工夫……………四四三

四十、休暇と歸省……………四四四

四十一、誘惑……………四七

四十二、工務兵、専務兵及特業者の心得……………四九

四十三、衛兵勤務の重大……………五〇

四十四、水の節約……………五三

四十五、演習勤務の繁劇と内務……………五三

四十六、返納品の手入……………五四

四十七、除隊直後の心得……………五五

中隊の精神訓話目次 終

中隊の精神訓話

第一節 勅諭勅語

一、入隊式と御眞影奉拜

れから入隊式といふものが行はれる。
 入隊式はとういふ次第であるがと云へば、先づ聯隊全員整列して、軍旗を迎へる。聯隊長殿は、軍旗の下に立たれて、明治
 五年二月四日、明治天皇陛下より賜つた勅諭と昭和元年十二月二十八日、今上陛下より賜つた勅諭とを奉讀せられ、次で
 初年兵一同に對し、訓示を與へられる。それから軍旗を奉送して式を終るのである。
 さてこの大隊式の意義はどうか。
 吉田松陰先生が彼の有名な萩の松下村塾に掲げられた士規七則中に、死して而して後已むの四字は言簡にして意廣し。
 あるが、眞は精神の鍛錬をやつて、確乎たる武士の魂を鍛ひあげるには、死而後已の四字より外に方法がないと、云はれ

軍隊に於ても、やはり同じである。本日から軍人として、精神を鍛錬して、勅諭に御示し遊ばされた軍人の精神、魂を鍛ひ
 あげることになつたに就て、先づ以て第一になすべきことは、死而後已といふこの腹をきめることである。
 今日茲に入隊式を擧げるに當り、大元帥陛下の御親授遊ばされた尊い、軍旗の下で、勅諭を讀み聞かされ、

義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽し
と覺悟するのである。

式後 御眞影奉拜の式が行はれる。

入隊式に於て義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟した初年兵一同は我々軍人の頭首と仰ぎ奉る 大元帥陛下の御眞影を拜し奉つて、この覺悟を以て、軍人の本分を盡すことを誓ひ奉るのである。

以上述べた趣旨を辨へてこれから行はれる儀式に臨むことにする。

二、勅諭の前文

御勅諭は、明治十五年一月四日、明治天皇陛下から我々軍人に下し賜つたもので軍人の精神として、魂として、守り行ふべき道が懇に御諭し遊ばされてある。御勅諭の精神といふものが、よく了解せられ、固き信念となつて腹の底まで浸みこんで、我々の一舉一動悉くが、自ら御勅諭の御趣旨に副ひ奉つてをるやうにならねばならぬ。之で初めて軍人の本分を完うするこ
とが出来るのである。

以下細部に互つて説明する。

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある。

我國の軍隊は御代々天皇御躬ら統べ率ひさせ給ふものである。即ち天皇の軍隊で、他の者が兎や角嘴を容るべきものではないと、仰せられて我國の軍隊はどんな軍隊であるかといふことを、最も明確に御示し遊ばされたもので、全般を通じて非常に大切な御言葉である。

かやうにきつばりと云ひ得る國は世界廣しと雖も、我國の外には無いのであつて、これは主として我國體の然らしむる所である。この事は非常に大切なことであるから、又別に詳しく述べることにする。

大伴物部の兵とも。

大昔は氏族制度と云つて、本家とも云ふべき人が、同じ家の者及其の子孫を率ひ代々定まつた職務を受ついで朝廷に仕へ奉つたものである。

例へば中臣氏といふのは、世々祭祀の任に當り、大伴氏物部氏といふのは世々武備の任に當つたものである。

即ち大伴物部の兵とは代々弓矢を以て、朝廷に仕へ奉つた大伴物部等の軍人といふことである。

中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しらしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ。

中國とは大和地方のことまつろはぬものとは 天皇の大命を奉じて仕へ申さぬ者のこと、高御座とは天皇の御位のことである。

皇孫瓊々杵尊が、天照大神の御命令を奉じて、日向に御降りになつてから、御二代を経て神武天皇の御時に至るまでは、御代々日向にましくして我國を御治め遊ばされたが東の方即ち中國には、尙惡者どもがはびこつて大變騒がしかつた。

天皇はこれ等のまつろはぬ者共を平けて、人民を安んぜんと思召し、舟いくさを率ゐて、日向を發して大和に向はせられ多くの年月をへて、浪速に御著き遊ばされた。

天皇は河内より大和に入らうと遊ばされたが、惡者共の頭 長髓彦と云ふ者が、勢強く御軍を防いだので、天皇は道をかへて紀伊から大和に進まうと御考へ遊ばされた。其のあたりは、山高く谷深く道さへない所が多かつたが、天皇は之をものともし給はず、飛び行く鳥をしるべとし、兵士を勵まし、道を開かせて、遂に大和に入り給ふた。かくて次第に惡者共

を平げ、再び長髓彦を討ち給ふた。

然るに長髓彦の手下の者共が力の限り戦つたので、容易に勝つことが出来なかつた。時に一天遽にかき曇り電さへ降り出し、何處より飛び來つたか、金色の鴉が天皇の持ち給へる御弓の先にとまり、其の光が強く耀いた爲に、悪者共の目がくらんで戦ふことが出来なくなり、遂に大に敗れて、長髓彦も次いで殺されてしまつた。

因に金鷄勳章はこの目出度い由來に依つて、明治二十三年二月十一日に制定せられたもので、陸海軍軍人の武功拔群のものに授けられることになつてをる。

やがて天皇は、宮を畝傍山の東南樞原にたて、御即位の禮を行はせられた。この年を我國の紀元元年として、今日まで二千五百九十三年の年數が經つてをるのである。

二月十一日の紀元節はこの目出度い日にあたるので、國民齊しく之を祝ふことになつてをる。(以上尋常小學國史上卷、第一神武天皇參照)

此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき。

二千五百餘年の間世間一般の状態が推し移つて行くにつれて陸海軍の制度も幾度も幾度も面目を革めた。

古は天皇躬つから軍隊を率ひ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき。

神武天皇が、大和に御遷り遊ばされてから後は、天皇の御威光が追々四方に擴つて來たが、都を遠く離れた東西の國々には尙悪者共が居つて、時々叛いて人民をなやました。

即ち第十二代景行天皇の御代に九州の南の方に住んで居つた熊襲が叛いたので、天皇は御躬ら之を御討ち遊ばされた。後

再び叛いたが、この時は皇子日本武尊をして之を討たしめ給ふた。

第十四代仲哀天皇の御代に熊襲がまた叛いたから天皇は皇后と共に九州に御幸して、之を御討ち遊ばされたが、未だ平かさるうちに崩御遊ばされた。此の頃朝鮮には、新羅、百濟、高麗の三國があつて、中にも新羅は、最も我が國に近く、且つ其の勢が強く、熊襲のあと押しをして居つた。そこで、皇后は、先づ新羅を従へたならば、熊襲は自ら平ぐであらうと思召して、御躬ら兵を率ひて、新羅を討ち給ふた。これが神功皇后様であらせられる。

第三十七代齊明天皇の御代に於て、新羅は支那の唐の助をかりて百濟を攻めたので、百濟は救を我朝廷に乞ふた。そこで天皇は、軍隊を率ひて九州に御進み遊ばされたが、間もなく行宮に崩御遊ばされた。

同 第三 日本武尊

參照 第四 神功皇后

第八 天智天皇と藤原鎌足

以上述べた如く神武天皇の御東幸から大化の新政まで、凡そ千三百年の間は、國內といはず、國外といはず、皇室に從はないものがあつた場合、天皇躬らこれを征せられることになつてをつて、時には皇后皇太子をして代つてこれを討伐せしめ給ふこともあつたが、軍隊統率の大權を臣下に委せ給ふやうなことは、決してなかつたのである。殊に神功皇后 齊明天皇は女性にあらせられながら、自ら軍隊を御統率遊ばされたといふことは、我國の制度の然らしめた所であると云はねばならぬ。

中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人かと設けられしものは兵制は整ひたれとも、第三十三代推古天皇の御代に始めて支那との交際が開かれ段々支那の風が眞似られるやうになつた。

第四十二代文武天皇の大寶年中に、定められた大寶律令といふものは専ら支那風に倣つて出来たものである。これに依ると、中央政府には、八省を置き、其の中に兵部省があつて、總ての軍制を掌ることになつてを以て、其の他中央と地方とに、次のものが置かれることになつて居つた。

勅諭には、其の中の六衛府と左右馬寮と防人とだけを擧げさせられたのである。

中央 五衛府、左右馬寮、左右兵庫
地方 軍團防人等

五衛府とは、宮城の御守衛に任ずるもので、後に左右衛門府左右衛士府左右兵衛府の六衛府になつた。左馬寮右馬寮は馬を飼養訓練する所、左兵庫、右兵庫は兵器を收藏する所である。軍團は諸國にあつて其の組織は徴兵制度である。

防人は、九州沿岸防備の任に當るものである。

かやうに支那の制度に倣つて、軍制は立派に整へられたといふことを、仰せられたのである。

参照 同 第六 聖德太子

第八 天智天皇と藤原鎌足

打ち續ける昇平に狙れて朝廷の政務も漸く文弱に流れれば兵農おのつから二に分れ古乃徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり。

文武天皇の次の第四十三代 元明天皇の御代に、都を奈良に定めさせられた。これから御七代七十餘年の間を奈良朝時代とす。

この時代には幸に太平が續き且支那との交通が盛になつて、學問技藝等は大變進歩したが、一方に於ては人々の風俗が凡て華かになつて來た。

第五十代桓武天皇の御代に都を今の京都に定めさせられた。桓武天皇から第七十代後冷泉天皇の御代までを平安朝時代とす。

平安朝の初めの頃は朝廷の御威光が盛んであつたが、間もなく藤原氏が勢を振ひ朝廷の政治を恣にし、藤原氏に縁なきものは全く勢を失ふといふやうな有様になつた。

第五十九代宇多天皇は、かねてから藤原氏の勢の餘りに強いのを憂へ給ひ、菅原道真を用ひて其の勢を分たんと思召されたが、道真は讒せられて筑前の太宰府に流された。道真が却けられて、宇多天皇の御志が空しくなつた後、藤原氏は益々勢を得獨り朝廷の政治をとつて我儘の振舞多く、日夜遊樂に耽つた。

藤原氏が榮華を極めて地方の政治を顧みないから、都は太平無事であつたが、地方の政治はなか／＼整はなかつた。

地方の役人は、自分の利益のみを圖つて人民を苦めたから、其の苦みに堪へかねて、流浪の身となるものが多く、次第に世の中の秩序が破れ、盜賊が横行するやうになつた。又大寶律令の軍團の徴兵制度も、次第に崩れて來た。

一方藤原氏に抑へられて、都で立身出世の出来ない人々は、地方の官吏となつて諸國に下り、土地を開墾して其のまゝ其の地に止つて豪族となるものが多かつた。

地方が亂れて盜賊流民が横行しても地方の役人に世の中の秩序を恢復する力がないので、これ等の豪族は、各自の利益幸福を保護するために、私兵即ち武士を養つて警察の様な役目に當らせた。

そこで農民中の元氣のある者は、平素から武術を修め、所謂壯兵になつて豪族に仕へ然らざるものは農に従ふと云ふ様に

なつた。

- 第九 聖武天皇
- 第十四 藤原氏の専横
- 第十 桓武天皇と坂上田村麿
- 第十六 源義家
- 第十三 菅原道真
- 以上参照

兵馬の權は一向に其の武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其の手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ。

地方の豪族即ち武士共の頭の中で、最も著しいのは源氏と平氏とである。この頃屢々地方に争亂が續いて朝廷の軍隊を以て伐たしめられても、都の風に染み込んで文弱に流れた軍隊では、之を鎮めることが出来なかつた。そこで自然澤山な強い私兵を持つてをる平氏とか源氏とかに命じて、討伐せしめらるゝ様になつて、これから武士の勢がだん／＼高まつて來たのである。

源氏は清和天皇より出で、早くより勢強く代々功を立て、武名を擧げたが、義家に至つて最も著はれた。即ち前九年の役後三年の役の戦功が之である。

平氏は桓武天皇より出で、其の勢は一時源氏に劣つたが、保元平治の兩度の亂によつて、久しく勢のあつた源氏が衰へ、平氏は次第に盛となり、清盛は勢の盛になるにつれて、我儘の振舞多く、遂に後白河法皇をおしこめ奉るに至つた。こゝに於て、法皇の御子以仁王の命に依つて、源頼朝を始め諸國に潜んで居つた源氏は一時に起つて遂に平氏を壇の浦に亡した。

頼朝は、平氏を滅して大功を立てた弟義經をいとなんで、之を除かうとしたので、義經は北國の方に逃れた。頼朝は朝廷の

お許を受けて義經を捕へ且つ叛亂に備へることを名として、諸國に守護地頭を置いて、部下の武士を之に任じ、自らは全日本六十六國の守護地頭の頭になつた。そこで頼朝は、坐ながらにして天下の實權を握る様になり、紀元一八五二年には、征夷大將軍に任ぜられ、遂に天下の政治を執るに至つた。

この武家政治は、鎌倉幕府時代、南北朝時代、戰國時代を経て徳川時代まで凡そ七百年の間續いたのである。

- 第十六 源義家
- 第十八 平重盛
- 第十七 平氏の勃興
- 第十九 武家政治の起

世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺聞しき次第なりき。

時勢の變遷は、自然の成りゆきで、何とも致し方の無いことであるとはいへ、兵馬の權が、漸次武門に移り、遂に政治の大權までも其の手に歸し、天皇は唯々空位に在らせられるが如き有様になつたといふことは、一つには我國柄に戻ることともなり、一つには又我皇室の御先祖方の御定めになつた御事に背いたことにもなり歎しいことであつた。

降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ。

徳川家康は、信長、秀吉にならつて、朝廷を敬ひ、諸大名に命じて皇居を造らせ、又御料を増し奉つたが、政治の實權は自ら之を握り、京都所司代を置いて、ひそかに朝廷及び公卿を抑へることを圖つた。

三代將軍家光に至り、キリスト教を禁絶する爲、國民の海外に出ることを許さない上に、西洋人の我國に來ることをも嚴禁した。

これ以来西洋諸國との交通は、久しく絶えたが、たま／＼寛政四年ロシアの使が根室に来て、通商を請ふて許されなかつた爲に、樺太、千島に寇し、次でイギリス船が来て、長崎を騒がすと云ふ様な事件も起つて来た。こゝに於て、國民の中に之を憤るものが多く、攘夷の論が頻に起つて、幕府は令を下して、海防を嚴にさせ、遂に仁孝天皇の御代には外國船の撃ち拂ひをさへ命ずる様になつた。

外には外國との關係が始つて、漸く事多からんとするに當つて、内には學問の進むに従ひ尊王の論が大に起るに至つた。即ち徳川光圀、本居宣長、竹内式部、山縣大貳、高山彦九郎、蒲生君平、林子平等が、相次いで名分を正し、國體を明にした爲、人々は愈々我國體を辨へ、我大日本帝國は、萬世一系の天皇が大政を御親らし給ふべきものであつて、幕府が政を専らにするのは、道理にたがつてをることを悟る様になり、尊王の論は益々勢を加へて来た。

孝明天皇の御代嘉永六年アメリカ合衆國の使節「ペリー」が軍艦四隻を率ひ、浦賀に来て通商を請ふた。

しかし幕府は、事重大と見て容易に之を決することが出来なかつたので、「ペリー」は再び来て返答を受けることを約して歸つた。

そこで幕府は、直に其の由を朝廷に申し上げ、又諸大名にも意見を求めたがな／＼意見がまとまらなかつた。そのうちに翌安政元年となり「ペリー」は再び来て先の返答を求めたので、幕府は遂に已むを得ず、和親條約を結んだ。しかし尙通商は許さなかつた。

其の後間もなく「ハリス」が總領事としてやつて来て、將軍家定にまみえて、世界の形勢を説き、しきりに通商を開くことを進めた。そこで幕府は遂に通商條約を定めて、勅許を乞ひ奉つた。

天皇は國論が未だ定まらないので、大變御心配遊ばされ、容易に勅許あらせられなかつた。

一方幕府は「ハリス」が激しく迫つて来るので、遂に勅許を待たずして通商條約を結び、次で、オランダ、ロシア、イギリス、フランスの四國とも同じく條約を結んでしまつた。こゝに於て、天皇は大いに幕府の專斷を御憤りあらせられ、又多くの志士は、時の大老井伊直弼の罪を責めた。

直弼は幕府に反對して居る人々を抑へんとして、安政の大獄を起して、多くの志士を捕へたが、却つて人心を激怒憤慨せしめ、其の結果憤慨の士は直弼を櫻田門外に殺した。

これから幕府の威勢は挫けて、長門藩始め尊王攘夷を論ずるものが多くなつて、其の勢は益々盛になつた。

孝明天皇は、常に朝廷の御威光の振はないのを歎かせられ、又外交の問題に就ても深く大御心を惱し給ふた。

たま／＼長門藩は、幕府をして速かに攘夷の議を決めさせることを朝廷に請ひ奉つたから、天皇は之を容れさせられ、三條實美等を勅使として江戸に下し、攘夷をうながしめさせられた。將軍家茂は、勅使を手厚くもてなし、謹んで其の命を奉じた。

これから朝廷の御威光は高まつて政治の中心は次第に京都に移つて来た。家茂は文久三年五月十日を以て、攘夷を實行することに決め、之を朝廷に申し上げ、又諸大名にも通知した。

五月十日になると、長門藩は下關海峡で外國船を砲撃して攘夷のさきがけをなし、次で攘夷の親征を朝廷に請ひ奉つた。然るに一方には、薩摩、會津などの諸藩で、溫和論を唱へるものがあつて親征の不可なることを朝廷に申し上げた。

そこで朝議は俄に變つて、一先づ親征を御中止となり、長門藩士等の入京を禁じ、又攘夷を主張した三條實美等七人の公卿を却けることになつた。長門藩士等は、其の無實の罪を訴へて入京し、薩摩會津の藩兵は之を防いで、戦が所々に起つた。

そこで朝廷は、其のみだりに兵火を開いた罪を責めて、長州追討の命を幕府に下し給ふた。幕府は諸藩に令して、海陸より進み伐たしめたが、長門藩主はひたすら其の罪を謝したので、追討の軍は直ちに引上げる事になつた。然るに幕府では、尙厳しき處分を長門藩に加へんとして再び之を伐たせたが、この頃には幕府の威信は全く失せて、薩摩藩などは出兵の命をきかず、幕府の軍勢は少しも振はず至る所で利を失つた。たまく將軍家茂が薨じたので、朝廷では勅して戦を止めさせられた。

家茂が薨じてから、慶喜が第十五代の將軍職をついたが、後いくばくもなく孝明天皇もまた崩じ給ふた。この時御年三十六歳にあらせられた。天皇は御年若くして御位に即させられてから、内外多事の時に當つて、一日一夜も御心を安め給ふことがなかつた。

外交の騒しかつた時、勅使を伊勢に遣して宸筆の願文を神宮に奉つて、國難を救はんことを祈らせられ、勅使が京に歸るまで、毎夜御庭に出でまし神宮を遙拜あらせられた。

當時の皇室の費用は誠に乏しく、天皇は御不自由を忍ばせられながらも、常に萬民をあられませられ上も下も悉く天皇の御徳を仰ぎ奉り、朝廷の御威光は年毎に加つて、政權の朝廷にかへる氣運が開けたのである。

第三十九 後光明天皇

第三十八 徳川家光

第四十四 松平定信

第四十七 攘夷と開港

参照 第四十 徳川光圀

第四十五 本居宣長

第四十六 高山彦九郎と蒲生君平

第四十八 攘夷と開港

第四十九 孝明天皇

然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ。

孝明天皇が崩ぜられてから、明治天皇は御年十六歳で御位に即き給ふた。

時に幕府は長州征伐に敗れて其の威權が全くすたれたので、岩倉具視等の公卿はひそかに大久保利通、西郷隆盛、木戸孝允等と結んで、幕府を倒すことを謀つた。

土佐の前藩主山内豊信は大變心配して、家臣後藤象二郎を遣つて大政を朝廷に還し奉らんことを慶喜に説かせたが、慶喜は時勢を見て其のすゝめに従ひ、之を奏上したので、天皇は直ちに之を許させられた。時に紀元二五二七年(慶應三年)で政權が武家にうつつてから凡そ七百年を経て、王政が古に復つたのである。

しかし徳川氏の舊恩を思つて、順逆を誤り、朝廷に手向いするものもあつたが、これも間もなく治つた。

しかし大名の領地は尙もとのまゝで、朝廷の命令がこゝに及ばなかつたので、木戸孝允は大名の支配する土地人民を、朝廷に還し奉ることを唱へ、其のすゝめにより長門、薩摩、肥前、土佐の四藩主は、まづ連合して奉還を請ふたから、他の諸藩主もまた之に準つた。

朝廷即ち其の請を許させ給ひ、暫く舊藩主をしてそれゝ其の地を治めしめ給ふたが、明治四年になつて全く藩を廢して縣を置き、新に知事を任命せられた。

こゝに於て天下の政治は悉く一途に出で、明治維新の大業が始めて出來上つた。

参照 第五十 武家政治の終

第五十一 明治天皇、明治維新

是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の専蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれ。

明治天皇御即位の節は、いろ／＼心配なことが澤山あつて、日本にとつては誠に危い時機であつた。それにも拘らず、茲に維新の大業といふものが出来上つたのは、次の原因によると仰せられたのである。

- 1、文官の方にも、軍人の方にも忠義な臣がつて、自分を輔けて呉れたこと。
- 2、御歴代の御惠深き御徳の賜であること。
- 3、一般に臣民が正しいこと、正しくないこと、の理を辨へ、忠君愛國は、臣民の大義であるといふことを知つてをつたこと。

この御言葉は、誠に御謙遜の仰せであつて、懼い極みである。維新の大業は、明治天皇の御聖徳によらなければ、どうしてこんな速く出来上ることが出来たであらう。實に 明治天皇の御聖徳の賜であると云はねはならぬ。

されば此時に於て兵制を更め我國の光を輝さんと思ひ此十五年が程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ。

維新の大業が出来上つたので、これから大に我國の光を輝かしたいものだと思つて、こゝ十五年が間の日子を苦心に苦心して、現在の如き陸海軍の制度をば建設したと、仰せられたのである。

このうち最も大切なことは、明治六年に徴兵制度が定められ、昔の制度にかへつて、兵制の大本が確立したことである。

夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其の司々をこそ臣下には任すなれ其の大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず。

軍隊を統率するの大權は、自分が親らこれを握つて、唯その細目のみを、便宜上之を臣下に委任する。其大本は決して臣

下に委ぬべきものでないと、仰せられたのである。

明治天皇が、明治十年の亂には京都に、明治二十七八年戦役には廣島に、明治三十七八年戦役には東京に、大本營を設けさせられて、親しく軍の向ふ所を御指揮遊ばされた如く、戦時は勿論のこと、平時と雖も、常に軍務を御親裁あらせられるのはみなこの大方針に則らせ給ふ所である。

子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり。

天皇陛下の末々の御子孫までも、しつかりと上文に仰せられた御趣旨を傳へ、天皇は政治の大權と、兵馬の大權とを、手のひらに握るべきものであるといふ筋合をもち續けて、中世以降の如き失體を二度と重ねてはならないと、御希望あらせられたのである。

中世以降の失體とは、前文に御示し遊ばされた所の政務が文弱に流れ、遂に武家がはびこるやうになつたことを、仰せられたのである。

以上をまとめて申すならば、

- 一、我國の軍隊は、天皇躬ら率ひ給ふ所の軍隊であること。
- 二、中世に至り、政務が文弱に流れ、遂に武家がはびこるやうになつたため、軍隊は天皇躬ら率ひ給ふものであるといふ筋道が、崩れて来たばかりでなく、政治の權までも武家に歸して、七百餘年の間、武家政治が続いた。これは全く我國體に反したことで遺憾であつたこと。
- 三、皇祖皇宗の御蔭と、我國民の國體に關する自覺とによつて、古の制度に復したこと。

四、文武の大權は、天皇親ら御攬りになるべきものであるといふ筋合を永く相傳へて再び今までの様な無様なことがあつてはならないこと。

三、軍人に對する御信任

既に述べた四つのことを仰せられた後、更に進んで、陛下と軍人との關係を述べさせられ、特に軍人を御信頼あらせらるゝ所の誠に畏い手厚き御言葉賜はつてをるのである。

朕は、汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき

茲に大元帥陛下は、上將官より下一兵に至るまで、畏くも陛下の股肱であると仰せられ、我々軍人を御親愛あらせらるる大御心が、御言葉の内に溢れてをる。

朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るぞかし

世界に類のない我國を護つて、一點の傷をも加へず、我建國の精神を益々世界に押し擴めて、皇祖祖宗の御恵にこたへ奉り、其御恩に報い奉ることが出来るのも、又出来ないのも、一に汝等軍人が其職務を盡すか、盡さないかに由るぞと、仰せられたのである。

我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其愛を共にせよ我武維揚りて其榮を輝きは朕汝等と其譽を偕にすへし

萬一にも、我國の威光が振はない様なことがあつたならば、自分と共に心配をして呉れよ。又我國の威光が輝き揚つた場合には、汝等と共に喜ぶであらうと仰せられて、君民一體苦樂を共にすると云ふ御言葉である。

汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯くも深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ。

兵は兵、下士官は下士官、將校は將校、陸軍は陸軍、海軍は海軍、或は歩兵は歩兵、砲兵は砲兵として、各、其職責に應じて其務を盡し、自分と同じ心になつて、國家保護の任に對して全力を注ぐならば、我國は益々隆へて、我國民は幸福に暮して行くことが出来る。

かやうに汝等軍人を頼みにしてをるのであるから、猶訓へ諭しておくことがあるといふ仰である。

かくの如く陛下は軍人との關係を人間の頭と手足との關係にたとへさせられて、茲に最も親密なる關係あることを仰せられ、更に陛下が天照大神の御考へを御繼ぎになつて、建國の精神を押し擴げて、其目的を御達し遊ばされることが出来るのも、出来ないのも、言ひ換ふれば陛下としての御務めを、御果し遊ばされることが出来るのも、出来ないのも、一に軍人が其職務を立派に盡すか、盡さないかに因る。軍人がよく其職分を守り、君民一體となつて、其務を盡したならば、我國民は永く幸福を受け、我國の光は世界中に光り輝くことになる、仰せられたのである。

我々は軍人なるが故に、この御手厚き御言葉を頂いてをるのである。これに越した光榮がまたとあらうか。誠に感激の外はないのである。

この有難い御言葉は、唯、今回だけ賜つたのではない。又明治天皇陛下からだけ頂いたのでもない。數回に亘つて、歴代の陛下から頂いてをるのである。

即ち明治二十七八年戰役後、明治三十七八年戰役後、大正天皇御踐祚の時、大正三年乃至九年戰役後等に賜つた勅諭勅語、何れにも。

朕が親愛する陸海軍人に告ぐ

と仰せられてをる。

又股肱なる御言葉賜つたことは、この明治十五年一月四日の御勅諭を初めとし、明治二十七八年戦役後の勅諭に二箇所、明治三十七八年戦役後の勅諭に一箇所、先帝陛下御踐祚の時の勅諭に一箇所、今上陛下御踐祚の時の勅諭に一箇所、勅諭下賜五十周年に當り下賜せられた勅諭に一箇所、前後七回であつて、最近の勅諭下賜五十周年に當り下賜あらせられた勅諭には、

朕は切に汝等を股肱と頼み先朝の愛撫し給へる軍隊に信倚して國基を恢弘し國光を宣揚し以て列聖の照鑒に對へむことを
庶幾ふ

と仰せられて、何とも申上げ様のない有難い御言葉賜つたのである。かくの如く、軍人を御親愛遊ばされる有難き御思召により、毎年陸軍始、天長節、又特別大演習、御即位の御大典及凱旋等の際には、必ず觀兵式を仰せ出され、親しく軍隊を御閱覽遊ばされるのである。

この觀兵式には、一方に於ては、誠に畏いことながら、身分低き一兵に至るまでに、拜謁することを御許し遊ばされたものと察し奉るものである。

天皇を御助け申上げて、建國の精神を發揚することを天職とする我々である。三千年來限りなき大恩に浴して居る我々である。たとへこれ等の仰せがないにしても、我々國民としては、死を以て皇室の御爲に盡すのが當然である。

然るに猶ほかくの如き有難い御言葉を頂くに於ては、愈、益、粉骨碎心、大御心に副ひ奉るの覺悟を堅くせねばならぬ次第である。

四、忠 節

忠節とは、眞心を以て 天皇に事へ奉ることである。眞心を以て 天皇に事へ奉るといふことは、よく 天皇の大御心を體し、誠心誠意天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることである。

我國は皇室の御開きになつた國であり、皇室あつての國民であるから、眞心を以て皇室に仕へ奉ること、即ち忠節といふことは、我國民の守るべきすべての道の目標であり、軍人精神の大方針であると云はねばならぬ。

教育に關する勅語に

爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信じ恭儉己を持ち博愛衆に及ぼし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し進んで公益を廣め世務を開き常に國憲を重じ國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉じ

と國民の踐み行はねばならぬ、諸徳を訓へ給ひ、然る後之をひつくるめて、

以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし

即ち忠と御諭し遊ばされたのを拜しても、又御勅諭に於て、先頭第一に忠節を訓へ給ひ、尙禮儀、武勇、信義、質素の條では單に正くすへし、尙ふへし、重んずへし、旨とすへしと仰せられてあるが、忠節の條に限つて、盡すべしと仰せられずして、盡すを本分とすへしと御諭し遊ばされてをるのを拜しても、忠がすべての徳の目標であり、方針であると云ふことを窺ひ知ることが出来ると思ふ。

それであるから、軍人精神として、軍人のため特に一般國民道徳の中から御選び遊ばされた禮儀、武勇、信義、質素の四つの徳も、君を思ふ誠心即ち忠を目標にして行はなければ、本當の禮儀でも、武勇でも、信義でも、質素でもないのである。

要するに第一條の忠節は、軍人精神の大方針であつて、第二條以下はこの大方針に達するための道筋であると云ふことである。

以下御勅諭の忠節の條に就て話をする。

凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なるべき

我國民は誰れでも、生れながらにして忠節の心を持つてをると、仰せられたのである。

我國民は何故生れながらにして忠節の心を持つてをるか云ふことに就ては、別に國體の所で話をすることにする。尙こゝでは、國に報ゆるの心と仰せられ、教育勅諭では、皇運を扶翼すべしと仰せられてをる通り、報國といふも、盡忠といふも、或は愛國といふも、忠君といふも、同一であるが、このことに就ても、亦國體の所で話をすることにする。

況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならされは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし。

國民の中でも、軍人は命を的にして戦場で立ち働かねばならぬものであるから、忠節の心が一層強くなければ、軍人としての役をなさぬ。軍人であつて忠節の心の固くないものは、どんなに射撃とか、銃劍術とかのやうな技が上手であつても、學科がよく出来ても、魂のない人形と同じ様なものである。又軍隊として、どんなに其動作がきち／＼と出来てをつても、忠節のない軍隊は、烏の集りの様なもので、軍隊としての働きをなさないと仰せられたのである。

抑、國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ

こゝでは我國の軍隊は、何のためにあるかといふことを、仰せられたものである。即ち軍隊は、國家を護り、國の權利をもち續ける爲にあるものであるから、軍隊の強い弱いは、直ちに國の隆へるか、衰へるかに關係するものであるといふことを心得てと、仰せられたのである。

世論に惑はず政治に拘らす

世論に惑はずとは、世中にはいろいろ間違つた議論を唱へて、人々を惑はすものがあるが、決して之等に惑はされてはならないといふことである。わけて近頃は、我國體に相容れない説を唱へるものが段々あるから、餘程注意せねばならぬ。尙このことに就ては、先帝陛下御踐祚の時の御勅諭にも、思索の選を慎めと仰せられて、再び戒めさせられたことである。次に政治に拘らずといふことであるが、軍人が政治に關係すれば、だん／＼嵩じて、軍人の間に黨派が出来て、自然に團結が破れ、各黨派は夫々軍隊を味方に入れて、其勢力を擴げやうとして、世の中が亂れて來るのである。我國でも、明治十年頃、軍人が征韓論といふ政治上の問題に關係して、これが因で、西南役といふ大騒動が持ち上つた例もある。

(尋常小學國史第五十一の二西南役参照)

そこで政治上のことに關係してはならぬと、仰せられたのである。

只、一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

只、傍目も振らずに、本分たる忠節を守り、忠義を盡すといふことは山よりも重く、これが爲に死ぬることは、烏の毛よりも輕いといふ覺悟が必要である。守るべきことを守らずに、失態を演じて、不名譽なそしりを受けてはならぬ。

以上を約めて分り易く云へば、

1、軍隊は強くなければならぬ。

何故なれば軍隊は國を護り、國の權利を持ち続けるために設けてある故に軍隊の強い弱いは、直ちに國の隆へるか、衰へるかに關係するからである。

2、軍隊が強いために、忠節を本分とすることが必要である。

何故ならば、忠節のない軍人軍隊はどんなに學術科がよく出来ても、動作が立派でも、まさかの時に役にたかないからである。

3、これが爲には、

一、軍人は一般の人に比べて、一層忠節の心が固くなければならぬ。

二、世論や政治に關係せずに、死を覺悟して、傍目も振らず、只一筋に忠節を守らねばならぬ。

我々は戦時といはず、平時といはず、寐ても寤めてもこの御趣旨を胸に刻み込んで、これが實行に努めなければならぬ。そこで戦時は兎も角、平時はどうしたならば、忠節を盡すことが出来るかと云へば、平素から何でも總て國の爲であると云ふ精神で、自分に當てられた務を、果すといふ事になればよいのである。

我々は學科でも、術科でも、勤務でも、兵器被服の手入でも、何でもかでも、自分で勵まなければならぬのは、國の爲なのであつて、自分の務めが充分でなければ、國の爲に不利益なことが出来るといふ考の下に、日常の務に精を出すと云ふことにならねばならぬ。

これが、平時の忠節である。

五、禮儀

我々は他の人々と共に、この世に生活するものであるから、各自がてんでに勝手なことをして、お互に何の關係もなしにやつて行くといふことになれば、君臣、父子、兄弟、夫婦、他人との間柄がだらしくなつて、世間は實に不秩序極る亂雜なものとなり、國民は一日も愉快な暮しを、続けることが出来ない様になる。こうやつて人々が、集つて協同生活をする以上は、同じ様に圓滿に暮し、利害を争ふこともなく、衝突をさけて愉快に世を送ることにせねばならぬ。

これが爲には、お互に敬の念を以て、自分の身を慎しんで、無禮な舉動をせず、又常に自分の心を引きしめて、氣まゝにしない様に努めなければならぬ。かやうに敬の念が、外に現はれたものを禮儀といふのであつて、つまり禮儀は協同生活を圓滿にやつて行く爲に、最も必要なものであるといふことになる。

教育勅語に、

恭儉己を持し

と仰せられた御趣旨はこゝにあるのである。

さてこの禮儀を守つて世の中の秩序を保ち、共同生活を圓滿にやつて行くために、一番大切なことは何であるかといへば、服従といふことである。

何故ならば、禮儀を守るためには、世の中のいろ／＼な取り決めや、習慣を守ることが必要である。自分の意見を棄て、他人の考へや感情を重んずることが必要である。さうして之等は、皆服従の心から出るものであるからである。

さて軍隊の禮儀はどうであらうか、軍隊とても一つの社會を形づくつてをる以上、圓滿な共同生活をやつて行く上に、禮儀

の必要なことは無論であるが、こゝに一つ考へることは、この禮儀を守ることの必要は、一般世の中の人々以上であるといふことである。

軍隊に於ては、禮儀が守られなければ、亂雑に流れるといふ位な生やさしいことではすまない。全く軍隊の成立を、壊してしまふことになるのである。

今軍隊内に、禮儀が守られずして、或は不和であるとか、或は上官と部下とが相反目してをるとかで、上官の指揮命令が通らない様なことがあるとしたならば、軍隊として十分な働きが出来るものではない。軍隊としての役をなさないことになる。役をなさない軍隊は、あつても無益である、却つて害をなすのである。

かやうに禮儀を守ることが、軍隊成立の大本であるから、御勅諭の第二條に於て、特に禮儀を訓へさせられたものと拜察するのである。

以下御勅諭の條項に就て、説明することにする。

凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものその下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ已か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すべし

凡て軍人には、上は元帥から下は一兵に至るまで、其間に役柄の上下があつて、率ゐるもの、率ゐらるゝものゝ區別があるばかりでなく、同じ階級のものでも、新參のもの、古參のものとがあるから、上のもはや古參のものには、よく服従しなければならぬ。

階級の下のものが、上官の命令を受けることは、上官の命令ではあるが、その實、直に朕の命令を受けると同様であると

心得よ。

そして自分のつき居るべき所でなくとも、上のものには云ふに及ばず、たとへ同級の間柄でも、古參のものに對しては、すべて敬禮を盡さなければならぬ。

これは下の者の上の者に對する禮儀を、御諭し遊ばされたもので、禮儀を守る爲には、前に述べた様に服従といふことが一番大切であるから、特に服従の道に就て仰せられたのである。

又服従の心持を現はすものは正確で厳格な敬禮であるから、更に敬禮に就て仰せられたのである。

又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ

又上の者は下の者に向つて、少しでも輕し侮つたり、驕りたかぶつたりする様な仕打をしてはならぬ。お上の務のために、威嚴を必要とする時は別であるが、其外はつとめて下の者を親切に扱つてやり、専ら慈み深き愛の心で迎へてやる様に心掛けて、上の者も下の者も、お互に一致しあつて、君國のために勵まなければならぬ。

これは上の者の下の者に對する禮儀を、御諭し遊ばされたのである。

上に立つ者が、下の者を侮つて、これを可愛がらない様なことがあれば、自然に無理の仕打も出來て、勢ひ下の者の反抗心を起し、知らず知らずのうちに、禮儀を紊す様なことが出来るから、一方に於ては下の者に服従の道を守る様に、一方に於ては上の者に其言行を慎むやうに御諭し遊ばされたのである。

かやうに上の者が、下の者を可愛がり、下の者が、上の者を敬つてよく服従したならば、こゝに上下の一致が出来る。これが協同心或は團結心となつて、申分のない軍隊が出来ることになるのである。

若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには昔に軍隊の毒毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

萬一軍人たるものでありながら、禮儀を紊して、下の者が上の者を敬はず、上の者が下の者を惠まないで、上下一致の和合を失ふ様なことがあつたならば、それは軍隊の毒毒であるばかりでなく、實に國家のためにも有し難い罪人である。

禮儀を紊して、上下一致の和合を破る様なものがあれば、軍隊としての成立を、根本から破壊することになるのであるから、こんな者を軍隊の毒毒、國家のためにも許し難き罪人とまで、仰せられたのである。

以上を約めて云へば、

1、下の者の禮儀

一、上官の命令、は 陛下の御命令と心得て、よく服従の道を守ること。

二、上級の者や、古參の者に對して總て敬禮を盡すこと。

2、上の者の禮儀

下の者を侮つたり、驅りたかぶつたりすることなく、親切に取扱ひ慈愛を專一とすること。

3、上下共に各、其禮儀を守つて上下一致和合して忠節を盡すこと。

最後に、所屬團隊先輩の禮儀に關する一、二の例を話す。

精神教育資料第四十三號滿洲事變軍事美談集(出征軍人之部)は、最近の參考資料として好適なり。

六、武 勇

爲すべきことは必ず斷行し、爲すべからざることは決してしないといふ意志の力が、即ち勇氣である。誘惑を斥けて慾望を抑さへる克己といふことも、艱難を凌いで辛苦に耐へる忍耐といふことも、小成に安じないで何事も進んでする進取の氣象といふことも、皆勇氣である。

凡そ如何なる事に當り如何なる仕事を執るにも、勇氣がなくてはならない。我々が職業に勵んで、一家を繁昌させるにも、勇氣がいる。或は衛生に注意して、身體を鍛錬するにも、勇氣がいる。又傳染病患者を治療する醫者にも、荒海に乗り出す漁夫にも、勇氣がなければ、其業に従事することが出来ない。

わけて軍人は、身命を投げだして、國家保護の任に當るのであるから、一般の人々に比べて、それ以上に勇氣を持つて居らなければ、到底其本分を完うすることが出来るものではない。御勅諭第三條に於て、特に武勇を訓へさせられた御趣旨は、こゝにあるものと拜察するのである。

以下御勅諭の條項に就て説明する。

夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に望み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきか

昔から我國では、大變武勇を貴んで來たものであるから、日本の臣民であるからには、武勇はなくてはならないものになつてをる。

まして軍人は、戰に出で、敵に向ふの職分であるから、ちよつとの間でも武勇といふことを忘れてよいものか。忘れてはならないと、仰せられたのである。

これは古から尙武の風があつたことを仰せられたもので、武を貴んだ例は數へ切れない程ある。

この尙武の風は、天神が伊弉諾 伊弉冉の二神に天瓊矛アマノムスササヒを授けられ、これによつて我日本の國を建てしめ給ふたことや、天照大神が瓊々杵尊に授けられた三種神器の一に劍を加へられたこと等に源を發するのである。

さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ

それはそうと、武勇といふものには、大勇と小勇との別があつて、同じものではない。無暗な勢にまかせて、前後の考へもなく亂暴な行ひをするのは、眞の武勇といふことは出来ない。

軍人といふものは、平素から能く大義や道理を辨へ、能く膽力を練り、考を充分に廻して萬事を謀る様になければならぬ。たとへ小敵であつても、侮つて油断せず、たとへ大敵であつても、懼れ驚いてうろたへない様にして、自分の職務を立派に盡すことが、誠の大勇であると仰せられたのである。これは血氣の勇と、眞の勇とを區別して訓へ給ふたものである。

我々が既に忠義と道理とを辨へて、しつかりと腹を決めたならば、如何なる大敵に當つても平氣である。大敵が恐しいのは、腹が決まらないからである。又考へを充分に廻して、油断がなければ、小敵だといつて決して侮る様なことは出来ないのである。

昔楠木正成が、後醍醐天皇の詔勅を奉じて、六十餘州皆賊であるといふ状況に拘らず、其一族を集めて、赤坂城で賊と戦つた時には、其兵數僅かに五百人であつた。

即ち正成は、大敵たりとも恐れなかつたのである。

賊將北條高時が、十萬餘人の軍隊を率ひ、赤坂城に攻めよつて見ると、僅か百餘歩ばかりの城である。高時は、こんなちつぽけな城位何だ、手をつかねて陥すことが出来るかと嘲けり笑つた。

即ち小敵を侮つたのである。

賊軍は馬を下り、争つて城に迫つた。正成は之に對し、一齊に弓を射らせ、立ちどころに千餘人を斃した。賊兵は一旦退つて甲を下して休息したが、其所へ伏兵が左右から起り、同時に正成が二百騎を以て門を開けて突き出で、三方から攻めかけたので、賊軍は狼狽して退却した。翌日賊軍は前日にこりて、二つに分れ一つを伏兵に備へ、他の一隊で城を圍んだ。

正成は前もつて城の垣を二重に作り、其の外の方の垣は綱で支へておいたが、城を圍んだ敵はそれとは知らずに、蟻の様に垣に上つた。正成はこれを見て、一度に綱を切らせ、垣と一所に墜ちた敵に對して、上から石を投げ込ませ七百餘人を殺した。

賊は更に道具を作つて、鐵鉤で垣を崩さうとしたが、正成は長柄杓を以て熱湯を注ぎかけ、敵を撃退したといふことである。

又其後渡部川の戦鬪でも賊軍が正成の軍隊を小敵と侮つて大敗したことがある。正成が遠く渡部川の後に陣取り、其一部を橋の所に出して監視させたのに對し、高時は五千の兵を以て攻撃させた。賊軍は監視隊を見てこれを侮り、競うて橋に向つて突進した。監視隊は、偽り退却したのであるが、賊軍は其逃げるを追うて、天王寺といふ所まで前進した。この時正成は、主力を以て不意に之を迎へ撃つたので、敵は不意をつかれて遂に退却を初め、争うて橋を渡らうとして、溺れた者が數知れずあつたといふ事である。

それから賊將は、宇都宮公綱に五百騎を指揮させて攻め寄せさせた。正成の部下は之を迎へ撃たうとしたが、正成は五百

騎の敵を恐れるのではないが、公綱は勇將である上に其將士はきつと決死の軍勢であらう。たとへこれと戦つて勝つても、相當の損害を免れることは出来ない。自分は重任を受けてをつて前途は甚だ遠い。こゝは一つ戦はずして敵を屈することにしやうと、云つて陣を撤して後退した。即ち小敵を侮らなかつたのである。

かくの如く忠勇義烈の軍人は、大敵を恐れず、小敵を侮らず、思慮をつくして、最後の勝利をとめてをるのである。されは武勇を尙ふものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好み猛威を振ひたれば世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

それであるから、武勇を尙ぶものは、平素人と交際するには、先づ温和を以てし、多くの人々から愛せられ敬はれる様に心掛けなければならない。つまらない勇氣を好んで、猛々しい威勢を振つて亂暴をはたらく様なことがあれば、終には世の人から忌み嫌はれて、あいつは山犬か狼の様な奴だと思はれてしまうから、注意をしなければならぬとの仰である。坂上田村麿、加藤清正は、戦に臨んでは恰も鬼神の様であるが、平常人に接するには、非常に温和で子供もこれに懐いたといふことである。かくの如き人を眞の武勇の人といふべきである。

(小學國史第十一桓武天皇と坂上田村麿参照)

以上を約めて云へば

- 1、我國の臣民は誰でも武勇を持ち合はせてをるが、其うちでも軍人は職務上片時も武勇を忘れてはならない。
- 2、武勇には大勇と小勇とがある。無暗な勢にまかせて、亂暴な行ひをするのは武勇ではない。
- 3、小敵を侮らず、又大敵を恐れず、自分の職務を立派に果すのが、誠の大勇である。
- 4、武勇を尙ぶものは温和を第一とし人々から敬はれる様に心掛けなければならない。

最後に所屬團隊先輩の武勇に關する一、二例を話す。

(參考資料禮儀の項参照)

七、信義

我國の武士は、「武士に二言なし」といひ、又「武士の一言金鐵の如し」などといつて、深く正直を尊び、約束を重んじたかやうに正直を尊び、約束を重んじて、苟も自分の言つたことは必ず之をやつてのけるといふことを、信といふのである。我々が紙幣といふあの紙片を、安心して使ふことが出来るのは、何時でも金貨と引き換へてやるといふしつかりとした信用がついてをるからである。又人には誰でも我身に引き受けて果さなければならぬ務がある。これ等の務はどこまでも立派にして遂げ又したことの善し悪しについても、あくまで其結果を自分に引き受けなければならない。これを義(責任)といふのである。郵便物が間違なく届き、汽車汽船で安全に旅行が出来るのは、通信交通の仕事に従事する人々が、それ／＼自分の職務を立派にし遂げるからである。

かやうに信義を重んずることは、この世の中を渡つて行く上に於て、非常に大切なことで、若し世の中の人々が、平氣で虚言をついたり、約束を破つたり、或は引受けた務を顧みなかつたり又自分のしたことについて責を負はなかつたりすると云ふ風であつたならば、我々は互に他を信頼することが出来ず安心して生活することが出来ないことにならぬ。

明治天皇は戊申詔書に於て

惟レ信 惟レ義

と仰せられ

大正天皇は、國民精神作興に關する詔書中に

責任ヲ重シ

と仰せられて、このことをお諭し遊ばされた。

軍隊は其任務を盡す上に於て、鞏固なる團結を必要とするのであつて、鞏固なる團結は互に信じ合ふことに依つて保たれるのであるから、軍人は一般の人々に比べて、特別にこの信義を必要とするのである。

即ち第四條に信義を重すべきことをお諭へ遊ばされたのである。

以下御勅諭の條項に就いて説明する。

凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし

信義を守るといふことは、人たるものゝ平素必ず守らなければならぬ道であるが、わけて軍人は信義がなかつたならば

一日たりとも隊伍の中に加つて、多くの人と交際して行くことが難しい。

信とは已か言を踐行ひ義とは已か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得へからさるか審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとも守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ

信とは自分の言つた通りのことを踐み行ふことであり、義とは自分のしなければならぬ務を盡すことである。それ故に信義を盡さうと思ふならば、始めから其事の出来るか出来ないかを、仔細に思ひ考へてしなければならぬ。確でないことを輕々しく引き受けてしまつて、よしない關係をつけ、後になつて信義を立てようとしたならば、それこそどうすることもない立場になつて、身の措き所に苦しむ様なことになる。其時後悔したとて其しるしはない。だから始めによく、事の正しいか正しくないかを辨へ、道理に叶へてをるかどうかを考へて見て、其言はとも實際に踐み行ふことの出来ない事であると知り、其義はとも守ることの出来ないものであると悟つたならば、速かに思ひ止るがよいとの仰である。

ここでは信義とはどんなことであるか、又信義を盡すためにはどうしたらよいかといふことを、御諭しなされたのである。信とは自分の言つたことを其まゝ踐み行ふこと、即ち言行一致とか、約束を守るとかいふことである。義とは自分のしなければならぬ務を盡すこと、即ち責任を重んずることである。信義を立てるためには、始めに忠義を叶つてをるかどうか、又事が正しいか正しくないかといふことをよく考へて見て、踐むこと守ることが出来ないと思つたならば、早く思ひ止れと仰せられたのである。

豊臣秀吉が、明國を討つために兵を朝鮮に出した時、淺野幸長が蔚山の城を守つてをつた所へ、明國の大兵が攻めよせて來た。其の時城中の兵は少い上に、敵が激しく攻めるので、城は日に増し危くなつた。

そこで幸長は、加藤清正の所へ使をやつて、救を求めた。清正はそれを聞いて

「自分が本國をたつ時、幸長の父長政が、くれぐれも幸長のことを自分に頼み、自分もまた其頼を引き受けた。今もし幸長の危いを見て救はなかつたら、自分は長政に對して面目が立たない。」

と云つて、直に部下のものを引きつれて幸長を助けた。

之は已の言を踐み行つた一例である。

古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りたたら英雄豪傑ともか禍

に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其の例尠からぬものを深く警めてやはあるべき。古から小さなちよつとした事柄の信義を立てやうとして、大本の道筋を誤り、又正しい道理のある所無い所の道に踏み迷つて、私事の信義を守り、それがために惜むべき英雄豪傑どもが、禍に遭ひ命を落し、汚れた不名譽の名を遠い後の世までも遺したことは、其例が尠くない。深く注意しなければならぬ。と仰せられたのである。

武家政治の時代に於て武士どもの棟梁たるものが、四方に起つて、ひたすら其部下に恩を着せたため、部下たるものは只自分の主人たるものに對してのみ誠心を傾け、遂には皇室の限りなき御恩を忘れてしまつた様なことや、明治十年頃鹿兒島の人々が、私情にかられ西郷隆盛に味方して亂を起した様なことは、皆大綱の順逆を誤り、公道の理非に踏み迷つたが爲である。

以上を約めて云へば、

- 1、信義を守ることは、誰でも必要であるが、わけて軍人は信義がなかつたならば、一日も隊伍の中に加はつて多くの人と交際して行くことが難しい。
- 2、信とは自分の言つたことをそのまま、踐み行ふことで、義とは自分のなすべき務を盡すことである。
- 3、不確かなことを輕々しく引き受けると、どうすることも出来ない立場になるから、始めに正しいかどうか、道理に叶つてをるかどうか、よく考へて、踏むこと守ることが出来ないと思つたら、早く思ひ止るがよい。口先ではうまいことを云ふが、いざ實行となると、なか／＼尻が重いか又權利は大いに主張するが、自分のなすべき義約には無頓著であるとかいふ風が、近頃段々と多くなつて來た様である。我々は常に口先より實行權利より義務といふことを辨へて、この信義の訓に背く様なことがあつてはならない。

最後に所屬團隊先輩の信義に關する一、二例を話す。

(参考資料禮儀の項参照)

八、質 素

人は常に質素を旨とし、無駄費をはぶいて、他日の有用な用途に備へる心掛が大切である。この心掛のないものは、一朝思ひがけない事に出會ふと、忽ち生活に困つて救を他人に仰がなければならぬ様になる。甚だしきは、窮した餘りに、不正なことをして、その爲に一生を誤ることさへある。よしそれ程のことではなくても、世間の交際の道にはづれ、子弟の教育も思ふまゝに出来なくなる。小學校の讀本の六に次の様な話が出てをるのを記憶してをるであらう。

或村に大火事があつて、一村殆ど丸焼になつた。其となり村の青年達が、見かねて方々へ義捐金をつくりに出た。或る物持の所へ行くと、下男がまだ使へる繩を捨てたと云つて、主人が酷く叱つてをつた。青年達は之を聞いて、

「こまかな人だ。これではとても義捐して呉れまい。」
とさゝやき合つた。

さて主人に火事の話をして義捐金のことを云ひだすと、

「それは氣の毒だ。」

と言つて澤山の金を出した上に、靱や豆の種を分けて上げててもよいと言つた。其歸り途で青年達は、

「こまかな人だが、出す時には出すね。」

「全くだ。あんな小言を言ふ程だから、この義捐が出来たのだらう。」

といひ合つた。

人はこういふ心掛が必要である。

明治天皇は戊申詔書に於て、

華ヲ去り實ニ就キ

と仰せられ、大正天皇は、國民精神作興詔書に於て

浮華放縱ヲ斥ケ質實剛健ニ趨キ

と仰せられ、今上天皇は朝見式の勅語に於て

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ

と仰せられて、この主旨をお論し遊ばされた。かやうに質素を旨とすることは、一般誰にでも必要なことであるが、尙更に軍人に對して、質素を御論しあらせらるゝ大御心は何れにあるであらうか。

これは質素を旨とせない爲に起る害が、非常に大きく、其影響する所が多いからである。即ち忠節、禮儀、武勇、信義の四ヶ條を破る原因の多くが、實にこの質素を旨としない所にあるからであると、拜するのである。

以下御勅諭の條項に就て説明する。

凡質素を旨とせざれば文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には食汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり。

質素を旨としなければ、うはへの飾りに心がけて、勇氣もない弱きばかりの骨抜きになり、薄つべらな輕はづみの方に傾いて行き、おごりはやかな風を好み、益にもならない費用ばかりかさんで、遂には貪慾になつたり、汚れた行ひをす

る様になり、果ては軍人たるの精神も腐つてしまつて賤いものとなり、忠節も武勇も何の甲斐もなく、世の人々から嫌はれるやうになるのであらう。さうなると、其身一生涯の不幸であることは云ふまでもなく、一層馬鹿らしいことである。

これは質素を旨とせない爲に起る害を仰せられたのである。即ち質素を旨とせない時は、物事が贅澤になつて、其結果文弱に流れ、文弱に流るれば武勇を尙ぶことは出来ない様になる。又贅澤に流れると従つて困苦缺乏に堪へることが出来ない様になり、困苦缺乏に堪へないものに軍紀風紀を要求することは出来ないから、禮儀を紊すやうになる。

又質素を旨とせない時は、輕薄に趨り従つて信義を重んずるの風がなくなつてしまふ。

尙質素を旨とせない時は、驕奢華麗の風を好む様になつて、益にもならぬ費用がかさみ、利慾に走つて、遂には不正事件など忌しき事件を起す様になる。

かやうに質素を旨とせない時は、忠節、禮儀、武勇、信義の訓を破つてしまふことになるのである。この點を深く考へなければならぬ。

此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり。

このやうな風が、一度軍人の間に起つて來るやうなことがあつたならば、それこそ傳染病の様にはびこり擴つて、すべての者が皆情弱になり、兵隊の風儀も氣性も俄に衰へてしまふことは明である。

朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からぬは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等聞にな思ひそ

この驕奢華麗に流れては、軍人の節操も武勇も失せ去つてしまひはせんかといふことを、深く恐れ氣遣つて、前に免黜條例を發布し、大體この事を誡めておいたが、其上にもそうした悪い風儀習慣が出はしないかといふことを、心配すると全

く不安心であるから、ことさらに又これを訓へるのである。汝等軍人たるものは、かりそめにもこの訓を粗略に思つてはならないぞと仰せられたのである。

これに依つて見れば、如何にこの質素といふことに就て、御心配あらせられたかといふことを、拜察することが出来るのである。

これを約めて云へば、

- 1、質素を旨とせざれば、遂には軍人精神が腐れてしまひ世の中の人々から嫌はれ一生涯の不幸となる。
- 2、此の風が一度起ると、傳染病の様に擴つて、軍隊が衰へて来る。
- 3、前に大體誠めておいたが、尙不安心であるからことさらにもう一度これを訓へる。

乃木大將が或時某に

花をいけ茶をのむ道を學ぶとも

腹切るすべを忘るなよ君

といふ和歌を示されて、治に居て亂を忘れない心掛を訓示せられたことがあるが、將軍は戦時の嗜として、常に質素なる生活を行はれたとのことである。

將軍が旅行せらるゝ場合、其旅装は誠に簡易であつて、一・二日の旅行には、僅に圖囊一個とまんと或は外套一着を、携行せらるゝに過ぎない。圖囊中には、齒磨、揚子、燒鹽、手拭、小形の石鹼、半紙及書籍一・二冊だけ、入れてあるといふことである。旅行靴等を携行せられたのは、歐洲に行かれた時のほかなかつた。夜お寝みの時は、衣袴を脱いで褌袴袴下のままで、どてら等を用ひられたことはなかつたそうである。朝洗面に際しては、約一合位の柄杓一杯の水で、口も嗽がれ、顔

も洗はれ全身をも拭かれるといふことである。

明治四十四年、英國戴冠式参列のため渡歐せらるゝ際、副官がいろ／＼旅行品を調べた中に化粧用具、札入、手拭袋等があつた。將軍は化粧用具を見て、

自分には、其必要がない。齒磨のため、數瓶の燒鹽を準備すればよい。

と又髮剃の事を申し上げた所が、

自分のひげは剃る必要がない。時々これで刈ればよい。

と云つて、一挺の日本鋏を示された。又ワニ革製札入をすゝめた所、

自分は之でよい。これは雨にも堪へ且澤山の札を入れるに便である。

と云つて、黒ゴム布製手拭袋を示されたといふことである。

將軍平素の生活は、麥飯に薩摩汁、黒豆の煮付等の様な一汁一菜主義で、煙草は朝日、茶は番茶、夏は麥茶を用ひられ、半紙一枚、小包の包紙、箸、竹の皮の様なものまでも、粗末にせられなかつたとのことである。

將軍のやうな御方でさへもこの通りである。況して我々の如き者は、一層平素から質素を旨として戦時に於て如何なる困苦缺乏にも堪へ得る様に良習慣を養つておかねばならぬ。

九、誠心

勅諭の後文に就いて話を進める。

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑、此五ヶ條は我軍人の精神に

して一の誠心は又五ヶ條の精神なり。

右に述べた所の五ヶ條は軍人たるものがよく心得て置かなければならないことで、一日片時たりとも等閑にしてはならない。そして愈々この五ヶ條を行ふためには、一つの誠心が大切である。一體この五ヶ條といふものは、軍人の魂であつて一つの誠心といふものは、その又五ヶ條の源であるからである。

ここには忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五ヶ條が、軍人精神であつて、其又五ヶ條の源となるべきものは、一つの誠心であると仰せられたのである。

軍人精神を一つにすれば誠心となり、これを分けると五ヶ條となる。我々の行動は凡てこの五ヶ條に、尙せんじつめると誠心に歸着せねばならぬのである。

そこで誠心とはどんなことかと云ふに、我々が君國のために盡すにも、父母に事へるにも、其他すべての行に於て、他人から強いられてするのではなく、又私慾からするのでもなく唯自分の良心の命ずるままにさうせずには居れないが誠心である。

心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し

心に誠がなかつたならば、どんな立派な言葉でも、どんなよい行ひでも皆うはへの飾りで、何の用にも立つものではないそれにひきかへ、心さへ誠であれば、何事も成就するものである。ましてこの五ヶ條は天地間に廣く渡つてをる公の立派な道であつて、人たるものの誰しも常に踐み行はなければならぬ正しい道である。決して難しいことではない。行ひ易く守り易いものであるとの仰である。

これは誠心が如何に大切なものであるかを御諭しあらせられたものである。

如何なる行ひも、偽り飾らない誠心から出て始めて眞の善といふことが出来る。誠心は實に萬善の基であつて、これさへあれば何事にでも成就するものである。

明治天皇の御製に

鬼神も泣かすものは世の中の

人の心のまことなりけり

と仰せられたのも又格言に

至誠にして動かさざる者は未だこれ有らざるなり。

と云はれてをるのも皆同じことである。

小學校讀本五の巻に、用水池といふ話がある。

庄屋が村のことをいろ／＼と考へた末どうかして村の荒地を田地にして米がとれる様にしたいものだと思つて、人々の苦情や妨げを排し、遂には自分の全身代をなげうち、數年の苦心の結果、立派な用水池をこしらへて、最初の目的を達したといふ話である。

人の一心といふものはえらいもので、三度目に土手の工事はうまくいった。一雨毎に池の水はふえた。それを見て村の人は、急に荒地を田にしました。一冬こして春には池の水が一ばいになつた。六月の田植時から七月八月にかけて水はありあまつた。そこで一年まじに田がふえた。

と書かれてある。この人の一心が即ち誠心である。

又同八の巻に吳鳳といふ話がある。

臺灣の蕃人にはお祭に人の首を取つて供へる風があるが、阿里山の蕃人にだけは、この悪い風が早くから止んだ。これは吳鳳といふ人のおかげであると云はれてゐる。

吳鳳は役人になつてから首取の悪風を止めさせたいと思ひ、蕃人が、其の前の年に取つた首が四十餘りあつたので、それをしまつておかせて、其後の祭には毎年其の首を一つづつ供へさせた。四十餘年はいつの間にか過ぎて、もう供へる首がなくなつたので、蕃人は首を取ることを許して呉れる様に吳鳳に頼んだ。

いろ／＼云ひ聞かせてもう一年、もう一年とのばさせたが、四年目になると、もうどうしても待つてゐられません。と云つて來た。吳鳳は、

それほど首がほしいなら明日の晝頃、赤い帽子をかぶつて、赤い着物を着て此所を通る者の首を取れ。

と云つた。翌日赤帽に赤い着物の人の首を取つて見ると、それは吳鳳の首であつた。蕃人どもは聲を上げて泣き出した。

吳鳳を神にまつて、其前でこの後は決して人の首をとらぬと誓つた。さうして今も其通にして居るとのことである。

と書かれてある鬼のやうな蕃人さへも、吳鳳の誠心にはかなはなかつたのである。又同十二の巻に、青の洞門といふ話がある。

豊前の國に山口川といふ川に沿ふて危げな數町のかけ橋があつて昔から之を渡らうとして、水中に落ち命を失つたものが幾百人あつたか分らなかつた。この難所を通つて幾多のあはれな物語を耳にした禪海といふ人が、この路をさへぎり立つてをる岩山に、氣違扱ひをせられながら、三十年の長い年月をかけて、遂に洞門を開通して、今までの危険を除いたといふ話である。彼はたとへ何十年かゝればかゝれ、我命のある限り、一身をさゝげてこの岩山を掘抜き、萬人のために安全

な路を造つてやらうと、神佛に堅くちかつてこの仕事にとりかゝつた。いかに氣違扱せられやうと、仕事の妨をするものがあらうと、更に頓着しない。彼の初一念は年と共に益々固かつた。かうして老僧が始めてのみをこの絶壁に下してからちようど三十年目に彼が一生をさゝげたさしもの大仕事も、美事に出來上つた。洞門の長さは實に百餘間に及び、川に面した方には、處々にあかり取りの窓さへうがつてある。

禪海の誠心は、想像もつかぬかくの如き大仕事を成就させたのである。

心だに誠あれば何事も成るものぞかし。誠心は人間業とも思へぬ偉大なる力を出すものである。

汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生擧りて之を悦ひなん。

朕一人の譯のみならんや

汝等軍人能く朕の訓に遵つて、この道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡したならば、日本帝國の臣民は、皆残らず心から之を喜ぶことであらう。決して朕一人の喜びばかりではない。

以上を以て勅諭に就ての話を終るのであるが、我々は逐一この御主旨を心に刻み込んで、平時といはず、戦時といはず又現役といはず、在郷間と云はず、我々の行ひの上にこの主旨を著々と實行して陛下の御信任に副ひ奉らねばならぬ。

十、明治大正昭和の御代に於て軍人に賜りたる勅諭勅語と軍人精神

今日は歴代陛下が、機會ある毎に、軍人精神の大切なることを訓へさせられ、これに就て如何に御軫念あらせられたるかを、話したいと思ふ。

先づ明治二十七八年戦役後に頂いた勅諭に、

朕兵馬の大權を統へ明治十五年陸海軍人の制略立つに於て汝等に軍人の精神五箇條を訓諭し忠節、禮儀、武勇、信義、質素貫くに一誠を以てすへきことを告げたり 朕か汝等に訓諭するの殷切なりしも洵に汝等を以て朕か股肱と頼めはなり。と仰せられて、茲に再び軍人の精神は忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五箇條であつて、一つの誠心は又この五箇條の精神であるといふことを、御示しあらせられ而もかく懇に訓へておいたのは汝等を股肱と頼むからこそであると、仰せられたのである。又

朕は帝國陸海軍の進歩茲に至りたるを欣ひ汝等か深く五箇條を服膺して敢て失墜せず命を重し生を輕し以て能く朕か股肱たるの職を盡したるを嘉すと仰せられ最後に、

朕は我武維れ揚りて汝等と其譽を偕にするを樂むと雖も邦家の前程は尙遠遠なり汝等其れ能く朕の訓諭を遵奉し留りて隊伍に在るものと散して郷關に歸るものとに論なく五事を服膺して軍人の本分を恪守し一誠以て他日の報效を期せよと仰せられて軍人精神の大切なることを、あくまでも御念を入れさせられて反復これを御諭し遊ばされたのである。

次に明治三十七八年戦役の後に賜つた勅語に、
朕嚮に汝等に示すに軍人の精神たる訓規五箇條を以てし

明治二十七八年戦役終るや深く邦家の前途を念ひ更に汝等に諭示する所あり……

汝等其れ能く朕か意を體し留りて軍隊に在る者と散して郷關に歸る者とを問はず常に朕か訓諭を服膺して朕か股肱たるの本分を守り益、勵精以て報效を期せよ

と仰せられた。どの勅諭勅語にも、軍人の精神五箇條といふ御言葉のないことはない。如何に大御心の深く茲に在らせられ

るかといふことを拜察し奉る次第である。

大正の御代となり、御踐祚に際し勅諭を賜つて、

惟ふに皇考曩に汝等に軍人の精神五箇條を訓諭し一誠以て之を貫く可きを示し給へり

と仰せられ、最後に、

汝等軍人は皇考の遺訓に由り以て直に之を朕か躬に效し愈、奉公の志を盡くし

と仰せられた。

明治天皇の御代から大正天皇の御代にうつり、明治天皇の軍隊並に軍人は直に 大正天皇の軍隊並に軍人となつたが軍人精神には毫末も變化はない。明治十五年の勅諭で御さとし遊ばされた軍人精神、即ち忠節、禮儀、武勇、信義、質素、一誠以てこれを貫くといふ精神を以て、直に大正天皇に事へ奉り、尙愈、奉公の志を固くしと、仰せられたのである。

次に大正三年十一月三日、在郷軍人に勅語を賜はり、

汝等戮力協心陸海軍一致して益、軍人精神を鍛錬し軍事能力を増進し

と仰せられた。

それから又大正三年乃至九年戦役の後、即ち大正九年一月十三日に勅語を賜り

朕大統を嗣き皇位を踐み兵馬の大權を統ふるの初め特に汝等軍人に示すに皇考の遺訓に率ひ世運の進展に伴ひ各、其の本分を竭すへきを以てしたり。

と仰せられ、最後に、

其の軍隊に在ると郷關に在るとを問はず出處致を一にして愈、軍人の本分を恪守し拮据黽勉以て報效の實を擧げむことを

期せよ。

と仰せられた次に昭和の御代となり、今上天皇は、御踐祚に際し、即ち昭和元年十二月二十八日勅諭を賜はり、惟ふに皇祖考夙に汝等軍人に聖訓を降し給ひ皇考亦申ねて聖諭を垂れ給へりと仰せられた。

明治天皇は、明治十五年一月四日に下賜あらせられた御勅諭に於て、始めて軍人の精神として、忠節、禮儀、武勇、信義、質素これを貫くに一誠を以てせよと、御諭しあらせられ明治二十七八年戦役及び明治三十七八年戦役後に下賜あらせられた勅諭勅語に於て、重ねてこの主旨をのべさせられた。又 大正天皇は、御踐祚の際下賜あらせられた勅諭に於て、軍人精神に變化なく明治の御代と同一精神を以て、大正の御代に御奉公せよと御示し遊ばされ、大正三年乃至九年戦役後に下賜あらせられた勅語に於て、重ねてこの聖旨のある所を御示し遊ばされたのであつて、即ちこゝにこれ等のことを仰せられたのである。次に

汝等軍人其れ克く朕か意を體し先朝の訓諭に遵由し

と仰せられて、明治大正の勅諭勅語に御示し遊ばされた軍人精神其のまま、昭和の御代に御奉公せよといふ御聖旨を、御示しあらせられたのである。

尙昭和七年一月四日勅諭下賜五十周年に當り勅語を賜はり。

汝等克く五條の大綱を守り皇考の遺訓を奉し朕か意を體して日夜軍人精神を養ひ力を協せ心を一にして報效の實を挙げ忠良の誠を擢つ……………

汝等軍人益々職分を勵み彌節操を固くし其重任を全くせんことを期せよ

と仰せられて、軍人精神をいつも變らぬ様に固くもつて、そうして其重任を完うせよと御諭しあらせられたのである。

かくの如く、明治、大正、昭和の御代に於て、軍人に賜つた勅諭勅語は、數々あるが、いづれも其骨幹として貫く所は、實に軍人精神であつて、歴代陛下はこの軍人精神、即ち忠節、禮儀、武勇、信義、質素貫くに一誠を以てすべきことを、機會ある毎にあくまでも御念を入れさせられて、反復御諭し遊ばされたのである。我々は、深くこの大御心を體し、一意専心軍人精神を鍛鍊して、聖旨に副ひ奉らねばならないのである。

十一、昭和元年に賜りたる勅諭

今上陛下御踐祚の初め、昭和元年十二月二十八日、陸海軍軍人に賜つた勅諭に就て聖旨のある所を謹話したいと思ふ。

朕祖宗の威靈に頼り萬世一系の大統を嗣くに臨み朕か股肱たる陸海軍人に告ぐ

朕は皇祖皇宗の御威光の御蔭で、天照大神このかたの萬世一系の尊い御位を、承け嗣ぐことになつた。そこでこの機會に、朕が手足とも頼む所の陸海軍人に告げるとの仰である。

明治十五年一月四日に賜つた勅諭に

朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき

と仰せられ、又大正元年七月三十一日に賜つた勅諭に、

拮据勵精各其本分を竭くし朕か股肱たるの實を擧げ以て皇謨を扶翼せむことを期せよ

と仰せられ、今又こゝに朕が股肱たるを仰せられたのである。かくの如く、明治天皇このかた大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉り、陸海軍人は股肱として仕へ奉つたためか、畏いことであるが、この股肱たるといふ御言葉は何となく身にしみて御懐かしい

感じのする御言葉であつて、我々の心の底に徹して、限なき感激を深からしめるのである。

惟ふに皇祖考夙に汝等軍人に聖訓を降し給ひ皇考亦申ねて聖諭を垂れ給へり汝等軍人拳々服膺し克く匪躬の節を效し盡忠報國の偉績を建てたり

考へて見るのに、明治天皇は早くから汝等軍人に尊き訓を降させられ、其後大正天皇にも申ねて訓を垂れさせられた汝等軍人は、よくこの御訓の御主意を守つて命を惜まず忠義を盡して大きな功績をたてた。

明治天皇が、明治十五年一月四日及明治二十七八年戦役、明治三十七八年戦役の後に降させられた勅諭勅語を、聖訓と仰せられ、大正天皇が大正元年七月三十一日、大正三年十一月三日、及大正三年乃至九年戦役後に降させられた勅諭勅語を、聖諭と仰せられたのである。

前半は、明治、大正兩天皇が軍人の精神として守るべき極めて大切な訓を、御降し遊ばされたといふ事實を、こゝに改めて御示しあらせられて、御親らこれ等の御訓を御うけ継ぎあらせられ、且この際軍人をして此等の御訓を敬ひ重ずるの念を更に一層ひき起さしめ給ふてものと拜察するのである。

後半は、明治、大正の御代に於て、軍人がよく明治大正の聖諭を奉體して、しつかりとした軍人精神を以て、功績を立てたといふことを御認めあらせられて、これを御褒め遊ばされたものである。

日清、日露、日獨の戦役或は西伯利亞出兵に於て、勝利を得たといふことは、一に皇祖皇宗竝に明治、大正兩天皇の御威光の然らしむる所であるが、こゝに軍人の偉績である。との有難い御褒めの御言葉に預つたのである。誠に長いことである。

朕は先朝の慈育愛撫し給へる軍隊を念ひ切に汝等

軍人の忠誠勇武に信倚し列聖の遺業を紹述し倍々國威を顯揚し億兆の慶福を増進せむことを冀ふ。

朕は御先代の御代に於て慈み育て給ふた軍隊であることを思ひ、心から汝等軍人の忠誠勇武に信賴して、御歴代が傳へ給ふた御遺業を受けつぎ益、我國威をひろめ我國民の幸福を増し進めることを冀ふ。

前半は明治、大正兩天皇御共に宏大なる大御心を以て、慈みお可愛がりになつて育てさせられた軍隊であることを念ふ。即ちこれと同様に軍隊を慈み可愛がつて育てやうとの聖旨を、御示し遊ばされたのである。

後半は御歴代が傳へさせられた御遺業、即ち建國の精神を押し擴げて益、我國の威光を輝し我國民の幸福を増し進めるために信じ頼るものは汝等軍人の忠誠勇武であると、仰せられたのである。

これは明治十五年に賜つた勅諭に

朕か國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまゐらす事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし……………

汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし

と仰せられた御主意と同様であると、拜するのであつて、我々は責務の益、重大なることを深く感ずる次第である。

汝等軍人其れ克く朕か意を體し先朝の訓諭に遵由し密に宇内の大勢を察し深く時世の推移に鑒み切瑳砥礪愈、操守を固くし一意奉公の至誠を擢て以て宏猷を扶翼せむことを期せよ。

汝等軍人はよく朕が心をくみとり、明治、大正兩御先代の勅諭勅語の御訓を守り、一方に於ては、細に世界の有様と世の中の移り變りを見定めこれに基いて修養を積んで、愈々、とるべき所守るべき所を固くし誠意を以て御奉公を勵み、皇室の宏大な御事業を扶けよ。

これは昭和の御代に於て、軍人が如何なる精神を以て御奉公申上ぐべきかといふことに就て、御諭し遊ばされたものであつてこの勅諭中最も大切な部分である。

即ちよく自分の心をくみとつて、皇室の宏大なる御事業―建國精神の發揚―天業恢弘―を扶けよと、仰せられ、これが爲には、益、修養を積むで、愈、操るべき所守るべき所を固くし、誠心誠意奉公を勵めと仰せられたのである。

然らば如何にして修養せよと仰せられたかと云へば、明治、大正の勅諭、勅語に於て訓へさせられた軍人精神を、其まゝ昭和の御代に於ても變らず守り、尙其上に時勢が變つて來たから、一方に於ては世界の有様や、世の中の移り換りを見定めて世界の進歩に遅れない様に又世相の變化に惑はされない様にして行かねばならぬと、仰せられたのである。

我々はいつも變らぬこの御手厚き御言葉に對し、深く感謝し奉ると共に、愈、責務の重大なることを辨へ、益、軍人精神を修養し、誠心誠意御奉公申し上げて、聖旨に副ひ奉るの覺悟を固くせなければならぬ。

十二、在郷軍人に賜りたる勅語

大正三年十一月三日在郷軍人に對して勅語を賜つたのであるが、これは大正元年七月三十一日御踐祚の際賜つた御勅諭に

汝等軍人は皇考の遺訓に由り以て直に之を朕か躬に效し愈、奉公の志を鞏くし思索の選を慎み宇内の大勢に鑑み時世の進運に伴ひ拮据勵精各其本分を竭くし朕か朕股たるの實を擧げ以て皇謨を扶翼せむことを期せよ。

と仰せられた様に、深く宇内の大勢に御鑑み遊ばされたのによるものと。拜察し奉るのである。

即ち其當時は、日獨戦争の最中であつて、多くの在郷軍人は召集され我軍の一部は現に青島を攻撃しつゝあつたのである。又歐洲に於ては大戦亂の眞最中であつて、交戦各國は國を擧げて戦争のために全力を注いでをるといふ状態であつて、この

歐洲戦亂のやり口から考へて見ると、將來の戦争には從來と異つて非常に澤山の在郷軍人を戦場に使用せねばならぬことになつて恰も戦鬪力の主力は在郷軍人にうつつたと云ふてもよい程に、時勢が變つて來た。即ち在郷軍人の責任といふものが非常に高まつて來たのである。而も最近に於て(明治四十三年)在郷軍人會といふものが、創設せられたのである。其創立紀念日即ち明治天皇の天長節の當日を以て、この勅語を下賜あらせられたものと拜察するのである。

次に勅語を奉讀するに

朕惟ふに國防の完備は汝在郷軍人に待つもの洵に多し

と仰せられた。これは前に述べた様に、時勢の進運に伴ひ國防上在郷軍人の位置が非常に高まつたことを、御示し遊ばされたものである。

其の次に

汝等戮力協心陸海一致して益、軍人精神を鍛鍊し軍事能力を増進し

と仰せられた。

今迄は各地に散在してをる個人個人の在郷軍人であつたが今や在郷軍人會も創設せられて、一つの大きな團結となつたのであるから、各在郷軍人は、陸軍のものも、海軍のものも、悉く戮力協心一致して、益、軍人精神即ち明治天皇の下し賜つた御勅諭の忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五條、一誠以てこれを貫くといふこの軍人精神を鍛鍊し、又軍事能力を増進し即ち何時でも戦鬪に堪へ得る様に體力を強健にし、時勢の進運に従ひ軍事上の知識技能を増進せよと、御示し遊ばされたのである。

この軍人精神を鍛鍊すると云ふ事は、明治天皇が明治二十七八年戦役後に下賜あらせられた勅諭に、

留りて隊伍に在るものと散して郷關に歸るものとに論なく五事を服膺して軍人の本分を恪守し一誠以て他日の報效を期せよ

と仰せられ、又明治三十七八年戰役後に下賜あらせられた勅語に

留りて軍隊に在る者と散して郷關に歸る者とを問はず常に朕か訓諭を服膺して朕か股肱たるの本分を守り益、勵精以て報效を期せよ

と仰せられたる大御心を繼がせられたものであると、拜察するのである。

次に

郷に在りては忠良なる臣民となり軍に従ひては國家の干城と爲り以て其の本分を盡さむことを期せよ

と仰せられた。

この御言葉の中の忠良なる臣民とは、如何なるものを仰せられたかと云へば、

明治天皇が教育勅語に

爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭儉己を持し博愛衆に及ぼし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重し國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼す

へし是の如きは獨り朕か忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らんと仰せられた大御心と同じであると拜察するのである。

次に國家の干城といふことは、國家を護る軍人といふ意味でかく呼ばれるためには、平素から大に軍人精神を鍛錬し、大いに軍事能力を増進しておかねばならないのである。

我々は在郷軍人の地位を自覺して、在郷間と雖も、よく勅諭勅語の御主意を心に銘し、平素から修養鍛錬を勵み、良兵良民としての實を擧げて聖旨に副ひ奉るの覺悟が必要である。

第二節 國體の特長

一、我が國建國に關する神話

我々は「人」であると同時に「日本人」であることを思はねばならぬ。日本人とは、日本に生れて日本に住むのみでなく、「日本の國の精神」を自分の心とする人民と云ふことである。

日本の國の精神とは、建國の精神—日本の國は何のために出來たか—といふことであつて、之を廣く言へば、この建國の精神が日本の國の國體—國柄に如何なる特長をもたらしめたかといふことである。

我々の血の中には、生れながらにしてこの精神が溶けこんでをるからといつて、安心してをると、案外の所から蟲が這入り込むかもしれない。そこで一層よく理解し、深く腹の底に疊みこんで、一つの信念とまでしておかねばならぬ。

以下順を逐うて話を進めることにする。

今日は我が國建國に關する神話であるが、先づこの神話といふのは一體どんなものであるかといふことである。

民族の祖先が、世界といふもの、人間といふもの、これ等は一體どうして出來たかといふ様なことに就て、いろ／＼考へてみた揚句、今までの長い間の經驗から來た自然の感じ或は心持からして、成程かうして出來たものであると信じ切つて、これが一般に一つの信念となつて行き互り、更に後世に傳つたものが即ち神話である。この神話は、國によりいろ／＼異つて

をつてこの神話即ち信仰が、其の國の思想とか習慣とか、風俗とか、にそれ／＼の特長を與へて居るのであるから、結局今日各國の國體に差別があるのは、神話に其の源を發して居ると言ふ事が出来る。

神話がかやうなものであるから、決して理窟や事實に照して、かれこれと批評すべきものではない。よく太古に於ける祖先の生活状態を思ひ浮べて、祖先の地位に立ち歸り、そうして祖先の感じと心持になつて、この感じと心持とが如何なる思想となつて、今日に傳へられたのであるかといふことを承知することが必要である。

我が國の神話が始めて本になつて出來たのは、紀元一三七二年第四十三代元明天皇の御代である。これは天皇が、稗田阿禮といふものゝ暗記してをつた太古からの傳説を大安麻呂に勅して書きとらしめ給ふたもので、古事記と云つてをる。これから神話に就いて話をすることにする。

世界が出來たそも／＼の初め先づ天と地とが出來上り、其れと同時に我々日本人の一番御先祖の天御中主神と申す神様が、天の上の高天原と云ふ所へ御生れになり、其の次には高皇產靈神、神皇產靈神の御二方が、御生れになつた。

其の時には天も地もまだ確り固りきらないで、兩方とも、ただ油を浮かした様に、とろ／＼になつて、水母の様にふはりふはりと浮んで居つた。其の中へ丁度葦の芽が生へ出る様に、二人の神様が御生れになつた。其れから又御二人、其の次には男神女神と御二人づゝの四組八人の神様が、次々に御生れになつた後に伊弉諾神と伊弉冉神と申す男神女神が、御生れになつた。天御中主神は、この御二方の神様を御召しになつて、

あのふわ／＼して居る地を固めて日本の國を作り上げよと仰せられて、立派な矛を一ふり御授けになつた。

この世界は、天にありては日月星辰風雷雨電雷から、地上にあつては人畜昆蟲魚鳥草木に至るまで、凡て天御中主神のお造

りになつたものであると信じたのである。先づこの仕事を皇產靈神に命ぜられ、皇產靈神は更に十二柱の神に、それ／＼の任務を分擔せられたのであるが、其分擔任務といふのは、世界を造るために必要ないろ／＼の原動力、例へば永久無限に上を目掛けて進め進めと引きつける力、團結しようとする力、努力といふか、包容性、圓滿性といふ様なものを、分擔して造らせられたのである。さうして、これ等神様の造られた原動力を綜合調節して、「いざこれより」といふ意氣込を以て、實際の世界を造る様に命ぜられたのが、伊弉諾神、伊弉冉神である。さうして伊弉諾、伊弉冉の神は、御自身のお考へで御行動せられたのではなく、天御中主神の御命令で行動せられたのである。

そこで御二人は、早速天の浮橋と云ふ雲の中に浮んで居る橋の上へ御出ましになつて、いたゞいたゞ矛でもつて、下のところろして居るところを掻きまわしてさつと御引上げになると其矛の双先に付いた潮水がぼた／＼と下へ落ちて、其れが一つの小さな島になつた。御二人は其島へ御下りになつて御住ひになつた。それから先づ一番先に淡路島を御こしらへになり、次に四國の島、隱岐の島、九州、壹岐、對馬、佐渡の七つの島を御作りになつた。さうして一番終りに本州を御作りになつて、

其に大日本豊秋津島と云ふ名前を御付けになつた。それで淡路島から數へて、すつかりで八つの島が出來たのであるから、一番初めには日本の事を大八島國と呼び、又の名を豊葦原水穗國とも稱へた。

かうしていよ／＼國が出來上つたので、御二人は今度は大勢の神様を御生みになり、其と一所に、風の神や、海の神や、山の神、野の神、川の神、火の神をも御生みになつた。

所が伊弉冉神は其の最後の火神を御生みになる時に、御體に火傷をせられ、其の爲にとろ／＼御かくれになつた。伊弉諾神は、御涙の内に女神の御空體を、出雲の國と伯耆の國との堺にある比婆の山に御葬りになつた。

女神は其所から、黄泉の國と云ふ死んだ人の行く眞つ暗な國へ立ちて御しまひになつた。
伊弉諾神は其御後を追つて眞つ暗な黄泉國まで御出かけになつた。

日向の國の阿波岐原と言ふ所へ御出かけになつて、御體中を御洗ひになつた御體を御清めになる時、しまひに左の目を御洗ひになると、其と一所に、美しい尊い女神が、御生れになつた。

伊弉諾神は、此の女神に、天照大神と言ふ御名前を御付けになつた。

其の次に右の御目を御洗ひになると月讀命と言ふ神様が御生れになり、一番終りに御鼻を御洗ひになると建速須佐之男命といふ神様が御生れになつた。

伊弉諾神はこの御三方を御覽になつて、

「私もこれ迄幾人も子供を生んだがとうとう終ひに一番よい子供を生んだ。」

と大喜びになつて、早速玉の御頸飾を御はづしになつて、天照大神に御上げになつた。そうして、

「御前は天に上つて、高天原を治めよ。」

と仰せられて、其から月讀命には、

「御前は夜の國を治めよ。」

と御言ひ付けになり、三番目の須佐之男命には、

「御前は大海の上を治めよ。」

と御言ひ渡しになつた。

凡て物があるため即ち物の存在には、現實、理想、事情々實の三つの方面がある。

現實と云ふのは、我々の目に見え耳に聴え手に觸れ、舌に味ふことの出来るものを指すので、ここにある机、黑板、この兵營、この市街、其他天地間に現存するすべての物が現實の存在である。

所がこの現實の存在は唯漠然と現實し得るものではない。

必ずいろ／＼の事情々實—因縁—によつて、出来たものである。例へばこの兵營がこの地に存在し其中に我々が入營して居るといふことも、かういふ状態が現實するまでには中々複雑な事情々實があるのである。則ちこの兵營は、何時如何なる動機で計畫せられ、如何なる人が建築したか、其後どういふ經過で現在の状態をもつてをるか、又我々は如何なる家庭に生れどういふ様に育つて、どういふ徑路をふんで、どうしてこの隊に入營したかといふ様な事情々實がある。

この事情々實は、手近の所では、或程度まで究めることが、出来るが深くつゝこんで行くと、分らないやうになる。例へばこゝに一本の花がある。これは誰かど花屋から買つて來た花屋は又何處からか切つて來た位までは分るが、然らば其の花は元どの花の種子で、如何なる動機で其土地に生へたかと少し深く究めて見ると分らないやうになる。かやうに事情々實の存在は確かではあるが、我々には全く不明暗黒で、所謂神の知るのみである。

次に理想である。こゝにある机でも、黑板でも兵營でもこれは現實である。しかし火をつけて焼けば、煙と灰になつて無くなつてしまふ。かういふ様に、現實の存在といふものは、常住ではない、無常であるあてにはならないのである。所が、この外に理想といふものがある。例へば軍艦は爆沈すれば、なくなつてしまふが、造船技師の頭の中にある理想によつて、第一第三と更に立派な軍艦を作ることが出来る。東京の歩兵第三聯隊が地震でこはれたが、當局の理想に基いて、日本一の兵舎が出来た。かういふ様に、すべての物の現實は、我等の理想の力に依つて現實するのである。さて我が神話に於ても以上の三つの存在を認めて、理想的存在を高天原と名づけ、事情々實の存在を根の國（一底の國黄泉の國ともいふ）と名

づけ、現實の存在を豐葦原中つ國と名づけたのである。即ち豐葦原中つ國は、高天原の理想に基き、根の國の事情々實を材料として造られる所の現實的存在である。そうして伊弉諾・伊弉冉の二神は、天御中主神の御命令で、高天原の理想に基いて、豐葦原中つ國を造られたのであるが、伊弉冉神がおかくれになつたので、これから伊弉冉神は根の國を支配せられることになつた。次で天照大神に高天原を、月讀命に夜の國を須佐之男命に大海の國を支配するやうに命ぜられて御自らは日之若宮に御入り遊ばされた。

夜の國といふのは、天照大神が高天原で晝間を御支配になり夜御休みになる時は、月讀命が夜を支配せられるといふ次第で、要するに天照大神を助けて、高天原を治めることである大海の國とは豐葦原を指すものである。

天照大神と二番目の御子様は、御父の御命令に従つて、夫々高天原と夜の國とを御治めになつた。所が末の御子様は須佐之男命だけは、御父の御言ひ付けを御聞きにならないで、いつまでたつても大海を治め様とせられないので、伊弉諾神は夫れを御聞きになると、大層御腹立になつて、

「そんな勝手な子は、此の國に置く譯には行かない。どこへなりと出て行け。」

と仰せられた。命は平氣で

「其れでは御姉上様に御いとま乞ひをして來よう。」

と仰せ乍ら其のまゝ、大空の上の高天原を目ざして、どん／＼御上りになつた。其所でいろ／＼御暴れ出しになつて、女神が御作りになつてをる田の畔をこはしたり、溝を埋めたり等してひどい亂暴をなされた。

他の神々は、其れを見て呆れてしまつて、女神に訴へられたが女神はちつとも御怒りにならないで、

「何ほつておけ。決して悪い氣でするのではない。畔や溝をこはしたのは、折角の地面を、そんな溝等にして置くのが惜

しいからであらう。」

と仰せられて却つて命をかばつておあげになつた。そこで命は益々、圖に乗つて、終には女達が、女神の御召しものを織つて居る機織場の屋根を破つて、其穴から、斑の馬の皮をはいで血まぶれにしたのを、投げこんだりなされた。機織女は、びつくりして逃げまどうはづみに、梭で下腹を突いて死んでしまつた。

女神は命の餘りの亂暴さに、とう／＼居たゝまれなくなつて、天の岩屋と云ふ石室の中へ御隠れになつた。そうして入口の岩の戸をびつしりと御閉めになつたり、其のまゝ引き籠つておしまひになつた。

女神は日の神様であるから、其の御方が御姿を御隠しになると一所に、高天原も、下界の地の上も、一度にして眞暗がりになつて、其れこそ晝と夜との區別もない、長い／＼闇の世界になつてしまひ、其の爲に世界中には、いろ／＼な禍が、一度に湧き上つて來た。そんなわけが高天原の八百萬の神達は、大層御困りになつて、どうかして天照大神に、岩屋から御出ましになつて頂く方法はあるまいかと、一生懸命に相談をなされた。さうすると、思金神と言ふ一番智慧のある神様が一つの方法を御考へつきになつた。

皆は其神の指圖で早速鷄を澤山集めて來て、岩屋の前で引つきりなしに鳴かせた。

其から一方では、天安河の河上から固い岩を運んで來て、其を鐵床にして八咫の鏡を作らせ、八尺の曲玉と云ふ立派な玉で胸飾を作らせた。そうして天香具山と云ふ山から、神を根ぬきにして來て其上の方の枝に八尺の曲玉を付け中程の枝には八咫鏡を掛け、下の枝には白や青の布をつりさげた。それから或は一人の神様が其神を持つて天の岩屋の前に立ち、他の一人の神様が、其そばで祝詞を上げた。又岩屋の前に空桶を伏せて、天宇受女命に天香具山の葛の蔓を纏にかけさせ、葛の葉を髪飾にさせて其の桶の上へ上つて踊を踊らせた。

さうすると、其容子が如何にもおかしいので、何千人と云ふ神達が一度にとつと吹き出して、皆なで轉がり廻つて笑つた。そこへ鶏は聲をそろへてこけつこーこけつこーと鳴き立てるので其のさわぎと云つたら全く耳もつぶれる程であつた。

天照大神は、其のさわぎの聲を御聞きになると、何事が起つたのかと思召して、岩屋の戸を細目に開けて、そつと覗いて御覽になつた。其して宇受女命に向つて、

「これ／＼私がこゝにかくれて居れば空の上も眞つ暗な筈なのに、御前は何を面白がつて踊つて居るのか。外の神々達も何であの様に笑ひくづれて居るのか。」

と御尋ねになつた。

すると宇受女命は

「其れはあなたよりもつと貴い神様が、出て入らつしやいましたので、皆んな喜んでさわいで居るのであります。」

と申し上げた。

それと同時に、一人の神様は、例の八咫の鏡をつけた櫛を、不意に大神の前に突き出された。鏡には、さつと大神の御顔がうつゝた、大神は其のうつゝた顔を御覽になると、

「おや、これは誰であらう。」

と仰せながら、もつとよく見ようと思召して少しばかり戸の外へ御出ましになつた。すると、さつきから岩屋の側にかくれて待ち構へて居つた手力男命と云ふ大力の神様が、いきなり女神の御手を取つて、すつかり外へ御引き出し申した。それと一所に、一人の神様は女神の御後へ廻つて、

「どうぞもうこれから内へは、御這り下さらない様に。」

と申上げて、其所へ七五三繩を張りわたしてしまつた。それで世界中は、やつと長い夜が明けて、再び明るい晝が來た神々達は、其れでやうやく安心された。

須佐之男命が、大海即ち豐葦原を治めやうとせられないのは治めることが出來ないといふことである。これは力づく腕づくで、治めやうとせられるものであるから、青山を枯山に泣き枯し、河水は悉く泣き乾すといふ様に、ちつとも治まらな

さ。

すべてが破壊に終らうとしたのである。そこで、伊弉諾神が、日之若宮から出られて、根之國へ追放といふことになつた。これに反し、天照大神は丁度太陽が萬物を公平に照らす如く終始至誠を以て、公平無私に徳を垂れ給ふたから、高天原がよく治つたのである。岩屋に御姿をおかくしになると、いろ／＼な禍が一度に湧きあがつて高天原が治まらない。八百萬の神悉くが、もう一度岩屋から御出ましになつて頂く方法はあるまいかと、相談せられるといふ有様である。

これは國を治めるのに、力づく腕づくでは決して治まるものではない。徳を垂れ、慈愛を施してこそ始めてよく治るものであるといふ精神を示したものである。又天照大神が岩屋に御かくれになつても、八百萬神中一人のむほん氣を起すものもなく、皆悉く一心一體となつて、大神の再現を祈り、其岩屋から御出ましになるや、一同拍手して喜んだといふことは我民族の一心同體の精神を現はしたものである。

そこで早速みなが相談して、須佐之男命には、あんなひどい亂暴をせられた罰として、御身代をすつかり差出させ其の上に立派な御髪も切り取り、下界へ追ひ下してしまつた。

須佐之男命は、高天原から追ひ下されて、出雲の國の斐河の河上の鳥髪と云ふ所へ御下りになつた。すると、其の河の中に、箸が流れて來た。命は其れを御覽になつて、

「ではこの河上の方には人が住んで居るな。」

と御察しになり、早速をちらの方へ向つて、探しく御出になつた。さうすると、或る御爺さんと御婆さんが、真中に一人の娘を坐らせて、三人で泣いて居つた。命は、御前達は何者かと、御尋ねになつた。

御爺さんは

「私は此の國の大山津見と申す神の子で、足名稚と申すものであります。妻の名は手名稚、此の娘の名は櫛稻田媛と申します。」

と答へた。命は

「それでは、三人ともどうして泣いて居るのか。」

と重ねて御聞きになつた。

御爺さんは、涙をふいて、

「私達二人には、元は八人の娘がりましたが、其の娘達を八俣の大蛇と申す怖しい大蛇が、毎年出て来て、一人づゝ、食べて行つてしまひ、とう／＼此の子一人だけになりました。そういふ此の子も、今に其の大蛇が食べにまいるのであります。」

かう言つて、皆なが泣いてゐるわけを御話し致しました。

命は、

「ふんよし／＼。」

と御領きになつた。

須佐之男命は、計を以て大蛇を退治し、八つの尾の中程の尾を御切りつけになると、其の尾の中に何か固い物があつて、劍の刃先が少しばかりほろりと缺けた。

命は不思議に思召して、其の所を切りさいて御覽になると中から刃の鋭い立派な劍が出て來た。命は之れは不思議なものが手に這入つたと御思になつて、後で天照大神へ御献上になつた。

命はそれから櫛稻田媛と御二人で、其のまゝ出雲の國に御住ひになる御つもりで、御殿を御建てになる所をそちこちと探して御歩きになつて、須賀と云ふ所に御殿を御建てになつた。そうして足名稚を、其御宮の役人の頭になされた。

命にはつき／＼に御子孫が御出來になつて、其の六代目の御孫に、大國主神、又の名を大穴牟遲神と仰せらるゝ立派な神様が御生れになつた。

大國主命は、悪者を亡し、順々に四方を平けて、だん／＼と國を廣げて御行きになつた。

須佐之男命は、既に豊葦原を治める資格を取り上げられたのであるから、如何に須佐之男命及其子孫によつて、豊葦原の開拓が進捗したとて、之を治められる資格はないのであつて其權限は、永久に天照大神の御直系の神々に、傳ふべきであることは當然である。

従つて須佐之男命及其御子孫の御方が、豊葦原を開かれたことは、自分が治めようといふ精神ではなく、天照大神の御子孫が、御降りになる準備をせられたのである。

このことは大蛇からとられた劍を、五代目の孫天之冬衣神をして、天照大神に献上せしめられたことで分るのである。この劍のある所には、常に叢雲が掩ふて居つたといふ所から、叢雲の劍と名づけられたものである。叢は即ち村で、澤山の住家の集つて居る所、雲は即ち組むで、團結の意味である。蛇は悪人の代名詞である。而も八頭八尾の大蛇であるから、餘

程の悪黨である。こんな悪黨でも、劔がある爲に、澤山の手下が集つて村をなし、よく團結してをつたのである。かくの如き威靈のある尊い劔であるから、これを献上して、この劔を以て、高天原より御降りになる様に言上せられたのである。其の内に高天原の天照大神は、御子様の天忍穗耳命に向つて

「下界に見えるあの豊葦原水穗國は、御前が治めるべき國である。」

と仰せられて、直ぐに下つて行く様に御言ひ付けになつた。命は畏つて御下りになり、天の浮橋の上まで御出になつて、其所から御見下しになると、下では勢の強い神達が、どん／＼暴れ廻つて大きなさわぎをして居るのが見へた。命はいそいで引きかへされて、其の事を大神に御話になつた。そこで大神は建御雷神に、天鳥船神と言ふ神をつけて御下しになつた。二人の神は、間もなく出雲の國の伊那佐といふ濱に下りついて大國主神に談判せられた。

「私達は天照大神と高皇産靈神との御命令で、わざわざ使ひにまいつたのである。」

大神は、御前が治めて居る此の豊葦原の中つ國は、大神の御子様の御治めになる國だと仰せられて居る。其仰せに従つて大神の御子様に此の國をすつかり御譲りになるか、其れとも厭だと御言ひか。

と聞かれると、大國主命は、

「これは、私からは何とも御答へ申しかねます。私よりも息子の事代主神が、とかくの御返事を申し上げるのでありませうが、生憎只今御大崎へ漁にまいつて居るので」

と仰せられた。

建御雷神は、其れを聞くと直ぐに、天鳥船神を御大崎へやつて事代主神を呼んで來させられ、國を譲ることについてお話になつた。すると事代主神は父の神に向つて、

「誠に勿體ない仰せであります。御言葉の通り、此の國は高天原の神様の御子様に御上げなさい。」

と言ひながら、自分の乗つて歸つた船を踏み傾けて、御呪ひの手打ちをせられると、其船は忽ち青い生垣に變つてしまつた。

大國主命は、

「私にはもう何も異存はありません。此の中つ國は仰せの通りすつかり大神の御子様に差上げます。」

と言つて、いさぎよく其の場で死んで御しまひになつた。

大國主命が、高天原の爲に征服せられて國土を奉還されたといふことでは、恰も強盜に殺される危険があるから金を與へたといふのと同じで、少しも意義をなさない。前にも述べた様に、須佐之男神は、永遠に豊葦原を支配せられる神でないことに決定して居るから、其國土を開かれたのも、つまりは天照大神の御子様の降臨の準備であつたのである。これは、天之冬衣神をして、叢雲の劔を天照大神に、御献上せしめられた御精神で明である。さうして須佐之男命の御精神を實行せられたのが、大國主命の國土奉還である。

天照大神と高皇産靈神とは、ある程度亂れ騒いで居つた下界を、建御雷神達が、ちやんと、こちらのものにして歸られたので、早速天忍穗耳命を御召しになつて、

「葦原の中つ國は、最早すつかり平いだ。御前は是れから直ぐに下つて、最初申附けた様に、あの國を治めて行け。」と仰せられた。

命は仰に従つて、直ぐに出發の用意に御取りかゝりになつた。すると丁度其時に、御妃秋津師昆貴命が男の御子様を御生みになつた。忍穗耳命は、大神の御前に御出でになつて、

「私達二人に世嗣の子供が生まれました。名前は日子番能邇々藝命と附けました。中つ國へ下しますには、此の子が一番よ

いかと存じます。」

と仰せられた。そこで、大神は其の御孫の命が、大きくおなりになると、改めて御側へ召して、

「下界に見へるあの中つ國は、御前の治める國であるぞ。」

と仰せられた。命は畏つて、

「其れでは、是れから直ぐに下つてまいります。」

と仰せられ、急いで其手筈をなされた。

大神は、天兒屋根命、太主命、天宇受女命、石許理度賣命、玉祖命の五人を、命の御供の頭として御附け添へになつた。

そうして御しまひに御別れになる時に、八咫の曲玉と云ふ立派な御頭飾と、八咫の鏡と云ふ神々しい御鏡と、かねて須佐之男命が、大蛇が尾の中から御とりになつた鋭い御劍と、此の三つの貴い御自分の御持物を、御手づから命に御授けになつて、

「此の鏡は、私の魂だと思つて、これまで私に仕へて來た通に大切に崇め祀るがよい。」

と仰せられた。

この神勅の意義はどうであるかと云ふに、皇孫が、この鏡に向はれると、天照大神がちゃんと現はれて御對面遊ばされる。皇孫が有難いと思召して涙をお流しになれば、天照大神も同時に涙をお流しになる。よくよく御覽になると御自分の姿である。獨り皇孫のみならず、其御子孫が御鏡に對せられてもそれが即ち天照大神に外ならない。これは天孫と天照大神とは同一生命であらせられ、代々の天皇も亦天照大神の御生命の延長で、取りも直さず天照大神と一つの生命であらせられるからである。

鏡はこんなものであるから、魂として崇めよと、仰せられたのである。そして御鏡を祭ると共に、天照大神の御心を心と

して豊葦原を治めるやうにとの御勅である。

我々が鏡に向つても同様で、自分の姿は即ち親の姿、親の生命の現はれである。故に目で鏡を見ず、心で鏡を見れば、我

々は亡き親にも祖先にも、對面することが出来るのである。

又、

「葦原千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たる可きの地なり。宜しく爾皇孫就て治せ。行くませ。寶祚の隆えまさんこと、當に天壤と與に窮なかるべし。」

と云ふ神勅を賜はつた。

邇々藝命は、大勢のお供の神を引きつれて、愈々高天原のお住居をお立ちになり、深い雲の峯をどん／＼押し分けて、日向の國にお著きになつた。それから命は、大山津見神の娘の木色咲耶媛と御結婚遊ばされ、火照命、火須勢理命、火遠理命、(又の名を日子穗穗出見命と申す)の御三方を、御設けになつた。火遠理命の御子様鵜茅草葦不合命は、御成人の後、玉依媛をお妃にお立てになつて、四人の男のお子をお設けになつた。

この四人の御兄弟の中、二番目の稻氷命は海を越へて常世の國といふ遠い國にお渡りになり、三番目の若御毛沼命も、海の國に行つておしまひになり、一番末の神倭伊波禮毘古命が、高千穂の宮に御いになつて天下をお治めになつた。

しかし日向は、大變偏僻で、政をお聞き召すのに御不便であつたので、命は一番上の御兄にあたられる五瀬命とお二人で御相談の上、

「これはもつと東の方へ移つた方がよいであらう。」

と仰せられて、長い年月御苦心の後又向ふものをどん／＼攻め亡し、大和の橿原の宮で、一番最初の天皇の御位にお即きに

なつた。

(以上尋常小學國史第一天照大神、第二神武天皇參照)

これで神話は終るが、この神話はこれから後の話の基礎になるから、よく覚えて置いて貰いたいのである。

二、建國の精神

神話を話した時に、我々は人であると同時に、日本人である。そうして日本人とは、日本の國の精神即ち建國の精神を、自分の心とする人民といふことであると、述べて置いた。そこで今日は、この建國の精神といふことに就て、話を進めたいと思ふ。

建國の精神といふことは、よく人々の口にする所であるが、一體この建國の精神といふことは、如何なることであらうか。いろいろの解釋のし方言ひ現し方もあらうが、極く分り易く言へば、日本といふ國は何のために出来たかと云ふことである。日本の出来た目的のことである。

つまり世界に幾つもの國があつて、其中に日本といふ國があるのは、元來何の理由もなく、唯「あるからある」「出来たから出来た」と云ふ譯か、それとも別段の譯があつて出来たのであるかどうか。日本がこの世界に出来た譯は、決して只いきなり出来たのではなくして、これが無くてはならない譯があつて出来たのである。この譯が即ち建國の精神である。

人間と云ふものは、兎角自分の得分を多くしようの、自分の安樂を多く占めやうのと云ふ考へを、持つものである。所が相手の方でもそう思ふから、同じ様な慾があつて、こゝに双方が衝突して争ひとなるのである。こゝにいふ争ひから色々の不安が生れそれが止まないから平和がないことになる、平和がないから人が落ち付かない。従つて考へもまともになり得ないといふことになる。

結局世界中どこでも、いつもこの争ひをくり返へし、恰も其の争ひが人間の仕事、人間の生活であつて、これを個人に分けたのが人生、それを共同的にしたのが國家民族の争ひ、其記録が人間の歴史であるといふ様な風に見える。そこでこゝにいふ世界を、其まゝに捨て、置けば人間の世には、いつまでも平和といふものは來ないのであるが、こゝにいふ有様に對してこれを成り行きだとして、出来なり放題にまかせて、出来た後から始末をつけて行くのが、世の中の仕事だと云ふ考ですまして居ると、これではならぬからこれを根本的になくして、絶對平和の人の世に打ち建てようといふのと、二つの流義がある。

天照大神は、前に天御中主神の御命令で伊弉諾神伊弉冉神の御造りになつた豊葦原が、今申した様な風に、餘程亂れてをる有様を、高天原から御覽遊ばされた。

そこで天照大神は、伊弉諾神、伊弉冉神の御志をつがせられて高天原の理想に依り、いろいろの争ひを根本的に無くして、平和の世界にしてやらねばならぬと、思召めされた譯である。

さて慾の上から來る争ひを無くして世に争ひと云ふ様なことの絶えて無い様にするには、どうしても正義を徹底させるより外に、方法がない。

正義といふことは、人をして天地の道理に従つて、働かせることである。

この世界は、天御中主神の御造りになつたものであるから、天地の道理に従ふといふことは、つまり神の御意に従ふことである。

春になれば、梅、櫻、桃、御、誰も催促しないのに、花が咲き、芽を出す。夏になれば枝葉が繁り、秋になれば栗の木には

栗が出来る。柿の木には、柿が出来る。冬になれば、木の葉は散り、良く熟して種になる。火の熱いのも、水の冷いのも、人間の生れて来るのも、それが死んで行くのも、日月の運行に一定の軌道のあるのも、皆天地自然の道理である。さうしてこの道理は必ず一定の正しい道をだどつて、少しも狂ひがない。宇宙の萬物は何の不平もなく、黙々としてこの道理に従つて働いて居る。

我々人間とても、天地の中に在つて、天地の恵みに浴して生存して居る以上、人間だけが道理に脱して、勝手な振舞をしてもよいといふ理窟はないのである。よく人たるの道を守り、天地の道理に従つて働くといふことは、當然であると云はねばならぬ。

若し天地の道理に従はない、即ち正義を踐まないといふことになれば、兎角道理を脱して利害の觀念が盛になり、衝突を始める様になつて、いつまでも平和の世が來ないのである。

所がいくら議論や思想や信仰の上で、正義々々といつても、さう簡単にすなほに行くものではない。正義に従はないものに對しては、力を以て屈服させて、始めて正義を徹底させることが出来る。力の伴はない正義は、役に立たないのである。

そこで天照大神は正義で練り固めた國を作つて、この國の言ひ分を押し通して行けば、其まゝ正義となり、いつか世界の平和が來るといふ様に、かくの如き國と云ふ非常に大きな力を必要と思召され、こゝに建國を思ひ立たせられたのである。

國を造るに就ては、民族も要る土地も要る、統率者も要る。即ち御自分の御目鏡で見立てさせられた一番其の目的に都合のよい場所へ、其の目的を御受けつきになるべき御子孫を君として又其の目的に一致した民族を奉行者として、共に降臨せしめられ、愈、建國の御仕事が始まつたのである。この御仕事をよく天業と申し上げて居る。

そこで、慎重に調査を遂げさせられ、日本の土地が、最も適當であるといふことになつて、建御雷神を遣はされ、將來かや

うた御企てのあることを豫期せられて、其の下準備として當時の日本を治めて居られた。大國主命に交渉の結果、其快き同意を得たので、愈、この日本の國を天業發祥の地と定めさせられた。さうして天孫に、

葦原千五百秋の瑞穂國は吾子孫の王たる可きの地なり

との神勅を賜はり、澤山のお供の神達をつけて、日向に降臨せしめられ同時に、饒速日命ニハヤヒノミコに三十六人の神をお供につけて、大和に降されたのである。

之を要するに、我日本の國はこの世界を、絶對平和の世に打ち立てる爲、正義の實行者として出來た國である。これが即ち我建國の精神である。

かくの如き堂々たる精神を以て建てられた國が、またとあらうか。世界廣しと雖も、決してないのである。我々は深くこの精神を味はねばならぬ。

三、我が國體

我國は世界を絶對平和の世に打ち立てる爲、正義の實行者として建てられた國である。従つて唯單に國形、即ち主權と云つて頭に立つものと、人民と土地とだけでは、正義の國道の國としての役目を果すことが出来ない。

國の形に建國の精神を結びつけて、狂ひのない様にきちんと本體を固めねばならぬ。これが日本の國體である。國柄である。さういふ國體であるから國家組立の條件として、一般の國は、

主權

人民

土地

の三要件だけで充分であるが我國では、

神 道 君 民 國

の五つの条件から成り立つてをるのである。

神とは建國の祖先である。

天照大神は、高天原から、争ひ疲れてをる下界の人間を憐ませられて、何とかして絶対平和の世を、打ち建てゝやらねばならぬ。それが爲には、正義の國を建てゝ、其の力に依つて之を救つてやるに越したことはないと思召めされ、こゝに正義の國日本の建國を、思ひ立たせられたのである。即ち天照大神が、建國の祖先であらせられる。

此の御思立ちがなかつたならば、我國といふものは、出来てをらない譯であるから、神即建國の祖先は、我國體の一番大切な要件である。

道とは建國の精神である。

我國は、世界を絶対平和の世に打ち建てる爲、正義の實行者として、建てられた國であるから、我國の行動とか、言ひ分は、すべてこの建國の精神に立脚せねばならぬ。言葉を換へて言へば、正義にのつとらねばならぬ。この精神を逸しては、建國

の目的に副はぬことになるから、道即ち建國の精神は、我國體の一つの大切な要件である。

君とは神の代表者である。

君、民、國の三つは、どこの國でも、國の組立上無くてはならないものであるが、我國の君、民、國はいづれも、次の様な特長があつて、他の國のそれとはまるで違ふのである。

君とは神の御子孫として、神の御心を受けついで、絶対平和の世を打ち建てる所の仕事即ち天業を益、大きくして世界に擴げる(天業恢弘といふ)といふ役目を、御持ちになる御方である。

民とは、天業の従事者である。

君と一致して、君の「ハンドル」の御廻轉に依つて動き、天業を補佐するものである。従つて國民は、日本國體の一要素として天皇に次ぐ神聖なものとせられてをる。それであるから、古來より朝廷に於かせられても、國民を大御寶と呼ばれた程である。

國は天業の場所である。

天業を打ち建てるに就ては其仕事に適した場所を選ばねばならぬ。

この撰定は伊弉諾神、伊弉冉神が大八洲を造り上げられたことに始まつて、天照大神が日本の國を御撰びになつたことで、出来上つてをる。

大神が、特に日本の國を御撰びになつた御主意は、其の神勅の御言葉に現はれてをる。即ち「千五百秋」とは永久にと云ふ意味で、「瑞穂」とは、氣候がよくて産物の豊かなることを云ふ。「葦原」とは、土地が肥えて景色のよいといふことである。永久に氣候がよくて、産物が豊かで土地が、肥えて、景色のよい土地であるから住みよい。

住みよいから、自然と各民族が集つて来て、世界の文明がこゝに集中するといふことを、御述べになつたものである。従つて我國の山でも、川でも、草木でも、金石でも、皆天業を助ける爲に使はれるのである。これが、神國の神國たる所以である。

以上五つの要素が、組み固つて天業を押し擴めて行ふのであつて、開闢以來それで押し通て来て現在に及び、將來も益、それを押し擴げて行つて、終には神がこの國を建てられた最初の希望を貫いて行かうといふのが、我國の國體である。一口に云へば、國の形に建國の精神を結びつけて、狂ひのない様にきちんと組み立て、あるといふことが、我國體の他に類のない特異な點である。

四、國體の特長（其の一）

國の形に建國の精神を結びつけて、狂のない様にきちんと組立て、あるといふ我國體の特異な點からして、我國の國體は他の國の國體と比べて、いろ／＼の優れた所が澤山あるのである。これが我國體の特長、或は精華である。其の一は肇國の宏遠にして、君先民後なることである。

肇國の宏遠とは、皇祖皇宗が我國を御開になるに當つて、其規模がいかにも廣大で、而も永遠に亘つて動かない様になされたといふことである。

教育勅語に、

朕惟ふに我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に

と仰せられてあるのは、このことをお諭し遊ばされたものである。

既に述べた通り我國は、世界を絶對平和の世に打ち建てる爲に出來た國である。かう聞いただけでも、如何に其規模が、廣大であるか、伺はれるのである。従つてこんな大事業は、一朝一夕に出來るものではない。神の代表者たる歴代の天皇が、逐次に天業を押し擴げられて、終には建國の祖先たる神が、この國を建てられた最初の御希望を、貫いて行かうと云ふ永久の計畫でやらねば出來ない仕事である。

今諸再二神、天照大神から天孫降臨を経て、神武天皇に至るまで、何千年の年數を経てをるか分らないのであるが、これを計算の外に置いて、神武天皇御即位から算へても既に二千五百九十餘年を経過してをる。こんなに長い年月を経過してをつてさへ、天業はほんの一部分しか成し遂げられてをらない。

それこそ限りなき先までこの仕事が続けられねば、この國を建てられた最初の御希望を成し遂げることが出來ないかもしれない。

さうすると、天業の土臺となるべき我日本の國は限なき先まで存立して、この仕事を続けなければならぬ。そこで我日本の國の規模といふものを、永遠に亘つて動かない様にしつかりと固めさせられたのである。

この御主旨は、神勅に、

天壤と與に窮りなかるべし。

と仰せられて、最も明に堂々と宣言せられてをるのである。

かくの如く、肇國の宏遠なる國は世界にまたとないのである。今世界に於ける主なる國の、建國の年代だけを見ても明かである。

即ち

イギリス王国	二一七年
アメリカ合衆國	一五五年
ソヴィエツトロシア	一四年
イドツ共和国	一三年
イタリー王国	七〇年
フランス共和国	六一年
オーストリ共和国	一三年
ベルギー王国	一〇一年
中華民国	一九年

(以上は西曆一九三一年まで)

である。

次に君先民後に就てある。

最初天御中主神が、伊弉諾神、伊弉冉神の二神に、

「あのふわ／＼してをる地を固めて、日本の國を作り上げよ。」

と御命令になつて、伊弉諾、伊弉冉の二神は、大八洲國を御生みになつた。言葉を換へて言へば、八つの島を御發見になつたのである。次で天下に主たる者を生まうと仰せられて、天照大神を御生みになつた。

大神は二神の御命令を奉じて、高天原を御治めになつたのであるが、大神は世界を絶對平和の世に打ち建てやうと云ふ大事

業を果すため、正義の實行者として道の國を建てんと思ひ立たせ給ひ、この仕事に適した土地を種々御調べになり、其結果日本の國を撰ばれて、茲に天孫を降臨せしめ給ふたのである。

それから數代を経て、神武天皇の御代になつて、天皇は、益々天業を押し擴めて行く爲にはどうしても日向の國は偏僻で不便であるといふので、東の方に御遷りあらせられ、大和の橿原に都を肇めて、茲に天皇の御位に即かせ給ふたのである。

かやうに我國は、君主先づ在らせられ、其御發見と其御思ひ立に依つて、國家が造りあげられたのである。これを君先民後といふのである。

御發見と御思ひ立ちが無かつたならば、今日我國は存在して居らない、我々も亦生存して居らないのである。我國の一切のことが、皇室を中心として遂行せられ、(皇室中心主義)我國の歴史が、同じく皇室を中心として成り立つて居るのは、これがためである。

諸外國に於てはどうであるかと云へば、只何といふことなくいつとなく集つて來たり、生れ出た人間が住んで居るのを整理して、これが取締を便にするため、始めて一つの約束の下に、主權といふものを定めたと云ふのが、諸外國の建國の精神である。即ち一切のことが、人民本位で、我が國の君先民後たるに反し民先君後である。要するに、皇祖皇宗が、我國をお開きになるに當つて、其の規模が廣大で、而も永遠に互つて動かない様になされといふこと、君が先づ在らせられて其御發見と其御思ひ立ちで、國家が作られたといふこと、は特長の第一である。

五、國體の特長(其の二)

この前は皇祖皇宗の、我國をお開きになるに當つて、其の規模が極めて廣大で、而も永遠に互つて動かない様になされてあ

るといふことに就て、話をしたのであるが、國の規模を、永遠に互つて動かない様にしつかりと固める爲、茲に天壤無窮、萬世一系の皇統を、立てさせ給ふたのである。

これは既に述べた所であるが、天業を成し遂げる爲にはどうしても世界の最後を見届ける責任があるから、天業の土臺たる皇位はどこまでも存在する必要がある。即ち神の代表者たる君は永久的で天地と同じ生命を持つてをらねばならないのである。そこで、建國の祖先たる天照大神は、天業を打ち建てるに適した場所を撰ばれて、御自分の代表者として、天孫を降されるに當り

葦原千五百秋瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たる可きの地なり宜しく爾皇孫就て治せ。行くませ。寶祚の隆えまさんこと、當に天壤と與に窮なかるべし。

との神勅を賜はつたのである。

これは、神の代表者として、天業を押し擴げて行くものは、神の子孫のものであつて、其他のものは何人と雖も之を犯すことが出来ない。而も皇位は、天業を成し遂げる爲、世界の最後を見届ける必要があるから、天地のある限り、天地と同じ生命を持つべきものであるといふことを、宣言あらせられたものである。天孫の降臨以來、御子孫が相繼いで皇位にお即きなつて我國を治めさせられ、而も皇位が天地と共に窮りないといふことは皆この神勅に依つて定つたのである。

即ち天壤無窮萬世一系の皇統は、我國體の特長の第二である。

六、國體の特長（其の三）

天照大神は、天孫を降臨せしめらるゝに當つて、神勅を賜ひ且三種の神器をお授けになつたのであるが、この神勅の中に

爾皇孫就て治せ。

といふ御言葉がある。この治すと云ふことは、民を愛し、教を垂れて仁徳を施すといふ深い意味の含まれた御言葉である。間いものには明りを與へ、貧しいものには寶を與へ、病人には藥を與へ、飢たものには食を與へ、惑ふてをるものには解決を與へて、人民が安心して生活し、争ひのない様に憐みのなくなる様にと慈悲を垂れ、仁徳を施して、この温みに人を包むことである。一口に云へば、徳を以て治めるといふことである。又三種の神器は皇位の御しるしであるが、一面國を治めて行く上に必要である大切な道を、器物を以て御示し遊ばされたものと拜察するのである。即ち

鏡は正義（公明正大）

璧は愛（仁慈博愛）

劔は力（勇武斷行）

を御示しあらせられたものであつて、璧は「治す」と同じ意味である。

かくの如く、天業を打建てる爲には、腕づく力づくで治めるのではなく、飽く迄も徳を以つて治めなければならぬと訓へさせられたのである。

従つて、御代々の皇室は、いつもこの御方針を踐ませられ、其仁徳に富ませられた實例は歴史上數へ切れない程あるのである。

教育勅語に、

徳を樹つること深厚なり。

と仰せられてあるのはこの意を御述べになつたものである。

以下若干の例を述べることにする。

一、第一代 神武天皇

天皇の詔に

神が、國を建てられてから、今日まで長い年月の間、皇祖皇宗は、仁政を施されて來た。東の方に移つて、天神の御方針を奉じて、天業を恢めのべやう。

と仰せられた。

二、第十代 崇神天皇

天皇の詔に

皇祖諸天皇の御位に登らせ給ふのは、一身の爲ではない。神を祭り、人民を治める爲である。

今日自分が位に即くに當つて、どうして人民を愛育して皇祖の訓を守つて行くべきであらうか。

と仰せられた。

三、第十一代 垂仁天皇

我國には、古來殉死の風があつたが、天皇はこれを憐ませられ殉死を禁止せしめられた。

四、第十六代 仁徳天皇

天皇は民を憐れんで租税を免じ。

民の富むは、即ち朕の富なり。

と仰せられて、宮殿の屋根が雨洩りしても修理せしめられず人民がこれを見かねて、御修復を願ひ出たが、お許しになら

なかつた。其後人民が大いに富んだ時、やつとお許しになつた。(尋常小學國史第五仁徳天皇參照)

五、第二十一代 雄略天皇

天皇の詔に

己を勵まし、日一日を慎むは、皆國民の爲である。

又、

義は君臣であるが情は父子である。

と仰せられた。

六、第二十六代 繼體天皇

天皇は、

君は黍庶ホシカを助け養ひ、其性命を完からしめることを、司るものである。

と仰せられた。

七、第四十三代 元明天皇

御即位の際の詔に、

天皇が代々御位に即かせられて、人の親が子を養ひ慈しむ如く、天下を治め慈むことを仕事となされた。

どうか、先づ天下公民オホミツカの上を慈み賜はりたい。

と仰せられた。

八、第四十四代 元正天皇

國體の特長

天皇は、

御位に即いて人民を撫育する。これが爲に、家々が富むこと、人々が安樂になることと思ふ。と仰せられた。

九、第四十五代 聖武天皇

天皇は、長い間病氣に罹つてをるものや、重い病に苦しんで居る者を憐ませられ、薬を給はせられた。又天皇の皇后であらせられる光明皇后は、病院を建て、薬を施し又孤兒を集めて之を養はしめられた。(尋常小學國史第九 聖武天皇参照)

十、第五十代 桓武天皇

天皇は、

民はこれ邦の本である。本が固ければ國が安らかである。

と仰せられた。

十一、第五十四代 仁明天皇

天皇は、

神を敬ふこと、在す如く、民を視ること子の如し。

と仰せられた。

十二、第六十代 醍醐天皇

寒夜御衣を脱いで、人民の困苦をお察し遊ばされた。(尋常小學國史第十三菅原道真参照)

十三、龜山上皇

元の國が我國に攻め寄せて來た時上皇はかしこくも身を以て國難に代らんことを、伊勢の神宮に祈らせられた。(同右第二

十一北條時宗参照)

十四、第百五代 後奈良天皇

惡病流行に際し、親ら經文を寫させられた其災を除くことを祈らせられた。(尋常小學國史第三十二後奈良天皇参照)

十五、第百十九代 光格天皇

天皇が、後櫻町上皇にお贈りになつた宸翰の中に、

御自身を後にし、天下萬民を先として、仁惠誠信の心を朝夕晝夜、お忘れにならない。

といふ御主旨を仰せられた。

十六、第百二十一代 孝明天皇

外交の騒しかつた時、勅使を伊勢に遣はされ、宸筆の願文を神宮に奉つて、國難を救はんことを祈らせられ、勅使が京に歸るまで、毎夜御庭に出でさせられて神宮を遙拜あらせられた。(尋常小學國史第四十九孝明天皇参照)

十七、第百二十二代 明治天皇

天皇の御仁徳に就ては、申すまでもないことであつて、又話す機會があるから、今日は御製を拜するに止めることにする。

照るにつけ曇るにつけて思ふかな

わが民草の上はいかにと

子等はみないくさの庭にいではてゝ

翁やひとり山田守るらん

曉のねざめ静かに思ふかな

おのが治むる國はいかにと

あつしともいはれざりけりにえかへる

水田にたてる賤をおもへば

桐日桶かきながら思ふかな

すきま多かる賤が伏家を

夏の夜もねざめがちにぞ明しける

世の爲思ふこと多くして

以上に依つて、我皇室の大徳大愛の御政治といふことに就て、よく理解の出来たことと思ふ。これを要するに、皇祖皇宗の仁恕にあらせらるゝことは、我國體の特長の第三である。

七、國體の特長（其の四）

天照大神は、この人間世界を照し救はんが爲に、道の國、正義の國を建てんと思召めされ、これに就て、其の天業に最も適した場所として撰ばれたのが、曾つて伊弉諾、伊弉冉二神の御生みになつたこの日本の國土である。

所が、この日本の土地には須佐之男命の御子孫たる國津神の外に、「アイヌ」とか熊襲など以前からこの土地に住んで居つたもの（先住民族）があるから、これに談判して、かういふ尊い仕事のために、其根據地として國土を差し出さないかといふこ

とを交渉せしめられた。さうしてその最後の使にたゞれた神が建御雷神である。

其當時の日本を治めてをられたのは、大國主命である既に述べた様にこの命は、元來が須佐之男命の御子孫で、天照大神の御子孫がやがて御降りになる下準備として、日本を治められたのであつて、天業のことに就ては、かねて考へてをられたから、少しも異議を中されず、二つ返事で承知せられた。即ちこの國土を擧げて天業の發祥地とすることになつた。

そこで愈、天下の主として、天孫に五人の神様をお供の頭につけて、日向に御降しになり、これと同時にまた國民として、饒速日命に、三十六人の神様をお供につけて大和に降されたのである。

これに依つて見れば當時の國民は、天孫のお供をして降られた神様、饒速日命と命のお供をして降られた方々、大國主命の御一族（國津神）及先住民族等で、其後の國民は、皆其子孫である。さうして、これ等の神々は、皆伊弉諾、伊弉冉の二神の御生みになつた方か、又は其御子孫であるから、結局國民の大部は、皇室と其祖先を同じうしてをる譯である。其上に其後も、屢、皇室から臣籍に降られ、或は臣下に降嫁せられて、皇室の血といふものは、愈、濃く國民に流れ込んでをるのである。

例へば藤原氏は天兒屋根命（天孫降臨に際しお供をせられた神様）の裔、平氏は第五十代桓武天皇の皇子葛原親王、源氏は第五十六代清和天皇の皇子貞純親王の裔である。

又北條氏は平高望の孫貞盛より、新田氏及足利氏は夫々源義家の孫、義重及義康より、織田氏は平重盛より、徳川氏は新田義重の子義季より分れたものである。

尋常小學國史第十七平氏の勃興

第十六 源義家 第二十二 後醍醐天皇 参照

第三十三 織田信長 第三十六 徳川家康

國體の特長

更にこの内藤原氏より出でたる大名、公卿のみを見ても、工藤、伊藤、曾我、山内、鍋島、伊達、加藤、上杉、伊井、九鬼、鳥井、萬里小路、三條、西園寺、徳大寺、大久保、秋元、中山、飛鳥井等列擧するに違がない。それから國民の一部には「アイヌ」熊襲等の先住民族及其後外國から歸化した人々の様に、皇室と其祖先を異にするものもあつたがこれ等も長い間には、皆皇室と祖先を同じくする大部の國民の血の中に同化せられて、今日に於ては、凡てが同一族として、少しも區別することが出来ない様になつてをる。實際に於て、外國から歸化した人の子孫の中には、坂上田村麻呂、三善清行、兒島高德、大内義隆等の如き名士も少くないのである。

かくの如く、皇室の分れが臣民であつて、我々個々の家族は小家族で、國家全體が大家族となつてをる。さうして皇室は其總本家で、天皇は大家族の長で、我々國民は其の子である。

即ち皇室と國民とは、一家一體である。

明治天皇は、

罪あらは我をとかめよ天神

民は我身の生みし子なれば

と仰せられ

大正天皇は、

義は則ち君臣にして情は猶ほ父子のごとく以て萬邦無比の國體を成せり。

と仰せられ

今上天皇は、

皇祖皇宗國を建て民に臨むや國を以て家と爲し民を視ること子の如し

と仰せられたのは、皆この趣旨を仰せられたものである。

之を要するに君民の一家一體なることは他の諸外國に見ることの出来ない特長であつて、これまた我國體の特長の第四である。茲に我々國民の特に考へねばならぬ點は、君臣の分といふことである。

我國君臣の關係は一面に於ては、君臣一家一體であるが、他の一面に於ては、君はどこまでも君であつて、臣下が君の位を侵すことは斷じて出来ないのである。

恰も親子一體だからと云つて、子が親の位を侵すことの出来ないのと同じである。

これは神勅に、

是れ吾が子孫の王たる可きの地なり。

と仰せられて、建國の初めから明かに定つてをる所である。

第四十八代稱徳天皇の御代に道鏡といふ者が、天皇の御寵愛になれて増長の揚句、宇佐八幡の御告だといつて、天皇の御位を窺つたことがある。勅命を奉じて、宇佐八幡の御教を受けて歸つた和氣清麻呂は、

我國は國の初めより君と臣との別明かに定まれり決して臣を以て君とすることなし無道のもの早く之を除くべし。

と神の教を少しも憚る所なく申し上げた。

我國君臣の關係はかくあるべきものである。(小學國史第十和氣清麻呂參照)

八、國體の特長（其の五）

神武天皇は最初日向にをられて、この日本を治めさせられたが茲に皇族大臣の全部を集めて、御前會議を催させられ、我本領は、天業を恢弘して天下に臨むことである。これが天神の國を我等にお授けになつた第一の目的である。世の中がよく開けてをらなかつたため、この偏僻な所に居つて時を待つたが、追々發展の時節が來たから、愈々活動を起さねばならぬ。

そうするには、偏僻で不便な所ではいかぬ。便利のよい、仕事を起すのに縁故の整つた所へ、出掛けねばならぬ。それには、大和の國は、青山が四方を圍んでをつて、日本の中でもあり、先に饒速日命が天から降つて、我仕事の下ならしをしてをる所であるから、大和の地を指して行かう。

といふ御主旨を述べさせられた。

そこで、一同はげにもと御賛同申上げて、遷都の大儀が、決行せられたのである。かくの如く、神武天皇が、饒速日命をたよりにせられたのは、何故であらうか。饒速日命は、前にも話した通り、天照大神の御命令によつて、天孫を助けて同じ目的の天業に従事する爲、天孫降臨と同時に、三十六人の神をお供につれて、この大和に降り、先づ天業發祥の下ならしをなされたお方である。さうして、神武天皇は、天照大神の御考になつたこの君臣一致の仕組を御承知であつたからである。饒速日命は、大和に降られてから、どんな仕事をなされたかと云へば、大和地方の勢力家たる長髓彦を手の内に入れ、其女を妻として親戚の關係を結んで、先住民族を歸順させ、さうして天業に従ふ様につとめられた。其女の腹には、可美眞手命といふ立派な命も出來、著々仕事が進んで行つたのである。

所が端なくも、神武天皇の御遷都に會したが、長髓彦は、あくまで天皇に歸順を拒んだので、饒速日命は、大義によりこれを討つて天皇に歸服せられたのである。

それから天照大神が、天孫降臨に際し、五人の神を御供につけられたのは、天孫を助けて、同じ目的の天業に従事せしめやうとの御考からである。

尙大國主命が、日本の國を治められてをつたのは、須佐之男命が天叢雲劍を天照大神に献上せられて、この劍を以て高天原から御降りになる様にと言上せしめられた御精神をつがれて、天孫降臨の下準備をせられたのである。

かくの如く、我日本の國の組立は、何れの方面から見ても最初から君臣一致の仕組である。従つて臣民は、天皇と同じく、天照大神の建國の精神を受け継ぎ、天皇を助け奉つて、天業を恢弘することを天職とする臣民であるといふことが出来るのである。

換言すれば、天皇の大御心を體し、誠心誠意天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることを、天職とする臣民である。この臣民の天職を完うすることが、所謂忠節である。即ち忠節は我臣民の天職である。生れながらにして備つてをる所のものである。

勅諭に

凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべきと仰せられたのは、この點を示されたものと拜するのである。

以上述べた通り、忠節は天照大神の國の仕組の上から、國民の天職となつたものであるが、これは一つの理窟である。世の中のこととは、萬事が理窟一點張りでは圓くおさまらぬ。

大岡越前守が、名裁判官として、後世まで人々から賞めはやされるのは、この人の裁判が、常に理窟と情とびつたりと一致

してをつたからであると思ふ。我々の祖先が、皇室に忠を盡すといふことを第一の本分として、代々これを實際に賤み行つて、千古の美風を爲して來たのは、前に述べた理窟だけからではないのである。

既に述べた所の、天皇は國家といふ大家族の長で、臣民は其の子であるといふ國家の組立や、皇祖皇宗の御仁徳などに對する感激即ち温き情が、以上の理窟に結んでをるからである。

次に孝に就てある。孝とは父母を敬愛し其命に従ひ、其心を安んずることであつて、古語に

孝は徳の本なり

とあり、又明治天皇の御製にも

たらちねの親につかへてまめなるか

人のまことの始なりけり

と仰せられた如く、人の一生に於て大切な徳行は、子として父母に仕へることから始まると謂はれてをる。従つて孝道といふことは、人間の大切な道としてどの國でも昔から行はれてをる所であるが、茲に一つ深く心にとめて置くことがある。即ち我國に於ては忠と孝とが別のものではないといふことである。

君に忠を盡せば、それが同時に父母に孝となり、父母に孝を勵めば、それが同時に君に忠になることである。

これは我國體の然らしむる所であつて他に全く例のないことである。

そこで何故忠と孝とが一致するかと云へば、

1、我國の組織の上から個々の家族は皇室の分家で、皇室は其本家である。

個々の小家族の中にあつて、其家長の爲に盡すのが孝で、國家といふ大家族の爲に盡すのが忠である。

故に忠も孝も、もと／＼其性質に變りがない。

2、我國は皇統が一系列であつて、現在の國民の父母祖先は何れも皇室の御爲に盡した人々である。であるから君に忠を盡すことは、父母祖先の意志である。父母祖先の志を繼いで違ふことがなければ即ちこれ孝である。

3、皇室は國家の本家で、個々の家族は分家であるから、天皇は個々の家族の家長の其のまた家長たるべき地位にあらせられる。

故に君に忠を盡すのは父母の本に盡すことになるから、父母に對しては孝となる。

等の如くいろ／＼の方面から考へられるが、どの方面から見ても結局忠孝は完全に一致するのである。

平清盛は、勢の盛なるにつれて、我まゝの振舞多く、遂に後白河上皇をおしこめ奉らんとして一族を集めた。清盛の子重盛は父を諫めて、

恩を知るのが人であつて、恩を知らないのは鳥獸である。恩の中で最も重いのは、君の御恩である。まして我が家は桓武天皇の御末であるのに、中頃大變衰へたが、父上の代になつてから、榮達を極め我等の如き愚か者でも、高き官位を頂いてをるのは、皆君の御恩である。今この御恩を忘れて、皇威を輕じ奉るやうなことがあつたならば、神罰忽ち來つて一族は日ならずして亡ぶであらう。

父上が御聞き入れにならないならば、自分は兵を率ゐて法皇を守り奉るであらう。然し父上に手向ひするのも亦忍び難い。どうしても此の御企を遂げやうと思召すならば、先づ重盛が首をはねられよ。

と申し述べた。さすがの清盛も、この諫を聞いて、一旦は思止つたのである。重盛の如きは、誠に忠孝の道を全うした人と云ふべきである。(小學國史第十八平重盛参照)

最後に、忠君愛國の一致に就てある。どこの國を考へて見ても國民たる以上何れの國民も必ず愛國心を持つてをる。しかしながら愛國心を持つてをるからと云つて、必ず忠節心を持つてをるものと云ふことは出来ない。寧ろ愛國心はあるが、忠節心のない國民が大部分である。

これは諸外國に於ける君主國では、力づく腕づくで國王皇帝になつたものであるから、皇室なり王室なりの安全を圖る爲には勢ひ力を以て國民を抑へつけなければならぬと云ふことになり、國民としては國は愛するが、どうも君主が氣に入らぬと云ふやうになるのは、自然であると云はねばならぬ。

「フランス」に於て、愛國を旗印にして立つた革命黨が、ルイ十六世と云ふ皇帝に對し、國民の利益を妨げるものとして、其罪を糺した如きは、一番よい例である。

然るに我國は、これと全く異り皇祖の聲め給ふた國であつて、國民は皇室の分れで、天皇は國家といふ大家族の家長であらせられる。即ち國家そのものが天皇の御家であり、國民は皆天皇の赤子である。今上陛下が

皇祖皇宗を建て民に臨むや國を以て家と爲し民を視ること子の如し。

と仰せられた如く、國家即ち天皇の御家國民即ち天皇の赤子である。

従つて忠君は、直にそれが愛國となり、愛國は直に忠君となるのである。

勅諭に

凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき……軍人にして報國の心堅固ならざるは……

と忠節を御諭し遊ばさるゝに、報國の語を御用ひ遊ばされた大御心もここに存するものではなからうか。

之を要するに、臣民の忠孝なることは、我國體の特長の第五である。

九、外國の國體

昔から人間は、國家を作つて生活して居るが、其國家はどうして組立てられて居るかと言へば、國家には先づ澤山の人間が居る。然も其の澤山の人間は、たゞ群つて居るのではなく一つの組織立つた團體を成して居る。その澤山の人間が一定の組織立つた團體となつて國家を形づくつてをる所の原動力は、何であるかと云へば主權と云ふ力である。

従つてどんな國家でも、主權者が定まらなければ國家は成り立たないのである。この主權と云ふものには我國の様に唯一人の天皇にあるものと、人民全體にあるもの即ち人民の中から代表者を選びこれを主權とするものとの二通りがある。前のものを君主國といひ、後のものを民主共和國といつてをる。

先づこれだけのことを頭に入れて置いて、以下我國の國體と外國の國體とを比較することにしやう。西洋人の建國の本に溯つてしらべて見ると、元來我國とは違つて、只何といふことなくいつとなく、集り來り生れ出た人間が住んで居つたのであるが、同一の仲間であるから、ここに一つの團體といふものが出來、終にこれ等の取締りに便宜だてるため、始めて共同約束のもとに主權を定めたといふ譯である。従つて西洋人は、初から民主共和の人民である。

即ち最初「ヨーロッパ」では、希臘人が國を建てたのであるが、この國は完全な民主共和國であつた。

次に羅馬人が國を建てた。この國は建國の初めに國王といふものがあつたが、後に共和國となり、再び變つて皇帝といふものを置いた。しかし國王、皇帝と云つても、何處までも羅馬共和國の役人である。役人の地位の高いものであるといふ主義をとつてをつた。所が「ゲルマン」民族と云ふものが、段々「ヨーロッパ」に繁殖して民主共和といふ建國の精神に反して、獨

逸、佛蘭西、英吉利、西班牙、埃太利等の國を建てた。

これ等の國はどうして出来たかと云ふと、最初は遊牧の民といつて、一定の住所もなく渡り鳥の様な生活をして居つたが、世の中が進むにつれて、一つの土地に固著するやうになり、其の結果大きな土地を持つて居る者は、其れだけの勢力を持つといふことになつた。

そこで大きな土地を持ち、可なりの兵力を有つて居る所の豪族城持大名と言ふやうなものが、歐羅巴の至る所に出来たのである。

さういふものが無數に出来たのであるが、其の中の力の強い者が、段々と他の豪族を併せて遂に國王の地位を得る様になつて来たのである。

今日、歐羅巴にある國王とか皇帝と云ふものは、詰り其の頃出来た豪族が、周圍の豪族を征服して、大きくなつた者の子孫である。

従つて是等の國王皇帝と云ふものは、非常な壓制なる政治を行つたもので紀元十三、四世紀より十八世紀迄の歴史は、國王の壓制の歴史であると云はれてをる位である。

こうなるのは色々の原因があらうが、實は自然の勢であると云はねばならぬ。

斬り取り強盜の野武士が、腕の強い爲に勢力を占めて、遂に國王となつたと云ふ譯であるから、何處迄も力を以て人民を壓制すると言ふことは、自然の勢である。

これに反し、我國の天皇は畏れ多いことであるが、既に述べた建國の精神に基いて立たせられた御方であるから、壓制などと云ふことは考へも及ばないことである。

こんな状態であつたから、十五、六世紀頃より歐羅巴には、再び自由共和の思想が、ムク／＼と起きて来たのである。

是は恰も我國の徳川氏の末世と似て居る。徳川氏の末には、我國體とは違つた事になつて居つた。是に於て我國體の本を考へ本に返へらねばならぬ。純粹の天皇の御親政にならねばならぬと言ふ皇政復古の思想が起つて来たのである事柄は全然別であるが、其の關係はよく似て居る。

歐羅巴の中世に於て國王といふものが起り、然も其建國の精神に反して壓制の政治を極端まで行つた時に、彼等は建國の本を顧みて、再び民主共和に返さなければならぬ。民主共和でなければならぬと云ふ思想が起つたのである。

この思想が破裂して起つて来たものが、佛蘭西の大革命であつてこの佛蘭西革命と言ふ血を流した大宣傳に依つて、民主共和の本に返へらなければならぬと云ふ思想は、歐羅巴全體の人の頭に沁み込んで仕舞つたのである。

即ち直に國體を改めて、國王皇帝を廢して仕舞つた國もある。佛蘭西は幾度も變つて居るが、終に共和國となつて仕舞つたのである。其れから北亞米利加合衆國、是は革命の破裂した數年前に獨立して、あのやうな大きな民主共和國を建てたのである。かやうに徹底した國もあるが、獨逸とか、或は英吉利、西班牙等でさう徹底的に出来なかつたのは、詰り佛蘭西大革命が二十五年の間大騒動をやつたが、結局失敗に終つたのを見て、國王皇帝を革命に依つて一時に廢して仕舞ふと云ふことは、さう簡單に出来るものではない。是は此の儘にして置く方が、國家の爲めに利益である。其の方が安全であると考へたからである。其代り國王皇帝と云ふものを形だけ元の通りに置いて、さうして是は手も足も出せない、何んにもしない様にして置いて、事實上民主共和の政治を行はうと云ふことを考へた。

つまり國王と云ふ者は置く、併しながらそれは床間の置物と同じで、唯置くだけで、之を除かうとするとなか／＼むづかしい。そつと床間に置く、唯飾物にして置いて、さうして國會を通じて人民が實力を握つて、政治をやつて行かうと云ふので

ある。であるから、彼等は國王皇帝と云ふものがあつても、決して之を主権者とは見て居らないのである。例へば模範憲法と言はれた白耳義の憲法は、國王といふものが置いてある。併し憲法には、主権は人民に在ると書いてある。英吉利に於ては、議會と國王とが喧嘩をして、終に國王が英吉利から逃出して仕舞つた。所が國王が無くては困ると云ふので和蘭からウイリヤムと云ふ人を連れて來て國王にしたのである。であるから、英吉利の政治は、國會が主人で、國王は外から雇ふて來た玄關番である。

かやうな國王皇帝と我國の天皇とを比較して、之を同一に論ずることは全然出來ないことである。

彼等の中世に於て國王といふものが起つて、是が極端なる壓制を行ひ遂に民主共和の思想に壓制せられて佛蘭西革命となり、十九世紀には國王は居つても主権は人民にある。坐つて居るが國を治めるものでなしこう云ふ事になつて來たのである。それと我國の天皇とは、全く別であると云ふことは、實に明らかな事柄であらうと思ふ。

歐羅巴の憲法では、國王は國家の機關である。王は人民の雇人である。斯う云ふことで憲法の基礎が出來て居るのである。所が我天皇と彼等の國王皇帝とは、偶々形が似て居るからと云つて、それを我天皇に當拵めて、天皇は國家の機關である。天皇は國家といふ人民の團體の雇人であると云ふが如き者があつたならば、只今申した様な成立ちを持つてをる西洋人の皇帝國王を説明するには間違ひないが、之を我天皇に當拵めるに至つては、我天壤無窮の國體に反するものと言はなければならぬ。先づさう云ふ譯であるが、世界大戰に依つて、さう云ふ皇帝國王すらも置くのはいかぬと云ふので、之をも廢するに至つたのである。露西亞の革命獨逸の政變が之である。

詰り彼等は初めから民主共和の建國である。それが中世に間違つたものが、皇帝國王となつた。それを佛蘭西革命の時に一掃する積りであつたが、種々の情實に依つて不徹底に今日迄残つて居つた。それで今度の戦争に依つて、徹底的に取つて仕

舞つた。斯う云ふことになる。

我國の人が露西亞の革命を見、獨逸の政變を見て非常に驚いた。併し驚くのは愚であつて、本來彼等は民主共和の國家であつて、詰り本に返つたのであつて何も不思議はないのである。

次に隣りの支那に就て見ると、次の様である。

今から五・六千年前に漢族といふものが、西北方から支那の土地に移つて來て、今まで居つた苗族といふものを驅逐して、支那の土地を占領した。さうしてこの漢族は、各部落をつくつて夫々は酋長を戴き、相割據して争鬪を事として居つたのであるが、皇帝といふものが出で、から、四方を征服して全部を統一し、遂に天子となつたのである。爾後天子の位といふものは徳の高い人望のあるものに、次々と讓られて行つた。堯・舜・禹がこれである。このやり方を禪讓と謂つて居る。禹は國號を夏と稱した。禹の死後、其の子が天子の位を繼ぐことになつてここに王位世襲の基が開けた。かくしてこの夏は十七代ほど續いたが、十七代目の桀といふ天子が、非常に奢侈暴虐を恣にしたため、國が亂れて、遂に易といふものに亡されたこれが放伐の始めで、爾來支那の王位繼承法として禪讓放伐の二つの法が行はれる様になつたのである。即ち支那四千年の歴史といふものは、禪讓放伐の連鎖劇であつた、最後に現在の中華民國といふ共和國になつたのである。かやうに彼等が國王皇帝と云ふものを廢して仕舞つて即ち形式も實質も民主共和にして、果して人民の爲の政治等出來るやうになつたか。どうかこれを考へて見たいと思ふ。

彼等が民主國體と云ふものを樹てた其の時に民主國體なら人民全體が政治に與らなければならぬ。所が國民全體が、一人残らず何處かに集つて、國事を相談することは、極めて人數の少ない國であれば或は出來ようが、數千萬人も居ると云ふやうな大國家にあつては、到底さう云ふ事は出來ない。そこで彼等は已むを得ず、代表と云ふものを考へた。其の代表とは何か

と云へば、一千萬人の中から五百人を選挙して、其五百人の人が定めることは國民全體が定めるのと同じであるといふのである。

一體選挙と言ふものは、中々純粹淡泊に、銘々が自分の考へ通りに投票して出来るかと云ふに、さうではなくして、色々運動が行はれて、代表者が出来るのであるから、其代表者たるや、毫も國民の意志を代表するものではないのである。又其の上代表者が、或問題に就て相談する場合多數に依つて決するのであるが、是は成程便宜な方法ではあるが、多數決程嘘はない。十人の代表者が居るとして、十人の人に向つて、貴方は牡丹餅を食ひたいか、酒を飲みたいかと云つた場合に、六人が牡丹餅を食ひたいと云ふと、十人の人が牡丹餅を食ひたいと云つたと同じであると云ふのであるが、人の意思、知識、感情を多數決に依つて決するといふことは、全然拵へ事、嘘である。

かくの如き選挙とか多數決とか云ふ拵へ事を基として、民主國は運轉せられて居るのである。

其の結果民主國の弱點として少數の人が黨派を作つて、利益を自分等丈のものにする、民主政治は、少數の人々が、勝手氣儘をする弊に陥るものであると云ふことは、歐羅巴に於て數百年來經驗して分つて居る事實である。

従つて民主國の理想とする人民の爲の政治と云ふことがどうしても出来ないものである。

以上の如く、彼等は國王皇帝を置くの政治と云ふことがどうしても其の目的を達する事が出来ない。之を取除いて、亞米利加や佛蘭西の如き政治を行つて見ても、其の目的を達する事が出来ないのである。

所が我日本に於てのみは、眞に人民の爲の政治と云ふものが、建國以來今日に至る迄立派に行はれて來て居るのである。

これは全く世界に類のない我國體の然らしむる所であつて、國體の精華といふものが、茲に發揮せられてをるからである。我々はこの世界無比の國體をよく理解し、堅く護つて、愈々建國の精神を發揚することに努めねばならぬ。

十、我が國體の價値

今までに、我國の國體は他の國の國體と比べて、いろ／＼異なる點があると云ふことに就て、五つの事柄を擧げて説明したのである。

然らばかくの如き國體が何故に有難いかと言へば、それはこの有難い國體のお蔭で未だ一度も國民の生活をませかへされた事がないからである。

諸外國の歴史を見ると、上下數千年の歴史は、皆國家存亡の跡であるといふことが分る。

これを隣りの支那に就て見ても、今日までに、二十何回といふ朝廷を變へてをる。これを西洋に就て見ても、古い所では希臘羅馬の如き近い所では英佛獨、澳、露等の如き、多かれ少かれ大小の差こそあらうが、どれもこれも悲惨な事實を、其國の歴史の上に留めてをらぬものはないのである。

甚しいものになると、佛蘭西の様に、敵國プロシヤの爲に首府パリを踏みにぢられ、遂に降参してしまつたと云ふ様な不名誉な汚れを、史上に残したものとさへある。

然るに我國は、未だ一度も外國の爲に國民の生活を、ませかへされたことがないのである。

我日本民族は、未だ一回も亡國の憂目を見たことがない。神代の昔から、だん／＼と發展に發展を重ね、愈々益々活躍してゐるのである。

勿論長い歴史の間には、國民の生活を脅かされ、もうすこしの所でませかへされやうとしたことはあつたにはあつたが、それは僅に二回を算へるだけである。其の一つは、弘安四年の蒙古の來寇であり他の一つは、明治三十七八年の露西亞の來襲

である。しかし二回は二回とも世界にも稀しい程の大捷を得て、美事に之を撃ちはらい、大八洲の土地は少しも侵されなかつたのである。

天地の神のかためし皇國とて

侵しはてたる夷をも見す

といふ和歌其のまゝの事實である。

然らばこの事實は、一體何によつて生じたか。これは我國民の團結力が強かつたからである。さうして國民の團結力の強いのは、一に我萬邦無比の國體の然らしむる所である。即ち未だ一度も外國の爲に國民生活を、ませかへされたことがないのは、この有難い國體のお蔭である。

すべて團結の大本は、中心となるべき原動力にあつて、國家といふ團結の中心たる原動力は主權にあるのである。

諸外國に於ては、中心となるべき原動力たる皇帝、國王は既に述べた如く多くは名ばかりで、所謂飾りものである。又大統領といふものは、よく考へて見ると、これは多數黨の中心となつてをるだけで、國民全體の中心とは云へない。

然るに我國は、既に述べた如く、天業の恢弘を天職とし給ふ天皇を中心として、同じく天業をお輔け申上げることが天職とする臣民を以て之を業め、而も君臣の關係は、父子の情を以て繋がれてをるから、これ程固い團結は又とない譯である。

我々が建國以來一度も外國から侵されたこともなく、家を出れば夫々安心して職務に就き、家に歸れば毎夜枕を高くして眠られると云ふことは、一にこの有難い國體のお蔭であると云はねばならぬ。國にをる間は、國の有難味が解らない。國を離れて始めて母國の有難味が分ると云ふことは、外國から歸つた人の異口同音に唱へる所である。

我々は深く我國體の有難味を辨へ、臣民たるの本分を盡くし、この國體をして益々光りあらしむる如く、奮勵努力すること

が大切である。

十一、正義の歌

最後に尊王の義士たる、藤田東湖といふ人の作られた正氣の歌を味つて見たいと思ふ。

天地正大の氣粹然として神州に鍾る

正大の氣とは正義である粹然とは粹の粹としてといふことである。

天地間に正義が漲つて居る。この世の中にあるすべてのものは皆正義の現れである。然し其粹の精は我日本の國に集つてをる。其實例を擧げて見るならば、

秀でゝは不二の嶽となり巍々として千秋に聳ゆ

巍々とは高く大きい形、千秋とは年の久しいことである。ずつと昔から永に聳え立つてをるあの立派な富士の山がそれである。

注いでは大瀛の水となり洋々として八洲を環る

大瀛とは大海のこと、洋々とは廣々といふこと、八洲とは大八洲即ち日本のことである。

洋々として我大八洲をめぐる大海がそれである。

發いては萬朶の櫻となり衆芳與に儔し難し

萬朶とは澤山の枝のこと、衆芳とは多くの花のことである。他の如何なる花とも比較にならぬ櫻の花がそれである。

凝りては百鍊の鐵となり銳利鑿を斷つべし

百鍊の鐵とは日本刀のことである。
 冑でも切れれば切ることの出来る日本刀がそれである。

盡臣皆熊鬻武夫盡く好仇

盡臣とは忠義にあつい臣のこと熊鬻とは熊のこと。

好仇とは物の情を知ることである。

勇猛熊にもまさる忠臣義士がそれである。物の情を知る、日本武士がそれである。

日本人が日本に對する自信は、かくありたいものである。しかし天地正大の氣が、この頃日本の國に愛想をつかしてはをらないだらうか。富士山は昔ながらに聳へてをるが廣々とした大海は昔ながらに日本の海邊を洗つて居るが、萬朶の櫻は昔ながらに朝日に匂つてをるが、日本刀は錆びてをらないだらうか。天地正大の氣は失せ去つてをらないだらうか。大いに反省すべきである。富士も大津も櫻の花も、日本刀も、我日本の誇である。日本武士の花も實もある心情も、亦天下の誇には違ひない。然しこれ等を以て、天地正大の氣の粹と考ふべきであらうか。さうではない。我等の最上の誇はまだ他にある。

神州孰か君臨す萬古天皇を仰ぐ

皇風六合に洽く明德太陽に俾し

萬古とは大昔から變らぬといふこと、皇風とは天皇の御威光のこと。

六合とは世界のことである。

神州には如何なる君が臨ませ給ふか。大昔から變らぬ萬世一系の天皇を戴いてをる。其御威光は全世界に行き渡り、其御徳は太陽に等しいものがある。

この事が我等の最上の誇である。世界に類のない事實である。

世に汚隆無きにあらず正氣時に光を放つ

汚隆とは汚れたり隆へたりすることである。正氣とは天地正大の氣のことである。

如何に天地正大の氣の集る國でも、時には汚れたり隆へたりすることがある。これは仕方のないことであるが、只世が亂れるとか、正義が虐げられるやうなことがある時には正氣が忽ち現はれて其本領を發揮し、正氣の正氣たる光を輝かす。

以下我歴史の事實を以てこれを立證せられてある。

乃ち大連の議に參じ侃々として瞿曇を排す

乃ち明主の斷を助け讒々として伽藍を焚く

大連とは大連物部守屋のこと侃々とは剛く眞直にといふこと。

瞿曇とは佛教のこと、明主の斷とは欽明天皇の果斷のこと、讒々とは火の盛に燃えること、伽藍とは寺のことである。

佛教が始めて我國に傳來した時、神州の正氣は大連物部守屋の正しい説に加つて、強硬に佛教を排斥し、欽明天皇の果斷を御助け申して寺を焼いた。

佛教の排斥は、必ずしも正氣の本旨ではないが、あの當時にはこの處置に出ることが、日本として最善の道であつたのである。

中郎曾つて之を用ひ宗社磐石安し

中郎とは中臣鎌足のこと、宗社とは國家のことである。中臣鎌足は、この正氣を用ひて我儘な蘇我入鹿を亡し國家を大

磐石の安きに置いた。(尋常小學國史第七天智天皇と藤原鎌足參照)
清丸會つて之を用ひ妖僧肝膽寒し

清丸とは和氣清麻呂のこと、妖僧とは道鏡のことである。和氣清麻呂は、この正義を用ひて宇佐八幡の神勅を奉じ道鏡をふるへ上らせた。(同第十和氣清麻呂參照)

忽ち龍口の劍を揮ひ虜使頭足分る

忽ち西海の颯を起し怒濤胡氛を嘯す。

虜使とは元の使者のこと、頭足分るとは首を斬ること胡氛とは蠻人の臭氣のことである。

正氣が北條時宗に宿つて、元の使者を龍口に斬らしめ、西海の大風となつて、

十萬の敵軍を玄海の藻屑とした。(同第二十一北條時宗參照)

志賀月明の夜陽り鳳輦となりて巡る。

鳳輦とは天皇の御車のことである。

元弘の亂に際し、藤原師賢が正氣を發揮するや、後醍醐天皇の御身代りとなつて叡山に赴いた。

芳野戰酣なるの日又帝子の屯に代る。

帝子とは天皇の御子のことである。

村上義光が正氣を發揮するや、護良親王の御身代りとなつて吉野山に討死した。

或は鎌倉の窟に投じ憂憤正に愼々。

愼々とは憂ふることである。

護良親王が正氣を發揮し給ふや、王事に盡され、終に鎌倉の土窟に憤死せられた。

或は櫻井の驛に伴ひ遺訓何ぞ殷懃なる

楠木正成が正氣を發揮するや、櫻井驛で其子正行に遺訓して湊川に討死した。(同第二十二後醍醐天皇第二十三楠木正成

參照)

或は天目山に殉じ幽囚君を忘れず。

小宮山友信は、讒言のため斥けられておしこめられてをつたが、主君武田勝頼の滅亡に際しては、今までの艱苦を怨ま

うともせず天目山に殉死した。

或は伏見の城を守り一身萬軍に當る。

鳥居元忠は、伏見城を孤守し、徳川の爲に一身を以て萬軍に當つた。

昇平二百歳斯の氣常に伸ぶるを獲たり。

然れども其鬱屈するに方り四十七人を生ず。

鬱屈とは氣のこもることである。

徳川氏太平二百年の間正氣はこの間のびくとして沈黙した。

しかし決して消えたのでもなく、衰へたのでもない。氣のこもつてをつた天地正大の氣は、又も赤穂義士となつて現は

れた。(同第四十一大石良雄參照)

以上述べ來つた事實を通じて、一つの結論に到達して、

乃ち知る人亡ぶと雖も英靈未だ會つて涙びず

長へに天地の間に在り隠然として彝倫を叙す。

彝倫とは人の常に守るべき道即ち正義のことである。

乃ち人は死んでも靈は決して滅びない。永遠に天地の間に漲つて、正義を敷いて行く。

以下幕末の尊王の義士水戸藩主徳川齊昭公の事業と、自分の覺悟とを述べられてあるがこれで省略することにする。

我々は、この天地正大の氣を飽くまでも大切に保護して、次から次へと譲りついで、天業補翼の天職を完うせねばならぬ。

第三節 國防及國軍建設の本旨

一、建軍の本義

建軍の本義に就て話をする。

建軍の本義といふことは、つまり我國の軍隊はどういふ軍隊で又何の爲にあるかといふことである。

どういふ軍隊であるかと云ふことを、一口に云へば、

一、我國の軍隊は天皇の軍隊——皇軍であると同時に、日本國家の軍隊——國軍であること。

二、國民皆兵の軍隊であること。

何の爲にあるかといふことを、一口に云へば、

皇室の御威光を輝かし、國家を護つて建國の精神を發揚する爲にあること。

即ち建軍の本義と云へば、以上の三つを擧げることが出来るのである。この三つの事柄は、世界に類のない我國體に源を發

するものであつて、過去三千年を貫いた歴史上の事實に基き、更に未來永遠に亘つて變らない事柄である。

以下各項に就て話を進める。

一、皇軍であると同時に、國軍であること。

既に述べたやうに、天照大神は、絶對平和安定の世を打ち建てやうといふ理想を實現せんが爲、道の國を作る必要から、其

の目的に適する場所として日本の國土を選ばれて、ここに天孫をお降し遊ばされ、この日本の國を治めるものは萬世一系の

天皇であると勅りあらせられ、同時に三種の神器を賜ふたのである。治めるとは建國の精神即ち道を世界に擴げることであ

つて、これが方法には文武の二道がある。文は政治の大權で、武は兵馬の大權である。

萬世一系の天皇がお治めになる以上、文武兩道とも即ち政治の大權も、兵馬の大權も共に天皇の握らせ給ふものであるとい

ふことは、當然のことであると云はねばならぬ。

尙三種の神器を賜はつたといふことは、これに依つて、國を治めて行く上の三大方針を、訓へさせ給ふたものと拜するので

ある。

鏡は公明正大を、勾玉は仁慈博愛を、劔は勇武斷行を現はし、公明正大、仁慈博愛を以てしても、尙建國の精神を奉じ仕へ

ないものがある時は、勇武斷行を以て之を擴げよとの御訓である。勇武斷行の原動力たる兵馬の大權は、天皇が建國の精神

を發揚あらせられる上に、どうしても離れることの出来ないものである。

明治天皇が、御勅諭に於て、

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所に在る。

又

夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其の大綱は朕親之を攬り背て臣下に委ぬべきものにあらす。

と仰せられ、更に

朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき

と宣ふたのは、皆この精神を御示しあらせられたものである。かやうに、我國の軍隊は天皇の軍隊であるが、それと同時に又國家の軍隊である。これは既に述べた君國一體の國體の上から云つて明瞭である。

所が諸外國に於てはこれと異り、國家の軍隊ではあるが、元主たる國王或は大統領の軍隊ではないことになつてをる。中には國家の軍隊でもなければ、元主の軍隊でもないといふものもある。例へば英國國王又は米、佛、獨國等の大統領は、自分の軍隊でないから、軍隊を自分の思ふ様に統率する權を持つて居らない。其の實權は、議會とか、政府とか握つて居る。

又支那の軍隊は軍閥の私兵、蘇聯邦の軍隊は共產主義の軍隊である。これ等は前に話した外國の國體から見ても當然のことで、何人と雖も犯すことの出来ない我が天皇の統帥權に比べると、非常な相違である。

二、國民皆兵の軍隊であること。

既に述べた如く、建國の精神を押し擴げて行く爲に、其の大本を御把りになるのが天皇であつて、天業を御輔け申上げるといふことが國民の天職である。従つて天皇が、建國の精神に従はないもの、即ちまつろはぬ者をまつろはす爲に、軍隊をお使ひになる場合、國民全部擧つてこれに従事するといふ事は云ふまでもないことである。國民皆兵は、我國體の上から云つて、當然であると云はねばならぬ。所が外國に於ける軍隊はこれと異り、皆傭兵であつた、現に支那の軍隊は今でも傭兵である。従つて其の軍隊は生活して行く爲の一つの職業軍隊であつたのである。近頃だん／＼國民皆兵の制度をとるやうにな

つたが、これとても眞に國民皆兵の實を示して居る國は尠いのである。

國民の天職を果すために、奉仕するのであると云ふ精神から成立つて居る我軍隊と比べて、ここに非常な相違がある。

我軍人が敵彈のために斃れるや、「天皇陛下萬歲」と奉唱して、從容死に就くのは、一に國民としての天職を完うしたといふ満足から出て、來る心持である。外國の如き職業軍隊に到底見ることの出来ない事柄である。

三、皇室の御威光を輝かし、國家を護つて建國の精神を發揚する爲にあること。

我國は、天照大神が國をお建てになつた時の最初のお考へを、益、押し擴げて行く所の使命を持つてをる。さうしてこれが爲には、皇室の御威光を輝かし、國家を護つて、永遠に存在せねばならぬ。皇室の御威光を輝かし、國家を護つて其の使命を果す爲には、自分の正義を守り、他の不正義を打ち破る力が必要である。

力がなければ、正義を押し通すことが出来ないばかりでなく、他の不正義にも従はねばならない様なことになる。この力が即ち軍隊である。

天照大神は、三種の神器を以て之を訓へさせ給ひ神武天皇が

慶を積み暉を重ねて國を治め、この二つを實行する爲に正を養ふ。

と仰せられ、明治天皇が御勅諭に

抑、國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ
と仰せられたのは、皆この御主意にほかならぬ。

従つて我國の軍隊は、正義を養ひ護り、これを實行する爲にのみ動くものであつて、領土を廣げるとか、利益を圖るとか、さういふ自分の慾を満すために動くものでもなければ、又昔の外國の軍隊に見る様に、敵對するものを擊殺しにするのが目

的でもなく、敵を服して彼等をして正義を遵奉せしめるのが、皇軍本来の理想である。日本の軍隊が道徳的存在であるといはれるのは、こゝである。

以上に依つて、我皇軍建設の本旨といふものを、よく理解することが出来たと思ふが、こゝに一つ注意することがある。それは、近頃間違つた主義思想を持つた連中が、我軍隊を崩さうと考へて次の様な手段を取つて居ることである。

彼等は自分等の持つてをる主義思想を實行する爲には、先づ我國體を覆へさなければならぬ。さうして國體を覆へす爲には軍隊を味方に入れなければ成功するものではないと著眼して、何とかして軍隊を赤化しやうとねらひだした。軍隊を赤化するには、軍人の忠節心をなくしてしまへば、もう後は譯はない。これが爲には我國軍建設の本義を破壊するが、一番手近な方法であると考へて日本の軍隊は、皇室とか國家とかの爲にあるのではない。資本家とか、地主とかの爲にある。其の手先であると唱へ出したのである。

我々が、こうして一身一家を犠牲にして、一生懸命に勉強してをるのも、一朝有事の日に於て、かけ換へのない大切な命を惜し氣もなく棄てるのも、皆皇室の爲である、國家の爲であると思へばこそである。一資本家一地主の爲であると思へば、誰が勉強しやう命を投げ出すなどは、もつての外のことである。こゝに著眼して、かくの如く宣傳するのである。

建軍の本義からして、皇軍の發動は一に大命に基き、而も其の行動は正義に則るべきものである。一資本家一地主の手先となつて動くと思ふが如きは、誠に思ひもよらぬことである。

我々は、我國體に基く皇軍建設の本旨を充分に腹に入れて、如何なる誘惑宣傳に會つても決して崩れない様にしておくばかりでなく、若しこんな誤つたことを唱へるものがあつたならば進んでよくこれ等を教へ導いてやらねばならぬ。

二、我が徴兵制度と兵役の名譽

一般に兵隊をとる爲には二つの方法がある。

一つは義務的に服する所の徴兵制度で、今一つは金錢關係より來る所の傭兵制度である。

前者は國家といふものは國民自らが護らなければならぬものであるといふ觀念から、一つの義務として兵役に服するものであつて、後者は生活の手段として兵役に服するものである。今この二つを比べて見るに、傭兵制度として、國を護るといふことの感じがないではないが、其の心持は徴兵制度と比べて非常な差があつて、傭兵制度は動もすれば彼の支那軍隊の様に、所謂唯商賣氣が出て、勢力の如何、生命の安全、報酬の厚薄等に依つて、朝に北軍につき夕に南軍に走るといふ様なことになり勝である。従つて今まで傭兵制度であつた列國も大戦間殆ど徴兵制度を採用する様になつたのである。

ここに我國も徴兵制度であり、外國にも澤山徴兵制度が出来たがこの兩者の間には何等差別がないであらうか。外國の徴兵制度は戦争の様子を見て、傭兵制度より徴兵制度の方がどうも其の結果がよいといふ所から、今までの傭兵をやめて徴兵にしたものである。従つて義務とは云ふものの、附焼刃の義務であるから、どうも強制といふ力が、多分に含まれてをるではなからうか。

これに反し、我國の徴兵制度は、今日速に出来たものではない、我國體に基いて、建國の初めから當然そうなつてをるのであつて、而も皇室の限りなき御徳や君民一家一體といふ關係から湧き出る感激性に依つて義務といふものゝ中には、些の強制も含まれては居らない。眞に奉仕するといふ觀念のみである。この點非常に差異があるのである。

我徴兵制度はかやうなものであるが、この建國以來の事實を帝國憲法第二十條に

「日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有すと掲げられ、又これに基き兵役法第一條に、

「帝國臣民たる男子は本法の定むる所に依り兵役に服すと掲げられてある。

但しここに例外がある。それは六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は、兵役に服する事が出来ないことである。(兵役法第四條)

こういふ重い刑に處せられたものは、日本臣民たるの公權を剝がれたものであつて、日本人の仲間入が出来ないものである。そんな者に國家を保護すると云ふ大事な仕事をさせることは、盗人に鍵を貸せると同様に危険であるから、除外されたものであると思ふ。

又不具疾病のため、徴兵検査で不合格になつた者も免除せられることになつてをる。(兵役法二十一條)

兵役に服すると云ふことは、國民の最も大切な義務でありながら、かくの如く重罪の刑に處せられたものとか、不具病人は、兵役に服することが出来ないのである。我々は體格がよくて、品行の正しい、國民として人後に落ちない立派な資格があればこそ、國民最大の義務に服することの出来る名譽を有して居るのである。

兵役は國民の最も大切な務めであり、又名譽な務めであるにも拘らず、兵役を如何にも苦役の如く考へる心の弱い連中があつて、兩親より受けた大切な身體に自から傷をつけて、この兵役を免れんとする心得違ひのものや、或は一家が貧しいため入營したならば老いたる父、病める母、幼小の弟妹を養ふことが出来ないといふ様なことを心配して、心にもなき兵役忌避の手段を講ずる者などが時々出て來る様である。

後者の如きは一應同情すべきが如くであるが其の手段の間違ひであるといふことは、否むことが出来ない。若し必要であるならば、其の留守中全く心配のない様にまでとは行かぬにしてもそれ相應の途が開かれてをるのであるから、不心得の考へ間違ひがあつてはならぬ。況んや前者の如く、働き盛りの青年が、演習如きに恐れて苦役の如く考へ違ひをなし、兩親より受けた大切な身體を傷けるに至つては沙汰の限りである。

血氣盛の青年が、二箇年間に在營するのは、功利的に觀察すれば或は不經濟の様であるが、平和を得る爲の代償であると考えれば、決して高價ではないのである。又個人より見て損失の様に思ふものがあるかもしれぬがこの二箇年間兵役に服することの出来るものは將來益、活動することの出来る保險附のものであつて、又この二箇年間の兵營内に於ける身心の鍛錬は、確にこの活動をして一層目覺ましき光輝を發せしむるものである。

軍隊を國民修養の學校といふのは、これを云つたものである。二年は長い様であるが、在營の二年は決して無駄の經過ではない。最も有意義の一時期と云はねばならぬ。況んや一旦緩急あつて、軍旗の下に走せ参じた時、この二年間の修養が、如何に目覺ましき活動をなし得るであらうか。

未入營者に比し、一段の奉公が出来ることとなるといふことを忘れてはならぬ。

三、戦争と服従

軍隊が平戦兩時になすべき仕事は、随分澤山あるが、其の歸する所は何であるかと云へば、一旦戦争が起つた場合、必ず敵に打ち勝つことの出来る精銳な軍隊を練りあげて、國軍建設の本義を完うすることである。

軍隊が若し戦争に弱かつたならば、縦令外形上如何に立派でも其の價値は甚だ乏しいと云はねばならぬ。故に軍隊は、平素

から何事も戦争を基準にして行く事が最も必要である。

さて戦争に於ては、戦線は數百里に亙り幾百萬の軍人は、各方面に各自の任務を分擔して活動するのが常であつて、この多數の軍人(軍隊)をして、一定の方針の下に、恰も一心一體の如く敏活に行動させ、中途如何に困難なることが起つても、飽く迄も其の向ふべき所に進ませて始めて戦に勝つことが出来るのである。

さうして軍隊をしてかくの如き衆心一致の行動をさせる爲には全軍をして其の行動の指針となるべき上官の命令によく服従させ、忠實に之を實行させることが極めて大切である。

若し上官の命令に對し、受令者が其の實行をためらうとか、或はこれに従はない様なことがあつたならば、如何に名將軍が指揮をとつても、又各人の技術が如何に優れて居つても、到底勝を得ることが出来ないばかりでなく、軍隊の成立は根本からこはされ、延いては國家の崩れる本ともなるといふ事は、歐洲大戰に於ける戰敗諸國に就て見ても、明かなる事實である。

彼の世界で一番大きい陸軍國と誇つてをつた露國も軍隊に勞兵會といふ兵卒の組合の様なものが出来て、上官の命令に對する服従がよく實行せられぬ様になつてから、忽ち全軍に崩れが來て、次でさしも強大であつた露國もがた崩れに壞れてしまつたのである。

又世界に向つて強いことを誇としてをつた獨逸軍の末路も、大體露國軍と同様の道筋を辿つて居る。

これに就ては他にも種々の原因はあるが、軍隊の秩序が亂れて服従の弛んだことが、其の直接の原因をなしたと云ふことは争ふことの出来ない事實であつて、我々が大いに戒めとせねばならぬ所である。

故に昔から陣中に於ては、指揮官の命令權を絶大にして、服従を勵行させ、これに違反する者には、嚴重な制裁を加へてをるのである。彼の

「將を恐るゝこと、敵を恐るゝより甚だしければ、戦必ず勝つ。」

などの言があるのも、つまり指揮官に絶大なる命令權を與へる必要、即ち服従勵行の必要を叫んだものに外ならないのである。服従のよく勵行せられてをる状態を、軍紀が緊張してをると謂つてをる。

以上述べた如く戦に勝つ最大の要件は、服従の勵行即ち軍紀の緊張に在るのであるから、軍紀は軍隊の命脈軍隊成立の大體とまで謂はれてをる。軍隊は平素から何事も戦争を基準として行くことが、最も必要であるから、この服従の勵行或は軍紀を緊張させるといふことは、平素から絶えず心掛けて、養成しておかねばならぬ最も大切な事柄である。

勅諭第二條に於て、特に服従の道を訓へさせ給ふた大御心も亦ここにあるものと拜するのである。

四、絶對服従

服従の必要と云ふ事は、決して軍隊だけに限つた譯のものではない。

例へば家庭でも、家族が一々自分の立場だけを唱へて勝手に振舞つたならば、一家は到底圓滿には行かない。矢張り父兄に對し、服従の道が行はれて始めて一家がよく治つて行くものである。

其の他官廳、會社、學校を始め苟も多少でも團體を形づくつてをる以上は、そこに必ず服従の必要を生じて來るものである。

しかしこゝでよく考へて置かねばならぬ事がある。それは、軍隊以外に於ける服従と軍隊に於ける服従とは、其の根本に於て大いに趣を異にしてをることである。

即ち軍隊の服従は、絶對的(其の事の如何を問はず)で、速刻的(直に)であるが、軍隊以外に於ては夫れ程までではないといふ點が、大に異つてをる所である。例へば、官吏の服従に就ては官吏服務規則といふものに依つて、相當嚴格にきめられて

をるが、それでも其の要求の程度は、決して軍隊の如く絶対的ではないのである。

かやうに軍隊の服従だけが絶対的で且即刻的でなければならぬと云ふ理由は一體どこにあるであらうか。

軍隊が服従の必要を一番強く感ずるのは、前にも述べた通りに戦時である。さうして戦時に於ける軍隊の命令は、間髪を容れる餘裕もない程のすばしい行動を要する場合に下される事が多い。而もそれが敵弾の下である。こんな場合、平常机の上でやる様に、命令の形式などを整へる違があらう筈はないのである。尙それ所か、唯身振りて傳へられる上官の意志が、其のまま一つの命令となつて表はれる事さへもしばしばである。

この急な場合に、受令者に命令の内容を調べさせるなどと云ふ事は、事實上出来ない事であつて、若しも命令内容を調べた後でなければ、服従の義務がないなどと云つて居つたならば、折角目の前にぶら下つてをる好機会をみすく逃してしまつて、戦闘は出来ないことになるのである。

形式はどうであらうと、内容はどうなつてをらうと、其の事の如何を問はず、直ちに服従することに依つて、始めて戦闘の目的を達することが出来るのである。

これに對して、そんなら戦時でも餘裕のある場合には、命令の内容を調べた上で、合點の行く命令であれば直ちに服従もしようが、そうでなければ服従するの義務はないといふことにしたらよいではないかと、いふ者があるかもしれない。さうすれば今こゝに一つの命令が下されたとしても、第一それを實行するかどうか、又實行するとしたならば、どの位の程度まで實施するか等といふことは、すべて受令者の考へで定まる譯であるから、甲は右すべしと云ふのに、乙は左すべしと主張し又甲は直ちに前進しやうとするのに、乙は其の實行を後に延ばそうとするといふ様なことが、常に起つて来るそうならば、直ちに協同一致は破れる。それが段々甚だしくなると敵前でも命令を批評して、進むべき時機に何のかの理由を申し立て、

進まぬ様な結果に陥るかも知れない。こうなつては上官の命令は、事實上實行せられないのと殆んど同様である。

命令が行はれなかつたならば、どんな名将勇士の指揮も施す方法がなく、遂に戦争は敗れ、軍隊の成立は根柢より破壊せられてしまうのである。戦時に於ける絶対服従の必要なる事は、以上述べた通りであるが、然らば平時はどうであらうか。矢張り平時でも絶対服従の必要があるか。或は一般地方と同様絶対でなくとも差支ないかといふ疑問が起つて来るかも知れない。

併し前にも述べた通り、軍隊平時の稽古は總べて戦時の豫習である。すべての事は、皆戦時の事を考へて習得させ、これを何度も何度もくり返して練習する結果第二の天性となり、心手期せずして實行が出来る様になつて、初めて實戦に役立つのである。

服従の様な重大なる事柄を平時の行ひ易い時には、絶対でなくてもよいと寛大に教へて置き乍ら、實行の難い戦時で、而も常に一身を抛つてかゝらねばならぬ様な危険な場合に俄に絶対にこれを勵行せよと命じて、到底完全に出来るものではない。平素服従を軽く取扱つて、命令に對する尊重信頼の念を薄めて居る結果は、戦時になつても其の習慣がとれないばかりでなく、平素養はれて居らない事であるから、一生懸命にやらうと思つても、自然に絶対服従の實行の上に手落が出来るといふことは見易い道理である。

以上述べた通りに、絶対服従は平戦兩時を通じ、軍隊にとつて極めて重要なものであるから、軍人は時と事柄がどうであらうとも、又其の上官が編制上直屬系統の關係にあらうが、一時の隷屬により服従關係を生じた上官であらうが、苟も上官の命令を受けたならば、直ちに之に絶対に服従して、其の間命令の當不當や、自分の一身上の利不利等を顧ることなく、一意専心其の命令を完全に果すことに努めねばならぬ。長くも勅諭の中に

上官の命を承ること實に直に朕か命を承る義なりと心得よ

と御諭しになつて居る所を拜しても、如何に服従が我軍隊の成立上重大なる意義を、有して居るか、窺はれるのである。

日露戦役中、旅順攻撃に於て、第九師團某隊が二龍山を攻撃するに當り、或日夜に乗じて松樹山と二龍山との間に、坑道作業を実施したことがある。

其の際敵監視のため、前方數箇所に歩哨を配置せられたが、其の内の一箇所は、一番大切な位置であるだけ又極めて危険な所であつた。しかし他に位置を變へる餘地のない状況であつたから、其所に配置せられたのである。

作業を始めると間もなく、其の歩哨は果して敵弾に斃れた。命に依つて分隊長は、直ちに、「何某」と小聲で呼んで、次の交代者に立哨を命じた。命ぜられた兵は、直ちに其の場所に行つたがこれ亦間もなく敵弾のために負傷した。

かくて三人四人と交代し、遂に七名迄或は斃れ或は傷いたが、其の犠牲に依つて奇襲も免れ、拂曉になつて漸く任務を終つて其所を引上げた。みす／＼目の前に三人五人と射たれた後に、又同じ場所に立つ兵の心中は如何であつたらうか。飽く迄上官に信頼し、堅く其の命令に服従して、一言半句の不平も云はず忠實に服務して其の任に死し或は其の任に傷いた。

この軍紀厳正にして上官の命令はこれ陛下の御命令と心得て、絶対の服従を守るの一事は、既に我戦勝を豫言して居つたのである。

五、絶対服従の根源

一口に絶対服従と云へば、何でもなしの様に聞える。唯上官の命令通りにやりさへすればよいではないかと思はれるが、さて之を實行するととなると我々の命を犠牲とせねばならぬ場合が多いといふ事は、前に述べた例にもある通りである。故に

受令者にとつては、實に一生の最大事とも云ふべきである。

此の重大なる事が、我軍人の間に於て平戦兩時共によく實行せられるといふ事は、實に我國軍最大の強味である。この軍隊の實とも云ふべき絶対服従の勵行を、益、良くするためには、深く其の生れてくる大本を究め、これを各自の心に刻み込むことが肝要であらうと思ふ。若し萬一にも單純に考へて絶対服従を犯す者には、嚴重な法律の裁きを加へらるるから勵行せられるのは當然であるなど云ふ風に、思ふ者があるならば、それは大きな間違ひである。何故なれば、法の裁きと云ふものは、國家として定められた事柄を犯す者があつた場合、これを仕方なしに處分するだけであつて、進んで其の事柄の精神のある所を教へて其の實行を勵ますかは乏しいものである。特に初めからこれを犯す考のないものにとつては、刑罰の威しは殆んど無意味のものであるからである。我々は決して牛馬の様に、刑罰といふ鞭を恐れて服従を實行するものではない。それならば、あの人の爲なら命を投げ棄て、も惜しくはないと云ふ様に、下の者が上官の人格に感ずる結果、それが服従の大本となつて現はれるものであらうか。

人格の高い人と、さうでない人とを比ぶれば、勿論其の高い方に、部下がよく服従するといふことは、争ふ事の出来ない事ではあるが、それだからと云つて、服従そのものが、上官の人格を大本として行はれるものとは、考へられない。若し下の者が上官の人格に感ずることに依つて、初めて服従が實行されるものとすれば、人格に感じない時には、服従の實行が悪くなることになる。而も下の者が、上官の人格を常に正確に見定める事が出来るかどうかは、疑問である。特に戦時死傷者續出し、交代の繁しい場合になれば、この事は益、難しくなつてくる。そんな不正確な判断の下に、服従が行はれる事になれば、誠に不都合な結果に陥ることは當然である。

それでは別に根源大本と云ふものはないか。唯無意識に繰りかへし實行してをる間に、それが習慣となつて實行せられるも

のと見るべきであらうか。これも決してさうではない。何故なれば絶対服従は非常な困難を冒し、自分の命を殺して実行する場合が多いのであるから、單に無意識の間に養はれた習慣では役に立たうとは思はれない。

平時ではそれで間に合ふかも知れぬが、一朝事ある場合に於て服従が直ちに死と云ふ問題と關係する時になれば、餘程堅い根源がなければ、其の習慣はぐらついて来る。即ち習慣を養ふことは大いに必要であるが、然し其の習慣は矢張り何か深い根源を、目標にして養成せられたものでなければならぬ。

要するに、以上述べた所の刑罰とか、上官の人格徳望とか、習慣性とか云ふものは、無論服従と密接なる關係があるにはあるが、これを以て直ちに我軍隊に於ける服従の根源とは云へない然らば何を以て根源とするであらうか。實に世界に類のない我建軍の本義、特に天皇の御統率といふ所に其の大本を發するのである。

前に述べた如く、我國の軍隊は、我國體に基き、建國の初めから、天皇御躬ら率ゐさせ給ふ所の軍隊であつて、而も今日迄幾千年の間、常に歴代の天皇から、特別な御待遇を賜つたばかりでなく、天皇又は皇族は、屢、軍隊と共に親征あらせられ、時によつては畏くも戰場の間に、軍人と苦樂生死を共に遊ばされたのである。我々が天職として誠心を以て皇室に仕へ奉るといふことは當然の事であるが、更にかういふ關係からして、兩者の情誼は非常に親密となり、軍隊の皇室に對する忠誠の念は愈々強くなつて、皇室の御役に立つことをこの上もない悦びとし、光榮とし誇りとし、皇室あつてこそ軍隊の活動も働き甲斐がある、皇室を離れては努力する氣にもなれない、軍隊のある意味もなさぬといふまでに堅い信念を持つ様になり、天皇を軍の頭首と仰ぎ奉り、絶対服従を捧げて、衷心皇威を輝かし國家を護つて建國の精神を發揚することに努力して來たのである。かくの如く軍隊統帥の大權が天皇御一人にあるといふことは、國軍成立上最も大切なことで、國軍の團結を最も鞏固ならしむる基礎である。我軍隊が常に嚴肅なる軍紀を維持することが出来るのは、全く右に述べた様な貴い建軍の

由來があつて、服従に確乎動かすことの出来ない根源を具へてをるからである。

尙こゝに一言しておきたいことは、天皇は其の統帥權の大綱は躬を之を統べ給ふのであるが、これが細目は臣下を信賴して、これに委ねさせ給ふことである。従つて各上官は、畏くも天皇より統帥權の一部を委ねられて、これを代行する人であるから謹んで之に服従するのは、即ち 天皇に服従する所以である事を充分理解すると共に、其の實行を怠らぬ様に修養すべきである。勅諭にも、

凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其の間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直ちに朕か命を承る義なりと心得よ。

と諭されてある。

彼の戦時、上等兵又は一等兵が斥候長となつて指揮をとる場合其の時初めて部下となつた者が直ちに絶対にこれに服従し、悦んで命を捨て、忠實に其の命令の下に活動し、當人も他人も何等の疑ひを起さぬと云ふことは、果して上等兵個人の人格の力と云へやうか。さうでないかと答へることが出来よう。

それならば刑罰の力か刑罰は前にも述べた通り、進んで人をして全力を發揮させる絶対の力はない。然らば何の爲であらうか。よく建軍の本義に基き、服従の根源を理解し、實は天皇に服従するのであるが、目前に於ては此の上等兵に服従するのが即ち軍人として自分の進むべき唯一の道であるといふ事を、充分體得してをるからである。

六、國力と國威

世界には澤山の國がある。其の内には弱い國と強い國とがあつて、弱い國は強い國に抑へられて、頭があがらないといふ有

様である。弱い國は如何にあせつても、其の國威を發揚することが出来ないばかりではなく、却つて國威踏みにちられるのである。弱い國とは實力のない國である。

縦ひ國の面積は廣くても、外國に向つて對等の權利を主張することの出来ない國である。國家の強い弱いは、必ずしも國の廣さに比例するものではない。國家の團結が鞏固であつて、而も其の團結が相當大きく、且強い軍隊を持ち富力のある國家でなければ、強い國とはいへない。最近までは、英・米・佛・獨・露を挙げ、これに日本を加へ六大強國と稱へてをつたが

現在では日・英・佛・伊・米を五大強國とし、更に日・英・米を三大強國と稱へてをる。

さてこの世界の強國なるものが、從來どんな考を持つて居つたか。如何なる外交、如何なる態度をとつて居つたか。又世界の弱國が如何なる壓迫を受け、如何に氣兼ねして居つたか。これ等の點を明かにすれば、我々日本人は、將來如何なる覺悟が必要であるかといふ問題を、決めることが出来る。先づ彼の青島はどんな筋書で「ドイツ」が支那から奪ひ取つたか。

これは、支那人が「ドイツ」の宣教師を山東省で殺したのが、事の起りである。

由來「ドイツ」は、東洋方面に足場が欲しいと、常に考へて居つたから、これ幸ひと軍艦を以て青島を占領し、何の彼のと文句を列べて、たうとう其の翌年即ち明治三十一年から九十九年といふ長い間、青島を支那から借りる約束を結んだ。

それからと云ふものは、鐵道を架ける、山を掘る、税金をとる砲臺を築いて軍隊を置く、海には軍艦を浮べる。そうして常に東洋方面を窺つて居つたのである。

次は日露戰爭の原因と佛、獨、露の横暴とに就てである。其の始め日本が日清戰爭で血を流して取つた南滿洲を露、佛、獨の三國が干渉して支那に還させた。それは日本が遼東半島を持つことは、東洋の平和を害するといふ口實であるが、其の心中は決してさうではない。「ロシア」は其の國の方針として常に不凍港を望んでをる。そこで明治十年頃「トルコ」と戰爭し

て、其の方面に出やうとしたが、英、佛、獨の邪魔する所となつて、其の目的を達することが出来なかつた。

そこで今度は東洋方面に出る事を志したが、日本が南滿洲を占領するならば、其の計畫を果すことが出来ない。又佛、獨は、日本が南滿洲を占領すれば、滿洲に於ける日本の經濟的地盤が固くなるから自分の不利になると「ロシア」をして東洋方面に活動させておけば、歐洲方面に手を出さないから安全になるといふ心がある。

其の考へは各、違ふが、日本が南滿洲を占領することを喜ばぬ點に於て皆同様であるから、茲に三國干渉が成り立つた譯である。其の後「ロシア」は、日本をして南滿洲を支那に還へさせておいて、其の報酬として旅順大連を借りることにし、東清鐵道を敷くやら砲臺を築くやら恰も「ドイツ」が青島を借りたと同様のことをした。

其の内明治三十三年に、北清事變が起つて支那が亂れたので、「ロシア」は鐵道を保護すると云ふ名目で、軍隊を滿洲一帯に配置した。この軍隊は北清事變が治まつてから、露清條約に依り三期に互つて撤兵することになつてをつたのであるが、夫は表面だけで、滿洲の經營に日も尙足らぬと云ふ有様である。尙其の上に、朝鮮方面にも手を出す、撤兵の期が來ても知らぬ顔で居る。そこで日本は朝鮮の獨立を保護し、東洋の平和を維持する爲に、「ロシア」に對し嚴重なる抗議を申込んだのである。

然るに「ロシア」は、言を左右に托し、或は我を欺かんとし、或は壓迫を加へて、我を脅かさうとしたので、茲に日清戰爭以來臥薪嘗膽の恨みは遂に、日露戰爭となつたのである。(尋常小學國史第五十一の六明治三十七、八年戰役參照)次に歐洲戰爭と「ドイツ」の横暴とに就てある。

先づ「ドイツ」と「フランス」との関係であるが、「ドイツ」といふ國は、昔は餘り大きな國ではなかつたが、慶應二年頃「オーストリア」と戰つて其の領土の一部をとり、其の後五年即ち明治三、四年頃「フランス」と戰つて更に其領土の一部をとり、

茲に獨逸聯邦と云ふものをこしらへて、其以來といふものは、段々調子づいて慾が深くなる、我儘がつのると云ふ風であつた。

さて「フランス」は、戦争に敗けて領土はとられ、澤山の金迄も取られたから、「ドイツ」を恨むこと甚だしく、何時か仇討をしやうと、全國民は獨逸の方を眺めて、齒軋りをしてをつたのである。

次に「ドイツ」と「ロシア」との関係であるが、明治十年頃「ロシア」は「トルコ」の方面に不凍港を得やうと思ひ、「トルコ」と戦争して大勝利を得たが英、佛、獨の三國干渉の爲「ロシア」が折角血を流して得た勝利を骨折損にせられて、其目的を果すことが出来なかつた。さうしてこの三國干渉の主謀者は「ドイツ」であることを、「ロシア」は承知してをるから、露、獨の關係は遂に圓滿を缺く様になつた。そこで「ドイツ」は「ロシア」を恐れて「オーストリア」及「イタリ」と同盟して、茲に三國同盟をつくつた。「ロシア」は又これに對して、「フランス」と結んで露佛同盟をつくつた。

其後「ロシア」は、尙この方面に不凍港を得やうとする望を棄てず、同人種である「セルビア」「ブルガリヤ」等の國と、常に交誼を厚うして、時の來るのを待つて居つたが、明治四十一年頃「オーストリア」が、「セルビア」から其領土の一部を奪ひ取つたといふ事件が起つた。

そこで「セルビア」の後援者である「ロシア」は、「オーストリア」に對して、戦争を賭しても「セルビア」を助けようと思つたが當時日露戦争後漸く三年、國內の復舊が未だ完全でない上に、「ドイツ」が「オーストリア」を助けようとする景況であつたから涙をのんで中止することになつた。かやうな譯で、「ロシア」も「フランス」も、共に「ドイツ」を恨んでをつたのである。

次に「ドイツ」と「イギリス」との關係であるが、「ドイツ」は勢にまかせて、年々海軍の擴張を行ひ、遂には「イギリス」の勢力を侵す様になつたから、自然「イギリス」は「フランス」「ロシア」と結んで、獨逸に對する様になつた。これが所謂三國協唯である。

即ち歐洲の天地は、獨、墺、伊の三國同盟と英、佛、露の三國協商とが相對立することになつたのである。

さて「セルビア」は、「オーストリア」から其領土を奪はれて恨み骨髓に徹し國民の怒りは非常なものであつた。「ロシア」の援助により之を奪還しやうとしたが、容易に其目的を達することが出来ぬから、セルビア人は茲に「オーストリア」の貴族を暗殺するの手段をとることにした。

其折柄「オーストリア」の皇太子が、「セルビア」から奪ひとつたボスニヤ州を巡遊して「セラエボ」といふ都に來た時、「セルビア」人は遂に皇太子を暗殺したのである。これが大正三年六月である。そこで「オーストリア」は、「セルビア」に宣戦を布告する。

「セルビア」の後援者である「ロシア」は、「オーストリア」に宣戦を布告する。「オーストリア」の同盟國たる「ドイツ」は、「ロシア」に宣戦を布告する。「ロシア」の同盟國たる英佛は、獨逸に宣戦を布告するといふ筋書になつた。この戦役間、「イタリヤ」、「ルーマニヤ」、「ギリシヤ」等の弱國は「ドイツ」或は英、露の壓迫を受けて、色々氣兼ねをした揚句、或は英露につき、或は「ドイツ」についたといふ有様である。

又「ベルギー」、「ルクセンブルグ」といふ獨立國があるが、この二國に隣り合せた獨、佛、英は我國の天保三年及慶應二年に條約を定めて、これ等二國の中立を保證することにした。即ち戦時でも、この二國に平和を保たせるために、交戦國の軍隊がこれ等の國に侵入することは、絶対にしないやうにと固い約束をしたのである。然るに一朝大戦起るや、兩國の兩土は、眞先に「ドイツ」軍隊の爲に荒された。國土は蹂躪せられ、國民は女、小供に至るまで、想像も及ばぬ程の慘い目に遭はされ

たのである。

以上述べた所に依つて、世界の強國なるものが、從來どんな考を持つて居つたか、如何なる政策、外交、態度をとつてをたか、又世界の弱國は、如何なる壓迫を受け、如何に氣兼ねして居つたか、分つたであらうと思ふ。

そこで我々は、世界の強國及弱國の歴史に鑑み、充分なる實力を養成して、常に列國をして非望を抱く餘地のない様に努めると共に、一朝我を見くびつて野心を起すものがあつたならば、直にこれを懲らしめるだけの覺悟が必要である。

さて我大日本帝國は、開關以來未だ曾つて一度も外國の侮を受けたことがないといふことを、大いに誇りとしてをるのであるが、何故日本はかくも強いのであるか。これ一に我國體の然らしむる所であると、云ふより外はないのである。

然らば、我大日本帝國には、何も心配することはないか。我大日本帝國は、世界無比の國である。我日本民族は世にも稀なる國民である。けれども、ひいて我國の前途を考ふるならば、樂觀を許さない事柄が、かなり多いと云ふことを頗る遺憾とするのである。二・三の例を擧げるならば、

糧食はどうであるか。我々の主食として居る米は、人口の増加に伴ひ、益々不足する一方である。工業はどうであるか。殊に我國金屬の産出額は、悲觀せざるを得ない。然らば飛行機はどうか、御金はどうか、勤儉力行の精神はどうか、日本人の體格はどうか、實に樂觀を許さないのである。

我々は、強國の横暴と、弱國の悲惨とに鑑み、國威の發揚は一に國力の充實にあることを思ひ、益々奮勵努力すべきである。

七、平和運動と戦争

大病の後では、誰しも長壽することを考へて、衛生に注意するものであるが、それと同じ様に、戦争のあつた場合、戦後必

ず起ることは、この人間世界から戦争といふものを、取り去つてしまふ度いと云ふ運動である。

この例に洩れず、大正七年の秋、歐洲戦争がをさまつてから、一千万の死者、二千万の傷者、三千六百億圓の戦費を振りかへつて見て、戦争の馬鹿氣さを悟つた各國の間に、戦後國際聯盟とか、不戦條約とか、其他各種の軍備制限の會議が起されたといふことは、當然であると云はねばならぬ。勿論國際聯盟大いに可なり、不戦條約大いに歓迎すべきであるが、唯これがあるから將來戦争はないものである。従つて軍備も不要であると云ふ考を抱くことは、非常に危険である。

「歴史は繰り返す」と云ふ理窟もあれば「條約は一片の反古に過ぎぬ」といふ事實もあるのであるから、以下歴史を振りかへつて見て、將來戦争はないものであるといふ考への間違ひであることを調べて見たいと思ふ。

先づ十六世紀の末から十八世紀に至る間に、前後三十六年に互る佛國の内亂、三十年戦争、「スペイン」戦争等を始めとして其他澤山の小戦争が歐洲各方面に繰り返へされ、この間に生まれた平和運動も、數へきれない程あつたが、これ等は皆一つの空想に止つて、實現をしたものは一つもなかつたのである。

次でナポレオン戦争後、ロシア皇帝の發起によつて、「キリスト」の博愛主義で相交つて、永く平和を保たうと云ふ神聖同盟といふものが生れたが、これも其目的を達する事が出来ずして、僅々十年にして、「クリミア」戦争、普墺戦争、普佛戦争、露土戦争、其他の小戦争が起つた。

普佛戦争後、各國間に益々軍備を擴張する風が漲つて來た爲、軍備縮少の聲が漸く盛となり、再びロシア皇帝の發起で、一八九九年に第一回ヘーグ平和會議といふものを開くことになつた。この會議に於ても會議の主な目的であつた軍備制限問題は、認められなかつたが、

一、國と國との争を、平和的に始末すること。

- 一、萬一戦争が起つた場合残酷な殺害を行はないこと。
 - 二、捕虜を虐待しないこと。
 - 三、非戦闘員に損害を加へないこと。
 - 四、非戦闘員に損害を加へないこと。
- といふ様な約束が成立した。

第一回平和會議で、不幸軍備制限の問題が不成功に終つたので各國間に愈々益々軍備擴張の傾きを生じて來た。尙其上に其後も北清事變、南阿戦争、日露戦争等が相次いで起つて來た、そこで一九〇七年二、三度ロシア皇帝の發起で、第二回平和會議を開くことになつた、勿論この會議の目的は、永久の平和を保たうと云ふ精神で開かれたのであるが、議題の中に最も大切な軍備制限に關する事柄が除かれてあつて、比較的枝葉の問題が擧げられてあつた。従つてこの會議も、戦争をなくする爲には何の役にも立たずして、各國とも軍備の擴張に熱中し、遂に歐洲大戰をひき起したのである。

この戦争が始まると、先に獨、英、佛等の國の間に約束してあつた「ベルギー」及「ルクセンブルグ」の中立も、第一、第二、平和會議で決められた所の、戦争を行ふ上に人道に脱れた行動をしないと云ふ約束も無残にも踏みにぢられて、我々は必要の前には、平時の約束が反古同様で、何等の役をもなさないことを學んだのである。

この大戰は、交戦國三十八箇國に及び、四年半の日月を要し、三千六百億圓の金を費ひ、死者一千萬、傷者二千萬、俘虜行方不明六百萬を出し、あらん限りの智慧を絞り出して戦争に従ひ悲惨この上もない有様であつた。従つて平和克復後、世界を擧げて、永久に戦争を無くしようと思ふ叫びが起つたのも、無理のない所である。

即ち休戦後第一に問題に上つたものは、米國大統領「ウィルソン」の唱へた國際聯盟であつて、續いて華府會議、壽府會議、不戰條約、倫敦會議等が相次いで開かれた。

これ等のことに就ては、長くなるから別に話すとして、今日は唯これ等の條約とても、今までの會議と同様に、戦争を絶對に防ぐのに役立つ様には出來てをらないといふことだけを、述べて置く。

必ず歴史は繰り返へされるのである。丁度病後の人が、病氣の苦しみが遠ざかると、病後に考へてをつた長壽とか、衛生とかを忘れて、又も不衛生を繰り返へすと同じである。

大戰後此等會議が開かれたと云つて、將來決して戦争は無いものであるといふことは、斷じて云はれないのである。我々は世界特に東洋の有様を明かにして、愈々國防力の充實に努め、益々我建國の精神を發揚することに努めねばならぬ。

八、國家總動員

國家總動員といふことは、世界大戰に於て始めて生れたものではなくして、其以前から行はれてをつたものである。即ち我國でも、遠くは蒙古の襲來、近くは日清、日露の役の場合、孰も舉國一致國難に當つてをる。この舉國一致といふことが今日で云ふ國家總動員である。これ等の戦争は、世界大戰に比べると、其規模が小さかつたから、この舉國一致即ち國家總動員といふものは、主として精神上の方面にだけ唱へられてをつて、物質上の方面には、餘り現はれてをらなかつた。そこで世界大戰に於て、國家總動員が如何に物質上の方面に現はれたかといふことに就て、一應話をすることにする。

「ドイツ」は動員が下ると共に八十萬の平時の軍隊を、四百七十萬に擴張し、「フランス」は、七十五萬から四百六十萬に増加した。かやうに澤山の軍人を要した上に莫大な軍需品を製造せねばならぬから、この方面にも非常に澤山の職工や、勞働者を必要とする。又一般の國民の生活に必要な品物を製る爲にも、澤山の勞力を缺くことは、出來なかつた。

かやうに各方面に澤山の人員を必要としたばかりでなく、戦争の進むにつれて、多數の軍人が死傷して、だん／＼減つて行

くと云ふ有様であるから、こういう状態の下に、これ等の人員を適當に按配するといふことは、中々難かしい仕事である。この人員を適當に按配して行くことを國民動員と名づけ國家總動員の一部をなしてをる。

この難しい仕事を遂行するために「ドイツ」は率先して國民勞役法といふものを定めて、國家の思ふ通りに國民の勞役を使ふ方法をとつた。

次に軍需品の方面は、どうであるかといふと、兵器の進歩、兵員の増大、戰爭期間の長かつたこと等に伴つて、非常に澤山の軍需品が必要であつた。一例を砲彈にとつて考へて見ると、日露戰役全期間を通じての我軍の全射耗彈百萬發は、世界大戰のマルヌ會戰で「フランス」の使つた彈數と同じである。ソンム會戰では、日露戰役の二十回分を射ち盡してをる。

従つて戰爭前に準備した彈は、瞬く間に使ひ盡し、製造所を擴張する位では追いつかず、各國は擧つて普通の工場を軍需品工場に作り變へ、必要な原料の分配、職工の補充等に眼の廻る様な努力をしたのである。これが即ち工業動員である。これに伴つて、原料を豊かにする爲に、原料が不必要な方面に使はれることを避け、或は成品となつて居るものを、溶かして使ふと云ふ様なことまで行はれた。

例へば「ドイツ」では、時計工場は砲彈の製造所に、染料工場は火藥製造所に變はり、銅で作つた屋根板、寺の鐘等は兵器に作り變へられ、公園のベンチまでも寢臺として徵發せられるといふ有様である。燃料節約のため、街燈は消され、日光を多く使ふ爲夏には時計を一時間進めるといふことまで行はれたのである。かういふことは、方法や程度こそ國に依つて多少の差はあるが、國として一貫した考へに依つて、戰爭といふ目標の爲に全力を注ぐといふことは皆同じであつた。

其他交通動員、食料動員、財政動員等種々の方面に互つて按配が行はれ、各國は國力を賭して最後まで戦つたのである。

さて今日に於ては、昔と異なり世界の交通がよく開けて、遠いと思つてをつた外國も、すぐ近所の様に感ぜられる様になつ

た。従つて國と國との關係が、非常に複雑になつて來て、萬一戰爭といふ場合には、到底一國對一國といふ様にあつさり片付かない。いろ／＼の關係がからんで、一國と一國との争ひも、遂に數國對數國の争ひにまでに發展して、戰爭は非常な大規模なものとなるといふことは、世界大戰の訓へる所である。従つて將來の戰爭は、大戰の様に各方面とも國家總動員で行はれる事になるから、これから後の國防は軍隊だけでやるのではなくして、國民一切の力でやるといふことになるのである。農民は農民、商人は商人、其他勞働者も、資本家も、工業家も、教育家も、すべてが自分の職業に勉強して、自から繁昌し發達することそれが直に國防に役立つのである。平素に於ける我々の生活即ち國防となるのである。

一朝事があつた場合、國家總動員を実施する爲には、平素から機關を設けて、いろ／＼の準備を進めておかねばならぬので、我國でも資源審議會とか、資源局とかが設けられたのである。併し國民としては、前に述べた如く、平素國民精神を緊張させ夫々の職業に精を出して、自ら繁昌し、發達して行くことが、即ち國家總動員の準備となるのである。かの青年訓練は、國家總動員準備の一部と見るべきものである。

將來の國防は、國家總動員の下に行はれるものであるといふことを理解し平素から國民精神を養ひ夫々の職業に奮勵することが必要である。

九、歐洲大戰後の平和運動

戰爭のあつた場合、戦後にいつも必ず起つて來るものは平和運動である。さうしてこの運動は、いつも其の目的を達するこ

とが出来ないで、再び戰爭を繰り返へすのを例としてをつたといふことは、既に述べた通りである。

歐洲戰爭後に於ても、其例にもれずいろ／＼の平和運動が起つたのであるが、往々にしてこれ等の運動が成立したから、將

來戰爭はないものであると信じて、軍備は不用なものであると云ふものがある。そこで今日は、主として歐洲戰爭の各種の約束が、頼むに足らないものであるといふことを話して見たいと思ふ。

一、國際聯盟

日本は既に聯盟を脱退したのであるが、一應は承知して置く必要があらうと思ふから若干説明する。

戰後第一に起つたものは米國大統領「ウィルソン」の唱へた國際聯盟である。(大正九年)この聯盟には五十餘國世界の大部分の國が、これに加つてを、其目的とする所は、

- 一、各國間の關係を公明正大にし、將來戰爭のない様にする。
- 二、お互に幸福を増進するために各國が互に助け合ふこと。

の二つであつて、この目的を達する爲に、聯盟國は軍備を縮少し、又國と國との間に紛れがあつた時でも、これを平和の中に片付けることを約束してをる。

往々にして、力自慢の人間が、自然に手を出しやすいと同樣に大きな軍隊を持つてをるから、自然に手を出す。即ち戰爭を起すといふものがあるが、これは間違ひである。

元來軍備といふものは、戰爭といふ危いものがあるから、自然に生れて來たものである。丁度消防組といふものが、火事といふ危いものがあるから、自然に生まれて來たのと同様である。

かやうに戰爭は、軍備があるから起るのではなく、他に戰爭を起す原因があるから、發生するものである。この原因は何であるかと云へば世界に求むるに食なく住むに土地なき國もあれば有り餘る金と澤山の産物をもつて居る大國もある。求むるに食なく住むに土地なき國は、生きんが爲に海外に發展しようとし有り餘る金と澤山の産物をもつてをる大國は、豊かな樂し

い生活を自分ばかり味つて、他に犯されまいとする。戰爭の原因は實にこゝにあるのである。各國がお互に助け合つて、互に幸福を味ふといふ精神があれば、決して争は起きない譯である。

そこで戰爭をなくする爲には、この原因を除くことが第一で、軍備を縮少することは第二であるといふことが分るが、この第一の戰爭の原因を除くため、聯盟はどれだけの役をしてをるか、殆んど役をしてをらないのである。即ち我日本代表の提出した所の、お互に助け合ふ上から云つて、一番の土臺になる人種平等案が否決されたこと、「アメリカ」と「ロシヤ」とが、この聯盟に加はるとしたならば、國々が互に助け合ふ上に於て、自分の國に不利益な義務を課せらるるからといふので、聯盟に加はつてをらないことの二つを考へて見れば分ると思ふ。

第二に現在聯盟の仕事は主に常任理事國と云つて幹事と云ふべき五大強國(日本が脱退したから今の所四大強國)がやつてを、小國は其指圖で動いてをるから、二等國、三等國に關係する紛れの始末は出来るが、一等國同志の紛れを始末する實力がないことである。第三に聯盟は或事件に對し單に相談して決めた上、これを各國に要求するだけで、これを實行させる力がないから、強國に對し、其決めた所に服従させることが出来ない。かういふ譯であるから、到底戰爭を防ぐと云ふ目的を達することは出来ないのである。

以上の様な缺陷があるからには、全く聯盟に信頼して軍備を減らすといふことは甚だ危険なことである。

二、不戰條約

不戰條約は最初フランス外相「ブリアン」に依つて持ち出され、先づ米佛間で骨組が出来、それから「アメリカ」の主張として世界中にひろがり、遂に文明國でこれに加はらないものは、殆どないといふまでになつた條約である。(昭、四)この條約は戰爭を絶対に認めないといふのであるが、強制する力もなければ、この條約に背いたものに對して制裁を加へる力もない。

其の上に自衛のために戦争するのは差支へないことになつてをる。前に述べた戦争の原因を除くといふ根本問題に觸れないで、單に結果たる戦争だけを防止しようとする點や、實行させる力のない事や、自衛のためなら戦争しても差支へないと云ふ點などから考へて見ると、これによつて將來戦争はないものであると思ふのは、大なる誤である。

三、華府會議、倫敦會議

大戰後、日、英、米の間に海軍を擴張する競争が激しくなつて、大戰前の英、獨海軍の擴張競争の二の舞をするのではないかと危まれ、これが爲に使ふ費用もかさみ、到底其の負擔に堪へない様になつた。そこで十年間の海軍休日をつくり製艦競争をやめるため、大正十一年華府海軍軍備制限條約が成立した。この條約は、「アメリカ」が世界第一の海軍をもつて、太平洋を我もの顔に横行し、東洋方面に勢力を伸ばさうといふこと、「アメリカ」にとつて、日の上の痛たる日、英同盟をやめさせようといふことを、裏面の目的として行はれたものである。

其の結果「アメリカ」の目的は、充分に達せられた。即ち海軍の兵力では英米の五に對し、日本を三の割合にし、戦艦の噸數を三萬五千噸以下と定め、我國を第二流國に下げてしまつたのである。この三萬五千噸といふことにしたのは、三萬五千噸以上の軍艦は「パナマ」運河を通れぬから、「アメリカ」として太平洋と大西洋とにある艦隊を、随時一つの所に集める爲には、三萬五千噸以上のものを造るといふことは損である。そこで外國にも、これより大きい軍艦を造れない様にしたのである。次に太平洋防備問題では、本國を遠く離れた「アメリカ」の「ハワイ」や「イギリス」の「シンガポール」の防備はやつてもよいがすぐ目の先にある小笠原、奄美大島の防備はしてはならないことに決めた。

この會議では、日、英、米、佛、伊の五大海軍國間に、戦艦及航空母艦の制限が規定せられたが、補助艦に就ては單に巡洋艦の最大噸數を規定しただけで其の他の制限を協定するに至らなかつた。其の結果今度は、補助艦の競争が起つて來たので

は、補助艦制限の議が頭をもたげ、茲に壽府會議を開くことになつた。

しかしこの會議は、英、米の正面衝突のため遂に破れた。其の後いろいろ補助艦制限の問題に就て、交渉があつた末再び昭和五年五大海軍國は倫敦會議を開くことになつた。

この會議でも、いろいろ利己一點張の泥試合があつたが兎に角成立といふことになつて、補助艦に於ても、我國は英、米に比し、劣勢なものになつたのである。

四、國際聯盟軍縮本會議

軍縮といふ事は、聯盟の最も大切な任務の一つであるが、未だ一つもこの仕事が出来てをらない。戦後七回に互りて軍縮委員會が開かれ其の結果昭和十五年十一月になつて、漸くのこと條約の案が出来た。さうして之に基いて昭和七年二月愈、本會議を開いたのである。

この軍縮案は

- 1、制限すべき軍備の範圍、即ち戦時の兵力で制限するか、平時の兵力で制限するか。
- 2、人員の制限はどうするか。
- 3、兵器の制限はどうするか。
- 4、國防費の制限はどうするか。

等に就て其のやり方の下相談をした譯であるが本會議では五十何箇國が各々自分の立場から、いろいろの意見を出して、今日までうまく話が、まとまりさうでもないやうである。しかし我國は聯盟を脱退してをるから、これには何も關係はないのである。

以上申し述べた様に、歐洲戦争後に行はれたいろ／＼の平和運動も絶対に戦争をなくする様には、出来てをらないのみならず各種會議に於て各國のとつた態度は、全く利己一點張りである。我々は之等の事情を了解し、徒らに軍縮を叫ぶことの、誤りであることを悟らねばならぬ。

十、我が國の軍備と吾人の覺悟

我が國の常備兵力は、現在十七師團約二十三萬である。この軍備の中で最も苦心せられてをることは、其裝備といふ點である。歐米列強は、大戦間貴き經驗と、莫大なる費用とに依つて、新式裝備を完成したのであるが、我國は直接大戦に關係がなかつたため、舊式裝備のまゝに取残されたといふ形であつた。こうなれば、我國としてもこの儘にして置くことは出来ない。どうしても列強並みの裝備にせなければならぬ。なんとかせなければならぬが、先だつものは經費の問題である。所が何としても經費が許さない。そこで已むを得ず、四箇師團を減じて、漸く飛行八聯隊を増し、其他相當の改善をして、我慢をして來たのである。これは大正十四年のことであつたが、其後に於ける列強殊に隣邦軍の充實振りを見るといふと、到底十四年の改革だけで安心することが出来なくなつたので、再び軍制改革が行はれる事となつた。これも其の費用を別に貰ふ事が出来ない状況であつたから、新式裝備をするためには、どうしても他の一部に於て、軍を縮少し且新式裝備も一度にといふ譯には行かないで逐次に充實せられるといふやり方であつた。かういふやり方であるから、其の途中に於て、或る時期の間戦ふ力が低下する虞がある。又この改革に於て、編成とか師管とかの變るものもあるので、團結といふ點に相當大きい動搖を與へるといふ不利もある譯である。

かういふ改革を實施しようといふ矢先に、今回の滿洲事變が起つて國を擧げて非常時の状態に移つたのである。かうなると

前に述べた所の軍の戦闘力が或時期低下することや、團結に動搖を來たすことなどは、出来るだけ之を避けねばならない。尙又一方に於てはかういふ時局に處して、皇威を發揚し、我が國策を遂行する上に遺憾があつてはならないのみならず、日滿議定書に依つて、滿洲國內の治安維持にも任せなければならぬ。従つて先に述べた軍制改革では不充分であるといふので、一時この計畫を中止して、更に別の方法で兵備を改善することになつた。そこで財政困窮の今日にも拘らず時局兵備改善案といふものが生まれたのである。この時局兵備改善案は、左の四つに區別せられてをる。

一、在滿兵力の充實

日滿議定書の示す所に従つて、滿洲國の治安維持を目途として、必要なる兵力を滿洲に保持せんとするものである。

二、補備教育の實施

新式部隊の増加に伴ひ、其の要員を養成せんとするものである。

三、緊急を要する諸制度の改善

將校生徒の増加、特別志願將校の制度、特務曹長の増加、幹部候補生制度の改正、特科下士官養成機關の新設、通信兵、航空兵に幼年兵の採用、飛行隊戰車隊一部の擴張、瓦斯防護教育機關の新設、各隊に於ける瓦斯防護の教育施設、軍犬の整備等。

四、作戰資材の整備

裝備の改善に伴ひ、兵器、被服、衛生材料獸醫材料其他百般の軍需品を整備せんとするものである。

さて我が國の軍備は、之を前に述べた隣邦軍の軍備に比ぶれば兵力から云つても、裝備から云つても、——改善せられたことはせられたが——劣つても勝つてはをらないと云ふ事が明瞭である。而も我が國は、一對一の場合もあれば、一對二或は

一對三の場合もあるといふ事を豫想したならば、現在以上に軍備を減ずるなどは、もつての外であると云はねばならぬ。又我々軍人としては、たとへ兵力は少くとも、装備は劣るとも、我が國の傳統たる精神的威力を發揮して、飽くまでも必勝の信念を以て、最後の勝利を獲得するの覺悟が必要である。かくの如きは我が光輝ある皇軍の歴史の證明する所であつて我が典範令の教ふる所である。

十一、國民訓練

現代の國防は、單に軍隊や要塞や軍艦だけの任ずる所ではなくして國民全部を擧げて之に任ずべきものであるといふことは既に述べた通りである。さうして國防の要素としては、物的要素以外に、更に重要な精神的要素を必要とすることは、云ふまでもないことである。

従つて歐洲大戰後、列國はこの意味に於て、國民の訓練に非常なる力を注ぎ、國民の體力、氣力或は規律、節制、服従といふ様な諸徳を養成して、平時に於ては國と國との競争に勝を占め有事の際はこれに依つて、國防の完全を期せんとしてをるのである。

今此等の實例として、各國に於ける國民訓練の概況を述べることにする。

1、ソヴィエト聯邦

この國の兵役法は、文字通りの國民皆兵主義である。即ち身體検査に合格したるものは、抽籤によつて正規軍に、其の残りは民兵軍に編入し更に其の残りは、隊外現役兵として採用するのである。

現役にとられた者は、全部其の準備として、滿十九歳より二十歳に至る二箇年の間に、二箇月の軍事豫備教育を必ず受けることになつてをる。

又隊外現役兵も、自分の居住地で、或期間軍事教育を受けることになつてをる。

尙我が國の高等學校以上に相當する學校では、約百八十時間の軍事學を課し、この學科の試験に落第したものは、他の科目と同様に進級させない。又身體検査の結果、戰鬥員に適するものは、夏期一箇月間野營に召集して戰鬥教育をなし、さうでないものは、同じ期間軍需品工場で仕事をさせることになつてをる。卒業生は現役兵として入隊し、八箇月間在營の後試験を行ひ及第したものは更に二箇月在營させて豫備の幹部に任命する。落第したものは、幹部たるの資格を取消し、一般兵卒として定められた期間在營させることになつてをる。従つて學生は、在校間も將來も、非常な利害關係があるから一生懸命に軍事學を勉強してをるのである。

少年に對しては、赤色少年團を組織して、英、米の「ボーイスカウト」と同様の意味で、軍事的教育を施して居る。

彼等の敬禮は、擧手の上「ゴトウウオ」と呼ばせて居るが、「ゴトウウオ」は準備と譯し、五本の指は五大洲を表し、「我に五大洲征服の準備あり」といふ信念を與へてをる譯である。

2、伊太利

伊太利の軍事教練は、法令としては發布せられて居らぬが、例の「ムツソリニー」式に、政府の一人決めで實施してをる。即ち文部大臣監督のもとに、國民體育協會を設け、全國中等學校生徒であつて、體育團體に加入しないものは、之を退校させることを命じ、一週間の内二日間半日宛、級別に一學期間八日間の體育競技、野外運動等を行ふことを規定して居るが、中々盛大である。

尙伊太利には、思想團體として、黒襦衣團即ち「ファシスト」といふものがある。

これは戦後の伊太利に、社會主義、共產主義などがはびこつて、國家が將に風前の燃火のやうに危くなつた時、國難を背負つて立つた團體である。

「フアシスト」の敬禮は、「アノーエ」と云つて右手を斜め前方高く擧げることになつて居る。この「アノーエ」といふことは「我々に」といふ意味であつて、國防の大任は我々に、國難は我々に、と云ふ強い誓ひである。

青年學生の氣風も、この感化を受けて國防問題に就ては極めて眞剣である。

3、佛國

佛國の體育及軍事的訓練は、獨逸の復讐に備へ、且例の人口の減るのを防ぐといふ目的の爲、頗る熱心に行はれてをる。現に各軍團長は、體育普及の責任者となつて、各種團體及地方學校と連絡し、運動競技並に射撃の發達を計つて居る。尙國民の自發的の考へから地方の青少年及各學校の一部では軍事豫備教育を實施して居る。

或る人の歸朝談にあつたことであるが、其の人が佛國の商科大學を見學した時實際の大砲が校庭にあつたから、
「これは兵器賣買の見本として、置いてあるのか。」

と聞いた所校長は笑つて

「射撃もするのだ。」

と答へた。

そこで更に、

「射撃する事迄知るのには、賣買上必要であるか。」

と質すと、校長は眞面目になつて、

「いや獨逸が再びやつて來る時は、全國民がこれに向はねばならぬ。大學生は他の民衆の幹部として立たねばならぬから、大砲を撃つことも覺えて置かねばならぬ。」

と答へた。以て如何に佛國民の軍事教育が、眞剣なものであるかといふことが分るだらうと思ふ。

4、英國

英國は其の國柄上、國家の強制では、軍事的訓練を實施してをらぬが國民の自覺に依つて頗る熱心に實施されて居る。

英國の此の種の運動の中で、最も有名なのは「ボーイスカウト」である。この「ボーイスカウト」は、十一歳より十八歳迄の青少年の團體であつて、我が國の少年團と青年團を合せた様なものである。「ボーイスカウト」は入團に際して、

「吾が名譽にかけ全力を擧げて、神と皇帝とに義務を盡し他人を助け、團の規律に服従する爲、常に最善を盡すべし。」と宣誓する。

現在に於ける團員は、約三十萬(内植民地に於けるもの八萬)に達して居つて中々盛大なものである。本當の軍事的教育を實施して居るのは、公立の中學校以上であつて此等の各學校には、生徒が自發的に設けた將校訓練團がある。これは豫備將校養成を目的とするもので、現在團員は三・四萬になつてをるといふことである。

5、米國

政府の奨励に依るのは勿論であるが、兎に角自發的の形式で國防觀念の養成に努めてをる。

「ボーイスカウト」は、もと／＼英國に習つたものであるが、今では英國以上であつて、團員は四十萬以上であるといふことである。

學生の訓練は、大體英國と同様であるが、特に大學生には、軍事及戰術といふ科目を設けて教へて居る事と、將校の養成以外に、兵の養成を目的とするものが設けられてあると云ふことが違ふのである。

又一般市民の夏季野營演習を実施してをるが、その卒業者は相當の數に達し、尙毎年増加の景況であるから將來は隨分な數に達するだらうといふことである。

會社工場では、その使用人が野營演習に出席することを獎勵し其の期間の給料は勿論旅費まで支給して居ると云ふ事であるが、以て一般の氣分を想像することが出来ると思ふ。

6、獨逸

獨逸は平和條約で軍事豫備教育の實施を禁ぜられ又軍備は十萬の兵員に限られて居るから、警察兵といふ名で、十五萬の准兵隊を養成して有事の日に備へんとして居るがそれにしても合計僅か二十五萬である。

この二十五萬の兵員では佛國に對する復讐は難しいから、目下政府は各地方毎に體育團體を設けて盛んに體育を行はせてそれとなく軍事的豫備教育を実施してをる。

日曜祭日には、一村青年が相集つて、登山とか、野外運動とかに出かけるのであるが、獨逸復興の爲に活動しやうとするこれ等青年の意氣込は、正に天を衝くばかりであるといふことである。

以上に依つて、各國國民訓練の狀況は、大體分つたことと思ふが、茲に我が國民訓練の狀況を振り返つて見る必要がある。抑々我が政府に青少年の訓練の相談が持ち上つたのは、大正十一年頃で當時列國は世界大戰の教訓に基いて、國民訓練に力を注ぎ國力の充實に餘念のない有様であつたに拘らず、我が國民は精神の緊張を缺いて贅澤を事とし自墮落に流れ、誠に遺憾なことが多かつたので、何とかしてこれをひき締めて行かねばならぬと考へられてをつた矢先、恰も大正十二年十一月に

は、畏くも國民精神作興に關する詔書を下されたのである。そこでこの趣旨の徹底を期する上から云つても、國民訓練は何をさておいてもやらねばならぬ大切な事柄になつたのである。然し一方經費其の他いろ／＼の事情があつて直ちに青少年全部にこれを実施することが出来なかつたので、取り敢へず實施の容易な生徒の教練に手を著け、大正十四年に愈々中等學校以上に、現役將校を配屬して訓練を始めることになり、次で大正十五年七月から一般青少年に訓練を行ふことゝなつたのである。

これ等青少年訓練の目的は、既に述べた外國の如く、軍事豫備教育ではなく、國民の心身を鍛鍊するのが目的で、其の手段として教練演習を施すといふことになつてをるのである。

又これ等の訓練によつて、今までよりは心身共に立派な壯丁を軍隊に迎へることになるので、自然の結果として在營年限を縮めることが出来ることになつた。所が往々にして其の趣旨を誤つて、在營年限を短縮して貰ひたいばかりに訓練に出るものがあつたり、職業が忙しいとか、或は兵役に關係がないからといふ様な理由によつて、訓練を受けない者があつたり或は受けても、不眞面目なものがあつたりして、前に述べた諸外國の國民訓練に比べて、其の意氣込の足らないものゝあるといふことは遺憾千萬である。

國民精神作興詔書に仰せられた様に、

國家興隆の本は、國民精神の剛健にあることを思ひ、たとへ強制はせられてをらないにしても、青少年の義務として、最も眞面目に、眞剣に訓練を受けて、國民精神の修養と身體の鍛鍊とに努めねばならぬ。

第四節 皇室に關する事項及祝祭日紀念日

一、祭政一致

古來我國は、祭政一致の國柄である。

既に屢々述べた如く、我國歴代の天皇は神の代表者として、天神の建國の精神を受け継がせられて、其大御心をこの世に行はせられる御方である。この大御心を受け継がせらるゝことが、神を敬ふの根源となり、其現はれが祭となるのであつて、大御心をこの世に行はせらるゝ御仕事は、政事となつて實現するのであるから、祭といふも政と云ふも其のものは同じであると云はねばならぬ。

神武天皇が中國のまつろはぬ者どもを平げさせられて、都を大和の橿原に奠め、始めて政事を行はせられた時、先づ第一に皇祖天神を祭らせられて、祭政一致の精神を明にし給ふた。

歴代天皇に於かせられても皆この御精神を受け継がせられ、遂には政治を「まつりこと」、祭祀を「まつり」と、同じ言葉で呼ぶやうにまでなつたのである。

今明治以後に於ける祭政一致の有様を述べると次の様である。

毎年一月四日の政治には、萬づの政治に先つて、第一に神宮に關することを聞こし召され、宣戰講和の詔勅を發せらるゝ時には、必ず神宮に御報告あらせられることになつてをる。

又皇室祭祀に依り皇室で行はせらるゝ祭祀として、數多の大祭及小祭を定められて、御親ら御祭りあらせられるのである。尙宮中には賢所皇靈殿神殿の三座の宮居を御造營になつて賢所には天照大神の御神靈として（御鏡神鏡を模せしもの）を祀られ、皇靈殿には神武天皇を始め奉り御歴代の皇靈、皇后皇妃皇親の御靈を奉祀せられ、神殿には天皇の御身の護りとし

て、神皇產靈神高皇產靈神を始め奉り八柱神と、天神地祇とを祀らせられ、前に述べた大祭小祭は、其祭に依つて或は賢所、或は皇靈殿神殿に於てとり行はせられるのである。

其他國家に一大事のある時は必ず賢所に奉告祭を行はせられ、皇室の御大婚及皇族の御婚儀等は、賢所の大前に於て行はせられ、皇子の御誕生御命名はこれを賢所に奉告し、五十日に達する時は御参拜あらせられ、又官吏の命を奉じて海外に使し、或は命を完うして歸朝した時は、必ず賢所参拜を仰せ付けられるのである。

かやうに皇室に於かせられて、皇祖皇宗を尊崇せらるゝが如く、國民も亦國家の御祖先を始め共同祖先である一郷一村の氏神及一家の祖先を祭つて、祖先の御恩を感謝し、且祖先の靈に頼つて、その遺訓遺志を受けつき擴め、一家一郷及國家の進展に貢献せねばならない。

若しも、こゝろいふ精神のないものがあつたならば、それは日本の國體を辨へないものであつて、日本人といふことが出来ないのである。かやうなものは、日本の寄生虫と同じである。

二、神宮

神宮といふのは、皇大神宮豐受大神宮の兩宮を申し上げるのである。

世に皇大神宮を天照大神宮、伊須受宮又は内宮とも申し上げ、豐受大神宮を度會宮又は外宮とも申し上げてをる。

皇大神宮は、三重縣宇治山田市の神路山の麓五十鈴川の川上に鎮まり、豐受大神宮は同じく高倉山の麓に鎮り坐すのである。

この皇大神宮は申すまでもなく我皇室國家の御祖先であらせられる天照大神を御祀り申し上げ、豐受大神宮は我國民の生活に缺くべからざる衣食の道を掌らせられる豐受大神を御祀り申し上げてある。

尙神宮には、以上の兩正宮の外、天照大神の御父母であらせられる伊弉諾尊伊弉冉尊を初め、御由縁深き尊貴の神を別宮として御祀りしてある。別宮は皇大神宮に十所豊受大神宮に四所ましますのである。

既に述べた如く、天照大神が瓊々杵尊をこの日本の國に降臨せしめ給ふた時、三種神器を授けさせられるに當つて、吾が兒此の寶鏡を視まさんこと當に吾れを視るが如く床を同じくし殿を共にして齊の鏡と爲すべしと勅らせ給ふたのである。

従つて、皇孫が高千穂に御降りになつてから日向三代はもとより、神武天皇から第十代崇神天皇の御代までは代々の天皇は、同一の宮殿にあらせられて、天照大神に仕へ奉る如く、御鏡即ち御神體に對し、親ら齋主となつて御奉仕に相成つたのである。かやうに神と人とが、同一宮殿に坐したから、俗に同殿共床と申し上げてをる。

然るに崇神天皇の御代に至り、始めて天皇の皇居の内から御神體を離して、別に御殿を造り其内に御祀りすることになつたのである。之を神人分離と申し上げて居るが、これは我國建國以來の一大變革であつて非常に大切なことである。其理由に就ては、いろ／＼の説があるが、其最も有力な説を云へば、次の通りである。

一、大神より程近き間は、神と人との間柄が非常に親しく、例へば瓊々杵尊は、天照大神が一番御可愛がりになつた御孫に當らせられるので、其親み情愛が非常に御濃厚にあらせられたが、年月の経るにつれて、この關係が段々薄くなり、御神威御神徳の高い大神と共に同殿共床に坐すことは、最も畏れ多い事として、御神體を皇居内から移して別の御殿に御祀りになつたのである。

二、神武天皇當時の國の姿といふものは、水入らずの全くの家族的の國家であり、又其の國の範圍も周圍青垣山を以て圍まれた大和平野だけであつた。所が歴代天皇の御稜威と、皇運を扶翼しまつる國民の奉仕とにより、漸次國の範圍が擴大

して、崇神天皇の御代には、東は相模、信濃、越後の一部、西は今の廣島縣吉備の境、北は京都府、南は紀伊和歌山にまで及んだのである。さうしていろ／＼の民族が皇化に靡いて我國民の内になつて來たのである。そこでこゝろいふ國民を教化し、日本精神を注入して、我國體を益々固めることが必要となつたのであるが、當時まだ文字に依つて之を涵養する手段がなかつたから、天照大神の御魂を皇居の外に御移しになり、廣く日本國民の信念理想とする所を示して、國民精神を作り上げるため瓊々杵尊より十三代御繼承になつた御約束を離れ、神人分離の大決斷をなされたのである。

かやうな譯で、崇神天皇は、大和の磯城郡三輪町三輪山の麓に帝都を遷し定めさせられ、宮城内に別の御殿を建て、これを御祀りになり、皇女豐鍬入姫命を御名代として、日夜奉齋せしめられたのである。

次で豐鍬入姫命は天皇の御命令に依り、御神鏡を奉持して、國民教化のため諸國御巡幸の途に就かれ、先づ大和の笠縫邑から當時の日本の北の端たる丹波の吉佐宮(天ノ橋立の附近)に御駐りあらせられ、次で南方にお進みになつて紀ノ國奈久佐濱宮に、更に又西の方吉備の國名方濱宮(廣島附近)に御遷りになつて、この地方國民に對し、大神の御前に額かしめ、直接其信念理想を拜することに依り、自ら感化せしめ給ふたのである。命はこの御事業に就かせられてから約七、八十年間も繼續遊ばされ、御年既に九十歳以上に達せられて、年老いて最早や其任に堪へずとて天皇に御奉告遊ばされた時は、崇神天皇は既に御崩御になり垂仁天皇の御代となつてをつた。

垂仁天皇は、皇女倭姫命をして、又國民教化の爲に旅立たせられたのである。この命は、大和を御出發になり、伊賀國に入り、近江國に進み、更に美濃尾張を廻つて、伊勢に入り、さうして五十鈴川の上流の地を選んで、こゝに千載不易の皇大神宮を建設せられたのである。

皇大神宮の御鎮座即ち宮造りは第十一代垂仁天皇の二十六年九月十七日であつて、今日(昭和八年)より計算して一千九百三

十七年前のことである。さうしてこの九月十七日は(實際は改曆の關係上十月十七日)國體の根本であり國民精神の策源地たる皇大神宮の建設日として、この日を神宮の大祭即ち神嘗祭に當て、國民一般に御祭りすることになつてをる。次には豊受大神宮に就てある。豊受大神宮の御創立は、第二十一代雄略天皇の御代で、皇大神宮の御鎮座を去る四百餘年の後の事である。

天照大神は、葦原瑞穗國に、豊受大神といふ五穀を作る上に特別の御働きのある神様が御いでになるといふことを聞き召されて、使者を遣はして、この神の體から現はれた五穀の種を高天原に持ち歸らしめ、之を御耕作になつた所、非常によく實つたので、

これは國民の生活の糧として食して行くべきものであると仰せられた。

これは國民が益々榮えて行く爲には、この種を食つて活くべきものである。言葉をかへて云へば、國家がよく治つて行く根本は、國民に安全なる生活を與へることであるとの御趣旨にほかならぬ。かやうな大切な神であるから、天孫降臨の際大神は

この神を共に祭られよ

と仰せられて其御神體を三種神器と共に御授けになつたのである。それで日向三代大和十代の間は、大神の御神體と共にこの神の御神體をも、天皇と同一宮殿に御祭りしてあつたが、崇神天皇の御代の神人分離後は、豊鍬入姫命の御巡行により、丹波の與佐宮に共に御祭りせられたのである。所が如何なる故かこの神のみを其儘與佐宮に滞めおかる、天照大神を伊勢の地に移して、現在の所に鎮座あらせられた爲に、其後約四百年間は、別々に御祭りしてあつたのである。然るに雄略天皇の御時に、天皇の御夢に、

自分獨りで朝夕の食事をするは淋しいことであるから離れてをる豊受大神を近くにまねき申せ

との天照大神の御告げがあつたので、早速使者を與佐宮に遣はして、今の外宮に御移し申されたのである。

今日 天皇が、神宮に御参拜あらせらるゝ場合には、先づ外宮に、そうして翌日内宮にならせられることになつてをる。又古來の祭典は、必ず外宮を先にせられたものである。これは大神が人間生活に必要な物資の御價値を認めさせられ、また其の價値の存在する不思議な力を尊敬遊ばされて、大神御親らが、高天原に於てこの神を御祭りになつたものであるから、この神を先に御祭することは、取りも直さず大神の御心に従ふことになり、この大御心にならつて先づ外宮より先にお祭りせられるのである。

以上述べた如く、神宮は我國で最も高い最も貴い神様であるから、皇室の御尊崇は極めて篤く、御鎮座以來皇女をして親しく奉仕せしめられたが、明治以後は皇族を祭主として祭事を總管せしめられ、年中の祭祀はいと嚴に行はれてをる。祈年、神嘗、新嘗の三祭には、勅使を遣はされ、皇室國家に重大事のある場合には御親告あらせられ、又は勅使を遣はされるのである。殊に明治天皇は御尊崇の思召深くおはし、始めて行幸の例を開かせられ、又即位禮及び大嘗祭を行はせられたる時、並に大婚の禮を行はせられたる時は、天皇は皇后と共に神宮に御親謁遊ばされることに定めさせられたのである。従つて國民一般に於ても、古來尊崇の念極めて深く齊しく大神の赤子として帝國の御祖神と崇め奉り、大御前に御詣りすることを無上の幸福として來たのである。

我々國民は、皇祖を尊崇あらせられる皇室の聖旨を奉戴し、建國の大本と國民生活の根源を示させられた廣大なる御神徳を奉讀し益々天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの信念を固くせねばならぬ。

三、大正天皇祭と大正天皇の御聖徳

本日は大正天皇の崩御あらせられた日である。

天皇陛下には、親しく皇靈殿に出御しまして御大祭を行はせられ、又多摩陵には勅使を差遣せられて、幣帛を奉らしめ給ふのである。

天皇は、明治天皇の第三皇子にあらせられ、明治四十五年七月三十日御年三十四歳にして天津日嗣の御位に即かせられた。我々國民は聖壽の天地と共に長久なることを冀ふた次第であるが、大正十五年九月十五日御發熱以來御腦の御恢復はかばかしからず、遂に十二月二十五日午前一時二十五分、皇后宮、東宮、同妃を始め奉り皇子方の御介抱を受けさせられつゝ、萬民哀愁のうちに、寶算四十八にして崩御遊ばされたのである。

本日はこの大正天皇祭に當り、數々の御聖徳のうち特に我々軍人に關係のある事柄を謹話して、天皇の聖徳の一端を偲びたいと思ふ。

宮中に惇明府といふ所がある。この惇明府は、明治二十七八年戦役に於ける振天府、明治三十七八年戦役に於ける建安府と同様に、大正三年乃至九年戦役を記念し、我皇軍將卒の偉功を永く後の世に傳へる爲、畏くも大正天皇の厚き御思召により宮中に建てられたものである。

陳列品は、我戦死者が或は身につけ、或は携行した遺品であつて、青島攻撃に於て最初に戦死せられた佐久間騎兵少佐の襟と肩だけ残つてをる軍衣、「シベリア」の「ユフタ」に全滅した田中支隊の大隊旗、歩兵第四十六聯隊佐藤少佐(當時中隊長)が上衣のポケットに入れてをつた所の染血に彩られた部下の功績調査簿、殊勳をたてた軍用鳩の剝製などがある。

佐久間騎兵少佐が敵弾に斃れた際曹長と喇叭卒とが看護しやうとしたのを、斷然拒絕して鼓舞激勵せられたといふ逸話が天聽に達するや、陛下には

古武士にも勝る天晴な振舞である。是れ眞に軍人の龜鑑といふべきである。

と仰せられ、又佐藤少佐が己の亡き後を慮り、常に部下の功績調査を補修して、上衣のポケットに携帯せる血染の紙片を、天覽に供した時の如きも、

己の部下を思ふことかくの如く懇切周到なる有爲の士を失ふたことを痛み悲む。

と仰せられて、細々と當時の模様を御下問に相成つたと拜承する。

大正元年七月三十一日御踐祚の際賜りたる勅諭に於て、其冒頭に、

朕が親愛する陸海軍人に告ぐ

と仰せられ又、

朕が統率する所の軍隊は即ち是れ皇考の慈育愛撫し給ひたる所の軍隊なるを念ひと仰せられて、軍人を愛撫あらせらるゝ大御心に深く銘肝するの外はないのである。

我々は本日の祭日に當り、益々軍人精神を鍛錬しこの大御心に副ひ奉る覺悟を深くせねばならぬ次第である。

四、正月に現れた我が國民性

古來から行はれて來た我が國新年の儀禮は、我國體の精華のよく現はれた大切な風俗であるから、以下若干解説を試みて

と思ふ。

一、正月の名稱
 正月とは支那の言葉である。我國の言葉では、正月を「ムツキ」即ち睦月二月を「キサラギ」、三月を「ヤヨイ」等と呼んでをる。

睦月は、睦し月の約つた言葉である。この月は一年の初めであるから、特に我が國民生活の根柢である億兆一心（一心同體）の信念を養ふため、一家族知己朋友相和し相親睦まじく暮さねばならぬと云ふ意義から睦月と呼ぶのである。

二、門 松

年末には、煤拂といつて家の内外を清潔に掃除してから、先づ門松を立てる。

松は四季を通じ絶えず青々たる常盤木で、彌榮の意義を現してをる。又「マツ」といふ言葉は、人を待つ、友を待つ、雙方相待つといふ様に、同心協力を意味してをる。葉の多く集つた木を松と云ひ、人の集まる所を待合所と呼び、人家の集團する所を町と云ふのも、皆同じ意義である。

即ち年頭に門松を立てるのは我建國の理想である億兆心を一にして、各々其本分を盡し、國家彌榮の道に向つて努力するといふ信念を形の上に表したものである。

尙門松には竹を添へるが、竹も亦年中青々として彌榮の色を表し、且眞直で澤山の節をもつてをるからこれを代々に準へて、即ち代々を重ねて國家の向上を現はすのである。尙松は門に立てるのみならず、神棚にも、これを飾るが、其の精神は同じである。

三、注連繩

年頭には神棚のみならず、門、玄關、其他の入口等にしめ繩を張る。しめ繩は、天岩屋戸開きの際、天照大神が岩屋戸か

ら御出ましになつた時、太玉神が最早再び後に御退り遊ばされぬ様にと申上げて、大神の後に繩を張られた古事より起つたものである。

それ以來しめ繩の内は神様の御座所であるといふことを現し何人と雖もこの内に於て汚れた行や、曲つた心を起してはならない。のみならず、此の内に入る者は、皆罪や汚れを祓はれて、清淨純潔人となり、神様に歸一同化せられるといふ意味を示すやうになつた。

日本は神國である。我々同胞は神の御末である。男子を日子（彦）、女子を、日女（姫）と呼ぶのは、神様の子孫たる意義を現してをるのである。

即ち新年にして繩を張るのは、我々の家を神社にして日本人は皆神の御末であるといふ信念を養はんが爲である。

このしめ繩は、門松と共に七草まで立て、此の間を松の内と云つてをる。松の内は我々の家も神社であるから、この間に於ては、祝酒に酔ふて喧嘩争論をして人に不快を與へたり、狂態を演じて指彈せられたり、一家の平和世間の安寧を害したりする様な行をしてはならないのである。

恰も自分達は神様になつた心持で、何處迄も清く、直く、平かな精神を發揚し、愉快に平和に新年を經過し、睦月の本旨を發揚する事が大切である。

世間には往々屠蘇に酔ふて争論し、醜態狂亂の振舞をなすものがある。これ等は全く祖先の示されたる尊き新年の儀禮を、了解せざる愚者であると云はねばならぬ。

四、御鏡餅

神棚、床の間、臺所、湯殿等に一重ねの餅を飾る。これを御鏡餅といつてをる。

鏡は「考へ見る」又は「かんが見る」である。吾々が鏡に向へば姿がうつる。即ち自分も矢張人間である、日本人であるといふ事が分る。

そこで人間なれば、人間としての務を怠らず、日本人なれば、日本國民としての本分を盡さねばならぬといふことを、考へ見るのである。これが鏡に對する祖先の理想である。

天照大神が皇孫を降臨せしめらるゝに際し、神勅の外に

吾が見この寶鏡を視まさんこと、まさに吾を視るが如くすべし。ともに床を同じくし、殿を共にし以て齊鏡と爲すべし。

と仰せられて、八咫鏡を皇孫に授けさせられた。

この御神意も、皇孫が鏡を御覽になれば御姿がうつる。夫れが皇孫であると同時に、天照大神である。故に皇孫は大神の御延長として、大神の御神徳を其のまゝ御自分のものとして、豊葦原中ツ國を御統治遊ばされねばならぬとの御神勅である。かやうに鏡は目で見る許りでなく、心で見ると同時に自分も人間であり、日本人であることを考へ、常に美はしき行動を忘れぬ事が大切である。

古來我國で、鏡が神様の御靈として奉齋せられるのは、つまり以上の精神に基くのである。

そこで年頭に於て鏡餅を飾ることは、門松やしめ縄と共に、我等の一家を益々神社化するの主旨に外ならぬのである。

五、其の他の飾物

しめ縄や御鏡には、尙附屬として護葉裏白、伊勢海老、橙、申柿、昆布、勝栗等を飾る。

ゆづり葉は、若葉が出て來ても、尙古葉が残つに相協力して幹を養ひ、次で古葉にゆづる。恰も我家族制度の如く、親子

一心同體となつて一家を經營し、次いで父が子に護るの意味を現してをる。

裏白は、多年生の常緑草で、深山幽谷の岩石の間に生じ、屈せず撓まず彌榮の働をしてをる。且裏が白くて清明の心持を示してをる。

伊勢海老は、大海怒濤の中に在つて威勢よく活動し、且赤き色を有してをる。恰も我々が、國家の一員として、常に赤心を以て諸種の困難な障礙に打ち勝ち、國家彌榮の途に向つて活動するといふ理想を示すのである。

申柿は、澤山の柿を一本の串にさして太陽の光を受けしめ、一樣に甘味を加へたもので、我々國民も、斯の如く一心同體となつて天皇の御恩澤に浴し、向上發展をとげねばならぬとの意を現はすのである。

昆布は、「ヒロメ」といつて擴張を意味し國家と共に我々も愈々擴張すべき理想を示すのである。

勝栗は申柿と同様勝栗を日光に干して其味を出し、臼に入れて搗き其皮を除いたもので、吾々國民は、天皇の御恩に浴すると共にあらゆる障礙を排除して、彌榮の理想を實現すべきものであるといふ意味を現すのである。

其他にも尙種々あるが、何れも我々同胞が一心同體となり、世々厥の美をなすべき信念を表明するのに外ならない。

六、大 祓

以上の如く煤を拂ひ、門松其他の飾物が出來ると玆に大祓を行ふのである。大祓の起源は、伊弉諾命が根の國より御歸りになつて、根の國で附著した汚を清める爲、禊を遊ばされたといふ古事から始まつたものである。いろ／＼變遷があつたが、明治四年にこれを大祓と定められ、毎年六月三十日と十二月三十一日の兩度に舉行せられることになつた。

大祓の意義は、國家全體の罪や汚を一洗して、國民の心身を清淨ならしめ、清く直く平かな心持の人間となつて、新年を迎へようといふのである。

七、元日

門松やしめ飾に依り神社化した家は、大祓に依つて茲に全く神社となり、この神社内に住居する神の後裔たる日本民族は報本反始の誠意を以て、元日を迎へるのである。

宮中に於かせられては、早朝から四方拜といふ御式があるが民間でも朝早く起き若水を汲んで嗽ひ洗面し、晴着を着て天地諸神を拜し、國家の安泰を祈り奉るのが正式である。古き句に、

元日や神代のことと思はるゝ

と云ふのがあつたが、實に元日は、全同胞が神代の古を回顧し神に歸一して清淨純正な思想を發露する大切な日である。

八、屠蘇酒

天神地神を拜し終れば、家族一同打ち揃ふて御目出度うと挨拶し、屠蘇酒を飲むのである。屠蘇酒はこれを神様に供へ、神様と共に子供も、老人も、女子も、男子も悉くこれを飲む。即ち元日には、一家全體、従つて國民全體が、神様と共に同一の酒をのんで、神合一億兆一心の根本精神を發揚する次第である。屠蘇酒が小供や女の口に合ふ如く甘く造られてあるのも、この精神に基くものである。

九、雑煮餅

餅は粘り氣の多い米をむしてこれを搗き、益々其韌軟性を強くしたものである。國家の彌榮は、國民全體が、この餅のやうに粘り強く、不屈不撓の體力氣力を以て、各自の本分を發揚することに依つて期待することが出来るのである。さうしてこの餅に、芋、大根、水菜、焼豆腐、魚、鳥、其他地方々々の有合せの品々を加へて煮たものが、雑煮餅である。

芋や水菜等は、青人草即ち我々同胞を意味し、つまり國民各自は各々地位本分を異にするも、この雑煮の如く皆一心同體となり、不撓不屈の精神を以て進まねばならぬといふ意味を表はすのである。

一〇、年頭の料理

祝酒の肴として一般に用ふるものは、數ノ子、煮豆、するめ、昆布、鹽鮭等である。

これ等の品も、皆億兆一心國家彌榮を意味するのであるが、又一方には年頭の季節に於て、何れの地方でも、又貴賤貧富に拘らず、全同胞が準備し得る品物を選んだ次第である。

昔は衣服の如きも、年頭の晴衣として、ごく質素な布製で、誰でも準備し得るものを選び、新春には貴賤貧富の別なく袖を連ねて、一心同體の信念を養ふに便利な様に定めてあつたものださうである。

十一、七草粥

七日には七草粥を祝ふ式がある。

七草とは、せり、なづな、ごきよ、はこべら、佛の座、すじな、すじしろ、である。

然し七草は、これ等の品と限らない。地方々々で、種々な野菜類を用ひてよいと云ふことである。この七草は、六日の晩と七日の朝とに家族一同のものが、庖丁、火箸、薪、摺古木、杓子、金杓子、菜箸の七道具を以つて、交るく刻むのである。これは「はやす」といつてをる。この時、

唐土の鳥が日本の土地に渡らぬ先に

なすな七草はやしてほとゝ

と云ふ歌を繰り返すのである。

唐土とは支那、今では外國を指すのである。七草は青人草、即ち無數の國民、「はやして」は發展せしむること。「ほとと」は程々、即ち本分を盡すといふ意味である。

外國人が日本に來ない前に、我々同胞は各自の本分を發揮して、國家を發展せしめねばならぬと云ふ意味である。これを以て我々祖先の國民的自覺が、如何に穩健著實であつたかを察することが出来る。

其他一心同體、國家の向上に貢献するといふ信念を、養ふ儀禮と風俗とは少くないがこれを略する。

以上の如く、年頭に於ける本邦古來の風俗習慣は、徹頭徹尾億兆心を一にし、世々その美をなし、以て天壤無窮の皇運と、日本民族の彌榮を期するといふ精神に依つて、一貫してをるといふことが分るのである。

我々は此の意味に於て、大に新年の儀禮を尊重し、億兆一心に國體の精神を發揮することに努力せねばならぬ。

五、四方拜、元始祭、新年宴會

一月一日は四方拜である。

四方拜は紀元節、天長節、明治節と共に國家四大節の一であつて極めて大切な御儀式である。

天皇陛下におかせられては、天明前に於て神嘉殿の南庭に設けられた玉座に出御あらせられ、神宮を初め奉り、御歴代の皇靈及天地諸神を順次に御拜あらせられて、皇祚の無窮、國家の安寧、國民の慶福を祈らせ給ふのである。

常に皇祖の神勅を奉ぜられて、我々國民の上に深く大御心を留めさせられ、親しく國民の幸福を祈らせ給ふ聖旨の程は、誠に畏れ多き極みである。

我々國民は、愈々感激發奮して、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。特に軍人は、陛下の股肱、國家の干城として、

一層鞏固なる覺悟が必要である。

一月三日は元始祭である。

天皇陛下には、賢所、皇靈殿、神殿に出御あらせられ、御親祭を行はせ給ふのである。

年頭に於て、親しく皇祖皇宗の御靈及天神地祇を祭らせ給ふのは、天津日嗣に即かせられたる大本を尊び祝して、皇祖皇宗の御恩に報い参らせられる大御心に出でさせ給ふものと拜察するのである。

皇室におかせられて、かくも深く皇祖皇宗を尊崇あらせられ、親しく範を國民に垂れさせ給ふといふことは誠に畏れ多いことである。我々國民たるものは、よくこの大御心を體し各々敬神の誠を致し、崇祖の念を高め、益々忠誠以て皇室に仕へ奉らねばならぬ。

尙一月五日は、新年宴會である。

陛下には、豐明殿に出御あらせられ、親任官及外國使臣を召されて、酒饌を賜はるのである。

これは君民一體共に新年を御祝ひあらせられる、大御心に出でさせ給ふものであつて、誠に畏れ多いことである。我々もこの聖旨を體し、君臣一體の信念を以て、新年を御祝ひ申上げねばならぬ。

六、陸軍始

本日は陸軍始である。

本日大元帥陛下には、親しく東京駐屯部隊の觀兵式を行はせられ、各地方衛戍地に於ては、衛戍司令官が命を奉じて觀兵式を行ふことになつてをる。

この陸軍始は、明治六年一月に行はせられたのが始めて、あつて爾後は毎年の恒例となり、一月八日を以て行はせられることになつたのである。

陸軍始は、古來の尙武の遺風として残つてをる稽古始、道場開等と同一の意義であつて、この古來の尙武の美風を永く存続せむとの厚き御思召に依つて、とり行はせらるゝものであると拜察するのである。

尙武思想の消長が、直に國家の盛衰興亡を左右するといふことは古今東西の歴史の明かに示す所である。西洋諸國にしても、東洋諸國にしても、すべて武を以て興り文を以て亡んでをる。之を我國史に就て觀ても、尙武の氣象が國民一般に漲つてを つた時代には、皇軍は幾度も大陸に出動して、大に我が國威を發揚したのであるが、中世に至り、藤原氏が權を吝にし、文弱に流れるに及んでは、外は我が國威を墜し、内は源平相争ふの基を開き、遂には我國體に戻るやうな制度をつくる原因を醸すに至つたのである。

これは一家一族の成衰に就ても、同様である。

驕る平氏は久しからず

とか、

賣家と唐様で書く三代目

とかいふ言葉が、よく之を物語つてをる。

明治天皇の御製に、

弓矢もて神の治めし國人は

ことなき世にも心ゆるすな

と仰せられ、又古語に、

治に居て亂を忘れず

とある如く、我々は陸軍始めを行はせらるゝ大御心を體し、たとへ太平無事の世であつても、常に尙武思想の鼓吹作興に努めなければならぬ。

特に軍人は勅諭に、

夫武勇は我國にては古よりいと貴べる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきか。

と仰せられた御趣旨を體し、武勇の養成に片時たりとも、油斷があつてはならぬ。これが爲には、我々の體力、武技、信念の三つの事柄を養つて行くことが、最も大切である。

七、紀元節と神武天皇の建國の三大綱

紀元節は、神武天皇が、天下を御平定の後、大和國畝傍山の東南樞原の地に宮殿を造營あらせられて、御即位の大禮を擧げられた日を紀念日として、皇室に於かせられて、國家永遠の繁榮を祈願あらせらるゝ國家的大祝日である。

この紀元節の佳辰に當り、神武天皇の御言行に徴し奉つて、我建國の精神を更に一層適確ならしめるといふことは、誠に意義の深いことであると思ふ。

既に述べた如く、天皇は最初日向高千穂宮にされましたのであるが、御年四十五にして天業恢弘の御志を起させられ、これに就いて皇族大臣を集められて、大御言を賜つたのである。其大御言の中に、

故に蒙にして以て正を養ひこの西の偏を治す皇祖皇考乃ち神乃ち聖にして慶を積み暉を重ねて多に年所を歴たりといふ御言葉がある。

又樞原の宮に於て御即位の際、賜はつた大詔の中に、

上は則ち乾靈國を授け給ふ徳に答へ下は即ち皇孫正を養ひたまひし心を弘めむ然して後に六合を兼ねて以て都を開き八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からさらむやと仰せられた。

この大御言と御即位の大詔にある所の、慶を積み、暉を重ね、正を養ひ、即ち積慶、重暉、養正の三つの御言葉は、建國の三大綱と云つて最も大切な事柄である。

慶とは憐み恵むこと、慈悲を垂れ仁徳を施して、この温みに人を包むことである。

暉とは正しい智慧である。如何に慶を尊べばとて、其前後表裏に智慧の光が伴つてをらなければ、其恵は暗く、其徳は明ではない。智の光りで、これは爲すべきこと、これはなすべからざること、明確に見分けて、其恵に光のあるやうにする。そして正しい指導の下に、慶を興へる。恰も如何に慈善がよいことだからといつて、不用意に何でもかでも慈善を行へば、其慈善のために、却つて遊惰の民を造り、社會の發達を妨げると同じである。積むとか重ねるといふことは、俄に思ひついた事ではなく、ずつと建國の始めから、終始一貫して行はれて来たといふ意味である。

正を養ふとは、正義を養ひ護ることである。その正義を保護し養つて行く爲には其原動力となるものが必要である。實行させる所の實力となるべき機關がなければ、折角のよいことも、單に心の中に思つて居るだけに止まり、或は自分の都合の悪い時には、無遠慮に正義を、踏みちつて平氣でをる様になる、飽くまでも正

義―積慶、重暉―を實行させる爲には是非とも其實行を強ふるに必要な實力を備へねばならぬ。

そこで前にかへつて、大御言の中程にある所の、

故に蒙にして以て正を養ひこの西の偏を治す皇祖皇考乃ち神乃ち聖にして慶を積み暉を重ねて多に年所を歴たりといふ御言葉を、分り易く言へば、

従つてものゝ分らない者ばかりであつたから、正義を實行させる機關として國を建て、先づこの西の偏りを治めて時を待たつた。さうして御代々の神々は、この國といふ實力によつて、建國以來長年月の間、終始一貫、正しい智慧に照して仁徳を施し、正義を實行あらせられた。

といふことである。次に御即位の大詔の、

上は則ち乾靈國を授け給ふ徳に答へ下は則ち皇孫正を養ひたまひし心を弘めむ然して後に六合を兼ねて以て都を開き八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からさらむや。

といふ御言葉を分り易く云へば、

愈々天皇の位に即いて、上は天神が國をお授けになつた御目的に副ひ奉つて其御徳に答へ下は皇孫が正義の實行機關として國を建てられた大御心を弘めて行かう。

さうして最後には世界を一つに治め、又世界中を一つの家にして、平和の世を打ち建てよう。と云ふことである。

要するに、神武天皇は、大御言と大詔とに於て、

御代々の御精神は、積慶と重暉とであつて、この二大綱を實行する爲茲に國を建てようとして、養正となつた。この大精

神を弘め擴げて、最後には世界中を一つに治め、世界中を一つの家として、絶對平和の世を打ち建てよう。と仰せられたのである。

以上述べた神武天皇の三大綱は、天照大神の神勅及三種神器の訓を、其儘受け繼がせられたものであつて、天照大神の撰國垂統と神武天皇の三大綱とを拜察すれば、我建國の精神理想といふものが、如何に高遠であるか窺はれるのである。帝國は、滿洲國を維持確立して、愈々建國精神を恢弘せんがため、孤立敢へて恐れず經濟封鎖敢へて辭せざるの意氣を以て、遂に聯盟を脱退したのである。我々はこの紀元の佳節に當り、益々建國の精神をはつきり肝に銘じ、あらゆる困難障礙を排除し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉つて、建國精神の發揚に邁進せねばならぬ。

八、陸軍紀念日と日露戦争回顧

「光陰矢の如し」と云はれるが、我が國が興廢の岐路に立ち、奮然として國際紛争の解決を干戈に訴へて、見事に強敵を撃退し、大日本帝國の地歩を、東洋の天地から世界の舞臺に押し進めたあの日露戦争の時から、月日は流れて茲に第二十八回（昭和八年）の陸軍紀念日を迎ふるに至つた。

この紀念日に當り日露戦争の顛末を追想して、國難の犠牲となつた幾多の英靈を慰め、且つ當時の國民的危機を回想し、以て國運向上の鑑たらしめたいと思ふ。

イ、戦争の發端

我國は今日でも國土が狭いように、日露戦争以前は、尙更狭かつたのである。

それなのに、年々七十萬からの人口が殖える。七十萬と云へば丁度高知縣の人口に當るから、毎年海が少しづつ乾いて高

知縣丈けの土地が殖えるなら問題はないが、土地は依然として元通りで人文殖える。而も國土の人口密度は世界一、二でそれに山國であるから耕す面積は少くない。

かやうな事情から、我が國民は明治維新以來、海外發展即ち國內で同胞が共喰するのではなく、海外に出で、他の國民の間に雜居し、相協調して生計を営まなければならぬと云ふ考が頗る盛んであつた。

従つて先づ最も近い朝鮮なり滿洲なりに、或は商賣の爲に、或は農作の爲に、澤山の人が出入して茲に平和の發展を求めたのである。

所が明治二十七、八年の頃支那が朝鮮は自分の屬領であると云つて、何かと我國民の活動を妨げたのである。

東洋平和即ち同文同種の各民族が、お互に交通し協調して、平和の生存を遂げることはかくして害せられ、帝國自身その領土的脅威を感じ、遂に日清戦争となつたが、戦は我が國の勝利に終つて、朝鮮に於ける我が國民の出入が認められ、且遼東半島は我が有に歸したのである。

然るに當時露國も、其の國の農産物を海外に賣り廣めんが爲、東洋に自國の輸出港を得たいと考へて、國土の大と軍隊の多いのを傘にして、幾度も支那を脅して、遂に東部西比利亞を其の領土と爲し、「ウラジヤストック」に築港したが、そこは冬期海水が凍つて不便が多いと云ふので、更に滿洲に目をつけ大連旅順を手に入れたいと苦心して居つたのである。

そこで日清戦争の結果、我が國が大連旅順を含む遼東半島を領有することになつたのを、何とかして妨げんとして、獨、佛と共に三國結んで、日本が遼東半島を領有することは、東洋の平和に障害があるから止めたらよからう。若しいやといふなら考へがあると、云つて來たのである。

幾多將卒の膏血によつて贏ち得た遼東半島を、理不盡にも三國干涉によつてとりあげられることになつたので、國民の血

は正に最極度に熱し、興奮の絶頂に上つたのである。

興奮のあまり、遂に大事を醸すべきを憂慮あらせられた。明治天皇は長くも詔勅を下賜あらせられて、我が國力に鑑み一向に冷靜邦家の大計を誤ることなき様訓へさせられたのである。

右の詔勅に我々の父兄は皆泣いた。臥薪嘗膽と云ふことが、期せずして四千同胞の肝に銘ぜられたのである。

日清戦争後の我が同胞は、依然東へ、西へと海外發展を企てた。石炭なり大豆なりの取引きの爲に、多くの人が滿洲へ出向した。

ところが露國は、明治三十三年支那の動亂を機とし、滿洲に兵を進めて之を占領し、まふと旅順大連を手に收めて、港の設備に著手し、且我が同胞の發展を阻害したのである。

露國の從來踏んで來た領土侵略の政策は、今や支那に及び勢の及ぶ所、必然日清戦争の動機であつた朝鮮にも及ばんとした。三國干涉の怒りに燃えてをつた我が國民の憤は、云ふまでもないことである。けれども當時我國には、露西亞と戦ふだけの力も自信もなかつたから、何とかして露國との間に平和的交渉を遂げ、相共に協調して滿洲に於ける經濟的發展を行へる様にしようと、幾回も幾回も談判を重ねたのである。併し露國は何とかかとか云つて承知しないのみならず、朝鮮迄にも兵を進めて、之が占領を企てるに至つたのである。

我等と祖先を同じうし、相合體して始めて相互の安全と幸福とを保障し得べき朝鮮が、露國の有に歸せんとすることは、吾に我が國民の發展の途を塞がれるのみではなく、我が國土自體が危險に瀕して來るのである。

もう起とう、もう戦はうと力み返つた國民の意氣は、誠に盛んなるものであつた。

けれども、政治の局に、將又國防の衝にあつた人々は、尙ほ我が國力の不足に鑑みて、戦争は避けなければならないと考

へ仕方がないから、滿洲だけは露國に委せるが、朝鮮には手をつけないようにと交渉したが、露國は之に耳を傾けないのみか、どん／＼滿洲及朝鮮に兵を増したのである。

最早や戦争を避けようにも避ける何等の手段も残されなかつた。

屈せんか、朝鮮は露西亞のものとなつて、いつかは我祖國も危くならう。起たんか、必勝の成算は期し得られない。

がまゝよ、坐して滅びんより起つて、抵抗し得るだけは抵抗しよう。

きり結び双の下は地獄なり

身を捨て、こそ浮ぶ瀬もあれ

これが當年我が上下をして起たしめた心理であつた。

ロ、日露戦争経過の概要

二月九日旅順に於ける海戦の快報を得たる國民は、自信と不安と相半する心の動搖を押へながら、陸戦の公報を待つた。朝鮮に上陸した第一軍は、敵を驅逐しつゝ、五月一日鴨綠江の北岸に據る點を攻撃して、先づ第一回の勝報を得、海陸共に緒戦の勝利を收めて志氣大いに振ひ、國民亦歡呼して皇軍の前途を祝したのである。

次で第二軍は鹽大澳に上陸して、五月二十六日南山を陥れ、敵を旅順に追ひ込んで其攻略を第三軍に委せ、北に進んで得利寺に勝つた。

第一軍は續いて北進、六月二十九日摩天嶺の天險に據る敵を撃破し、中間を進んだ第四軍と共に、諸所に敵を破つて遼陽に迫り、所謂滿洲の雨期を冒して、泥濘車軸を没する惡路に砲車を進め、糧食彈藥を運び、八月末から第一、第四、第二軍合して遼陽附近に大會戦を交へ、十三萬五千の兵を以て二十二萬五千の露軍を破り、我軍大勝利の中に敵は北方に退却

した。

この頽勢を挽回せんが爲、敵は二十五萬の大兵を擧げて敢然逆襲に轉じた。

當時我が軍の補充は意に委せず、僅かに十二萬の兵員に過ぎなかつたが、止つて敵の攻むるを待たんよりは、進んで敵を撃破せんと決心し、茲に十月七日から十數日に亙る沙河の遭遇戦が行はれた。

敵は連戦連敗の耻辱を雪がんが爲、非常の決心を以て攻め來り、而も其兵力も我に二倍したが、我が作戦その宜しきに適ひ、敵は再び退却を繰り返した。

次いで時は沍寒の期に入り、茲に兩軍は沙河の小流を挟んで相對峙し、明治三十七年を越えたのである。

難攻不落と稱へられた旅順の攻圍に任じた第三軍は、明治三十七年八月十九日、第一回の總攻撃を行つて成功せず、十月二十六日から更に第二回を、十一月二十六日より第三回をと肉弾又肉弾攻撃を繰り返へし、乃木將軍の「鐵血覆山山形改」の句その儘の慘憺たる苦闘を續け、第三回總攻撃も亦不成功には終つたが、この攻撃で爾靈山を占領したので、その後は敵の港内を下瞰して、旅順の死命を制するに至り、遂に守將ステツセルをして戦意を失はしめ、三十八年元旦の旭光の前に白旗を立てしむるに至つたのである。

沙河に冬營した滿洲軍の主力は、二月上旬行動を起して奉天に向ひ、旅順を陥れた第三軍も續々北進して左翼に加はり、朝鮮北境より進んだ鴨綠江軍は右翼に展開し、茲に我が滿洲軍の全力は、奉天附近に於て敵の全軍に相見えることとなつた。

敵の兵力は約三十七萬を算し、我は今尙二十五萬の劣勢である。

而して敵將クロバトキンは、

奉天以北に退却すべからず

と露帝の訓令によつて、茲に最後の決意を固めて、我も亦此の一戦こそ我が國運興隆の關鍵なりとし、將卒一致必死の覺悟を以て相見えたのである。

春とは云へど、滿洲の三月は氷點下何度と云ふ沍寒季であるからえ切れない寒さの焚き火さへも消して、全軍ひそかに敵に敵にと近接した。

昔も今も兎角戦といふものは、腹がへつては出來ぬものとなつてをるのに、追送糧秣が思ひ通りに届かないので、六合の米を四合に減らし、酸いと云ふのは梅干一つといふ、あの軍歌其儘の行進を重ね、北風にわき立つ黄塵濛々の裡に、我が將卒は最後の戦へと急いだのである。

先づ右翼の鴨綠江軍が攻撃を開始すると、敵將クロバトキンは狼狽して、其の豫備隊を東の方に動かした。其の間に第一第四、第二軍が正面から攻めかけ、敵が驚いて東にやつた豫備隊を、更に西の方に呼び返へしてをる時には、我が第三軍はそつと西の方から敵の退路に大迂回を行つたのである。

遂にクロバトキン大將は、露帝に奏上して、

予は包圍せられたり

と打電し約六萬の死傷者、約二萬二千の俘虜、砲約五十門、小銃約三萬四千、其他多數の兵器を戰場に残して、大混亂の儘北方に敗走し、三月十日即ち二十八年前の今日、最後の陸戦は我が軍の大勝利に歸し、次いで行はれた五月二十七日の日本海海戦と相俟つて、大勢を決するに至つたのである。

ハ、戦勝の原因

前述の経過を以て大勢は定つたが、勿論日露兩國の内輪にはいつて見れば、露西亞の方にはまだ多くの精兵があり、戦費もあつたのに、我國では最早殆ど全部を戦線にそまぎ、既に後備役を終へた人々を、勅令を以て速かに五箇年間の兵役を伸ばし、辛うじて若干の老年後備兵を準備し、戦地の第一線にも多くの補充兵を混へ、就中戦費の調達は、日一日と困難となり、最早此の邊で戦争に見切りをつけて、媾和に導く方が有利であらうと、當時直接戦争の事に當つた最高の人々の間に、考へられた程であつた。然るに露西亞に於ては、戦争に一番大切な國民的結束が破れ、内亂が勃發して戦争中止の聲を擧げるものが續出し、各種工場のストライキが頻繁に繰りかへされ、到底戦争を續けることが出来なくなつて、遂に十月十四日媾和の成立となり、皇軍の凱旋を以て日露戦争の局は結ばれたのである。

今日の露西亞は赤化、共産等の言葉と共に、世界の一脅威となつてをるが、今より三十年前に於ける露西亞は、全く別の性質、即ち世界最強の陸軍國として、世界の恐怖する所であつた。我國が、愈々露國に對して宣戰したといふことを聞いた時、世界は露國の横暴を憎みながらも、一樣に日本の敗戦を豫想して氣毒のこゝろ考へたのである。

勿論我國にも、この戦争を危ぶんだものが中々多かつたが、而も何故開戦に決したかと云へば、それは露國の爲に無理矢理に起つた已むを得ざらしめられたからである。

然らば全く無成算で戦つたのかと云へば、そこには二つの目當があつたのである。

即ち其一つは、當時西比利亞鐵道が單線で、十分の兵隊を露西亞本國から送ることは長時間を要するから、我にして神速果敢に攻勢を取つたならば、各個に敵を破ることが出来やうと云ふのと、もう一つは、最後の一人最後の一戦を盡しても戦ひ抜けようとする、我が擧國一致の壯烈なる意氣の確信があつたからである。

然るに西比利亞鐵道の輸送力は、我が軍で豫想したよりは餘計の力を發揮し、戦争が進むに連れ段々に多くの軍隊を送る

ようになつて、益々我が軍との兵數上の差を大ならしめ、此の點は見込違ひに終つたが、獨り國民一致の緊張努力と云ふ點に至つては、露國は遂に前述のような國內の反亂を惹起し、我が國は戦進んで愈々緊張の度を強めた。そこに大なるけじめがつけられたのである。

即ち一死君に捧ぐるを知つて顧みなかつた從軍將卒と、忠烈なる出征將士の背後にある熱烈なる國民とが、びつたりと氣合を揃へて戦争に従事したといふことが、總ての物質上の不足を補ひ、遂に我國の勝利となつて戦争を終つたのである。

今日の紀念日に當り、我々先輩の成し遂げた偉業を回想すると共に、日露戦役の勝因となつた擧國一致の緊張は、今回の滿洲上海事件に於ても遺憾なく發揮せられて、赫々たる偉勳を建てる事が出来たばかりでなく、國際聯盟に於ても、四十有餘國を相手として、正々堂々と我が國策に向つて邁進することが出来たといふことを考へて、今日の難局に處して、愈々この一致協力の歩調を描へ最後の目的に向ひ邁往するの覺悟を鞏くせねばならぬ。

九、春(秋)季皇靈祭と崇祖敬神

春(秋)季皇靈祭は、春(秋)分の日に於て、天皇陛下親しく皇靈殿に出御まし、歴代の皇靈と皇后、皇妃竝に皇親の御靈とを祭らせ給ふ御式典である。

皇靈祭の御式典を行はせられた始めは、明治三年であつて、明治十一年からは、春秋二季春分、秋分の日に於て行はせられることに定め給うたのである。我が皇室は、神武天皇から大正天皇に至るまで、年を経ること二千五百有餘年、御代の更なること百二十三代に及び、而も明治十年からは、皇靈の外に歴代の皇后、皇妃皇親の御靈をも、皇靈殿に合祀あらせられることになつたから、御正辰毎にお祭を行はせられるとすれば、殆ど毎日の様に御祭典を遊ばされると云ふ狀況となり、御多

忙御繁務に陥るのみならず、數多く屢々となる爲、人心狎れ易しと云はれる如く、嚴肅崇敬の點に萬一缺ぐる所があつてはならぬといふので、春秋二季に祭らせ給ふことになつたものと、拜察するのである。

以上の如く、皇靈祭を春秋二季に行はせられることになつたのは、明治維新以後のことであるが、其淵源する所は極めて古く天照大神が高天原に於て、齋殿^{いはいのみや}を建て、天神を御祭り遊ばされ親しく崇祖敬神の道を御示しあらせられた所に、其源を發するのである。

崇祖とは祖先を崇ぶことで血統に基き、敬神とは神を崇ぶことで宗教上の信仰に基くものである。

如何なる土地でも、如何なる民族でも、祖先のないのに存在する譯はないから、人類のある所には人情として必ず祖先崇拜の思想がある。又如何なる時代でも、如何なる民族でも、人の力以上の大きな力といふものを、頼らうとしないものはないから茲に必ず神を崇拜するといふ思想が起ころるものである。

かやうに何れの土地、何れの國に於ても、崇祖敬神の思想といふものは必ずあるものであるが、我國に於ては其國體からして次に述べる如く他の國に見られない特長がある。

第一には崇祖と敬神とが、一體をなして居ることである。

我國に於ては、天皇は常に神たるの資格をもたせられ、天照大神は國民共同の祖先であらせられる。國民も亦生前は人であつても死後は神の資格をもつてをると考へ、祖先を神として祭つて來たのである。

かやうに祖崇は總て神として祭られてをるから、崇祖即ち敬神敬神、即ち崇祖、名は二であつても實は一である。

第二は皇室の皇靈祭は國民の祖先祭に一致することである。

我國は血族的の國家であつて、皇室は我々國民の總本家であらせられ、國民個々の家族は皇室の分家である。日本民族は、

誰でも其家系を溯つて見ると、必ず皇祖に到着するのである。従つて皇室の御祖先のお祭りは、取りも直さず國民の祖先の祭である。

第三には我國の祖先崇拜は、我國が家族の逐次發達して成り立つた國家である關係上、特に家族といふものを重んずる爲、自然家族の大本を崇ぶ所に根本の理由があつて、國民精神の中心とまでなつてをることである。かやうな譯で、第十五代應神天皇の御代には儒教が、第二十九代欽明天皇の御代には佛教が、第四百代後奈良天皇の御代にはキリスト教が、又近頃になつては種々の西洋思想が傳へられ、何れも次第次第に廣く且つ深く弘められ浸み込んで來たが、この崇祖敬神の思想は、依然として國民精神の中心をなしてをるのである。

而も神を祭らせ給ふことは、たゞ御祖先であるから崇敬し奉るといふことではなく、神の大御心を天皇の大御心に宿させられることであつて、さうして其大御心に宿つた神の大御心に基いて政治を遊ばされるのである。

即ち祭は神意を反省することであり、政は神意を實現することである。我國政治の基礎は、祖先祭祀にあるのである。即ち祭政は一致するのである。

本日皇靈祭に當り、我國の崇祖敬神は如何なるものであるかといふことをしつかりと辨へ、親しく範を垂れさせられる大御心を體し、心を協へ力を戮せ私を忘れ公に奉じて、我建國の精神を發揚することに努めねばならぬ。

十、神武天皇祭と神武天皇の御聖徳

本日は神武天皇が御年百二十七歳を以て、橿原宮に崩御あらせられた日である。皇室に於かせられては、毎年本日を神武天皇祭として、皇靈殿に於て御親祭を行はせ給ふのである。

神武天皇は、御名を神日本磐余彦火火出見尊と申し上げる。

天皇は最初日向高千穂宮にましましたが、御年四十五歳にして天業恢弘の御志を起させられ、太和に向つて御東幸あらせられた。

神武天皇が東方に向はせられて、大和の國を平定せられたことに就て、主として武力のみに依る御遠征であるかの様に云ふものがある。これは未だ御聖徳の全部を明かにせず、天皇の御聖徳を損し奉るものであつて、誠に畏れ多いことである。

神武天皇が、大和國に向つて御出發になつたのは、決して御征伐の爲ではなかつた。又實際に於て、干戈を御交へ遊ばされた事は、極めて少ない。

唯長髓彦の抵抗があつた事で、其他には戦闘といふほどのことはなかつたのである。これが神武天皇の御聖徳の高い所以であり、所謂神武而不殺といふ御徳の然らしむる所であつて、而も我が建國が、支那其他西洋の國々で見られる様に殺戮殘虐を事とし土民を威壓し、其土地を奪つて國王となつたのとは、大に趣を異にして居る所である。

神武天皇は、殘酷なことは微塵も遊ばされない。日向御出發から、干戈を以て威服せしめらるゝ御思召がなく、一に徳化を旨とせられた。

例へば長髓彦が、饒速日命を奉じて天皇に抵抗した場合、饒速日命はいろ／＼歸順を進めたが、どうしてもきかないので、長髓彦を殺して命は降参せられた。所が天皇はこの敵であつた饒速日命の子、可美真手命を、今日の近衛師團長の如き重職に任せられた。又兄磯城兄猪といふものを誅せられたが、單に其巨魁を亡ぼされた事で、其一味徒黨を殺させ給ふやうなことはなかつた。さうして弟磯城、弟猪に對して、今日の縣知事の如き官職を授けさせられた。昨日の敵にさへ信任を與へられたほどであるから、其他のものは勿論臣民として深く愛撫せられたのである。かやうに天皇は、何處までも土民を愛撫して懐けられたのである。

支那若は西洋の諸君主が、敵を屠り、叛く者を殲滅し、二心のあるやうなものは、親兄弟親戚までも殺戮するといふ殘虐な手段と、威壓的方法で、王位を贏ち得たのに比べて天地の差がある。

大體東征といふことが間違ひである。神武天皇の御曾祖父瓊々杵尊が、日向に天降らせられてから、御三代の間、日向に都せられて天業の緒を開かせられたが、日向の地が偏鄙で、日本の中心と餘りに離れてをるので、天皇は更に東の方に移轉して日本全國を治めるに便利な處を撰びたいと云ふ思召を以て、日向を御出發遊ばされたのである。決して御東征ではない。御東幸である。本日神武天皇祭に當り、御聖徳を偲び奉ると共に、これに報いまいらせるの覺悟を愈々固くすることが必要である。我々は益々軍人精神を磨き、其本分を盡して、この世界無比の國體を擁護し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。これで初めて、天皇の御恩に報い奉ることが出来るのである。

十一、天長節と今上陛下の御聖徳

天長節は天皇陛下御誕生の日のことを申し上げるのであつて、天長といふ文字は、聖壽の天地と共に長久ならむことを希ふ意味である。

天長節の起りは、第四十九代光仁天皇の御代である。其後武家時代に至り、久しく中絶せられてをつたが、明治天皇御即位の後、明治元年これを復せしめ給ふたのである。

今上陛下は明治三十四年四月二十九日に御誕生あらせられ、御名を裕仁、御稱號を迪宮と仰せられた。御年十六歳即ち大正五年十一月三日、立太子の禮を擧げさせられ、次で大正八年五月七日御成年式を擧げさせられた。